

平成 28 年度

全国知的障害児・者施設・事業 実態調査報告

公益財団法人日本知的障害者福祉協会
調査・研究委員会

目 次 (平成 28 年度)

I	調査経過	91
II	調査結果 A	92
	1. 定員	92
	2. 現在員	92
	3. 事業所設置年	93
	4. 利用率	94
	5. 年間総開所日数と 1 日あたりの開所時間	95
	6. 職員の数と構成	96
	7. 職員の年齢・性別並びに勤務年数	99
	8. 夜間職員の勤務状況	100
	9. 施設・事業所の建物の状況	101
	10. 主な加算・減算の状況	102
	11. 虐待防止への対応	104
	12. 短期入所の状況	105
	13. 職員の資格取得・処遇の状況	109
III	調査結果 B	111
	1. 定員と現在員	111
	2. 年齢別施設利用者数	112
	3. 施設・事業在籍年数	115
	4. 障害支援区分等の状況	117
	5. 療育手帳程度別在所者数	118
	6. 身体障害の状況	118
	7. 精神障害の状況	120
	8. 「てんかん」の状況	121
	9. 認知症の状況	121
	10. 触法障害者の状況	122
	11. 支援度	124
	12. 医療的ケアの実施状況	127
	13. 複数事業利用者の状況	129
	14. 日中活動利用者の生活の場の状況	129
	15. 施設入所支援利用者の日中活動の場の状況	130
	16. 入退所の状況	131
	17. 就職の状況	137
	18. 介護保険サービスへの移行状況	140
	19. 死亡の状況	146
IV	調査結果 A 別紙	
	【食事提供体制加算に関する調査結果】	149
	【補足給付及び重度障害者支援加算に関する調査結果】	160
	調査票 A	164
	調査票 B	170

I 調査経過（28年度）

平成28年度も日本知的障害者福祉協会会員事業所の悉皆調査として当調査を実施した。4,378事業所に調査票を発送し、事業所単位の【調査票A】は3,120か所（回収率71.3%）、事業利用単位の【調査票B】は3,130か所（回収率71.5%）から回答を頂くことができた。

今年度の調査では、結果を迅速に報告するとともに、例年実施している施設・事業種別毎の調査を全国調査にあわせる形で、回答の負担軽減と集計分析における整合性を図ることとした。また、前年度から追加した報酬改定に伴う設問も継続して実施し、会員事業所と各部会の理解と協力により、ここに2か年分の報告書が完成した。これもひとえに、関係者の皆様のご協力の賜物と深く感謝している。今後とも本調査がよりよい障害福祉施策に繋がるよう、引き続き会員の皆様のご協力をお願いしたい。

調査・研究委員会 委員長 大垣 勲 男

調査票提出状況

【事業所単位A】

施設・事業所の種類	送付数	提出数	回収率（%）
障害児入所施設	241	158	65.6
児童発達支援センター	188	128	68.1
日中活動事業所	2,357	1,632	69.2
障害者支援施設	1,592	1,202	75.5
計	4,378	3,120	71.3

* 日中活動事業所とは、療養介護・生活介護・自立訓練（生活訓練・機能訓練）・自立訓練（宿泊型）・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型を日中に実施する事業所。（多機能型も含む）

* 障害者支援施設は上記事業に併せて施設入所支援を実施する事業所。ただし自立訓練（宿泊型）を除く。

【事業単位B】

施設・事業種別		施設数	提出数	回収率（%）	
児童福祉法及び障害者総合支援法	児 童	障害児入所施設	241	158	65.6
		児童発達支援センター	188	126	67.0
	単 独 型	療 養 介 護	0	0	0
		生 活 介 護	2,004	1,525	76.1
		自 立 訓 練	24	18	75.0
		就 労 移 行 支 援	17	13	76.5
		就 労 継 続 支 援 A 型	30	17	56.7
		就 労 継 続 支 援 B 型	363	260	71.6
	多機能型事業所	1,511	1,013	67.0	
	計	4,378	3,130	71.5	
(うち施設入所支援)		1,592	1,184	74.4	
事業数		4,378	3,130	71.5	

多機能型事業所の内訳	生 活 介 護	1,146	752	65.6
	自 立 訓 練	271	150	55.4
	就 労 移 行 支 援	622	404	65.0
	就 労 継 続 支 援 A 型	97	51	52.6
	就 労 継 続 支 援 B 型	1,329	881	66.3

* 障害児入所並びに障害者支援施設の中には、併設型施設を含む。

* 自立訓練の中には機能訓練・生活訓練・生活訓練（宿泊型）を含む。

* 財団法人運営施設を含む。

Ⅱ 調査結果 A (28年度)

1. 定員

表1は、定員規模別事業所数を示したものである。

事業所数を見ると、定員30人未満の事業所は539か所(17.3%)、30～49人の事業所は1,265か所(40.5%)、50～99人の事業所は1,191か所(38.2%)、100～199人の事業所は117か所(3.8%)であった。19人以下の事業所は2%未満、150人以上の事業所は1%未満と少なかった。

また、障害児入所施設では、30～39人の階層の構成比が50か所(31.6%)と最も高く、児童発達支援センターでも、30～39人の階層の構成比が64か所(50.0%)と最も高かった。日中活動事業所では、20～29人、30～39人、40～49人の階層の構成比が22～27%と比較的高かった。障害者支援施設(日中)では、60～99人の階層の構成比が499か所(41.5%)と最も高く、次いで50～59人の構成比が295か所(24.5%)であった。障害者支援施設(夜間)でも、50～59人の階層の構成比が368か所(30.6%)と最も高く、次に60～99人の階層の構成比が330か所(27.5%)と高かった。

定員に関して、以上の数値は前年度と大きな変動はなかった。

表1 定員規模別事業所数

(事業所数・下段は%)

	～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50～59人	60～99人	100～149人	150～199人	200人～	計
障害児入所施設	1	16	22	50	30	21	14	3	1		158
	0.6	10.1	13.9	31.6	19.0	13.3	8.9	1.9	0.6		100
児童発達支援センター		8	11	64	24	18	3				128
		6.3	8.6	50.0	18.8	14.1	2.3				100
日中活動事業所	2	20	452	367	444	144	197	4	2		1,632
	0.1	1.2	27.7	22.5	27.2	8.8	12.1	0.2	0.1		100
障害者支援施設(日中)			7	79	207	295	499	97	10	8	1,202
			0.6	6.6	17.2	24.5	41.5	8.1	0.8	0.7	100
障害者支援施設(夜間)		2	6	146	284	368	330	54	6	6	1,202
		0.2	0.5	12.1	23.6	30.6	27.5	4.5	0.5	0.5	100
事業所数(※1)	3	44	492	560	705	478	713	104	13	8	3,120
	0.1	1.4	15.8	17.9	22.6	15.3	22.9	3.3	0.4	0.3	100

(※1) 事業所数は障害児入所施設と児童発達支援センターと日中活動支援事業所と障害者支援施設(日中)の合計

2. 現在員

表2は、現員規模別事業所数を示したものである。

現在員の階層別構成比についてみると、障害児入所施設では20～29人の構成比が26.6%、児童発達支援センターでは30～39人の構成比が28.1%で最も高かった。日中活動事業所では20～29人、30～39人、40～49人の構成比が21～23%と高かった。

障害者支援施設（日中）では、60～99人の構成比が37.8%と最も高く、次いで50～59人の構成比が23.4%と高かった。障害者支援施設（夜間）では、40～49人、50～59人、60～99人の階層の構成比がいずれも23～27%と高かった。

さらに、定員と現員の分布を比較してみると、障害児入所施設では現員30～39人階層から上のすべての階層で定員に比べ事業所数が減っており、障害者支援施設（夜間）においても現員50～59人の階層以上で同じ傾向が見られている。また、障害児入所施設の定員30人以上の事業所は119か所なのに対し現員分布では74か所に減っており、障害者支援施設（夜間）でも定員50人以上が764か所なのに対して現員では無回答も含め640か所に減っていた。これらのことから多くの入所系の施設が定員割れを起こしながら運営していることがわかる。なお、このような傾向は、前年度においても同様であった。

表2 現員規模別事業所数

(事業所数・下段は%)

	～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50～59人	60～99人	100～149人	150～199人	200人～	無回答	計
障害児入所施設	11	31	42	38	23	8	4		1			158
	7.0	19.6	26.6	24.1	14.6	5.1	2.5		0.6			100
児童発達支援センター	1	11	23	36	28	11	15	1	2			128
	0.8	8.6	18.0	28.1	21.9	8.6	11.7	0.8	2			100
日中活動事業所	17	138	368	374	343	173	203	4	2		10	1,632
	1.0	8.5	22.5	22.9	21.0	10.6	12.4	0.2	0.1		0.6	100
障害者支援施設（日中）		3	16	128	227	281	454	69	11	7	6	1,202
		0.2	1.3	10.6	18.9	23.4	37.8	5.7	0.9	0.6	0.5	100
障害者支援施設（夜間）		5	31	203	323	287	305	36	6	5	1	1,202
		0.4	2.6	16.9	26.9	23.9	25.4	3.0	0.5	0.4	0.1	100
事業所数	29	183	449	576	621	473	676	74	16	7	16	3,120
	0.9	5.9	14.4	18.5	19.9	15.2	21.7	2.4	0.5	0.2	0.5	100

3. 事業所設置年

表3は、設置年代別事業所数を示したものである。

回答のあった事業所数は、障害児入所施設は158か所、児童発達支援センターは128か所である。他方、日中活動事業所1,632か所、障害者支援施設1,202か所で1,000か所を超えている。

障害児入所施設は、1961年～1970年に83か所（52.5%）と最も多く設置され、次いで、1951年～1960年に37か所（23.4%）設置されている。児童発達支援センターは、1971年～1980年に46か所（35.9%）と最も多く設置されている。そして、1961年～1970年、1991年～2000年、2001年～2010年に13～21か所（10～16%）と比較的多く設置されている。日中活動事業所は、2001年～2010年に647か所（39.6%）設置され、次いで、1991年～2000年に375か所（23.0%）設置されている。障害者支援施設は、1971年～1980年に276か所（23.0%）、1981年～1990年に325か所（27.0%）、1991年～2000年に329か所（27.4%）と比較的多く設置されている。

以上より、障害児入所施設についてはその多く（81.6%）が1970年以前に設置されていることがわかる。他方、障害者支援施設は1971年から2000年の間に77.4%が設置されている。

表3 設置年代別事業所数

	～1950年	1951～1960年	1961～1970年	1971～1980年	1981～1990年	1991～2000年	2001～2010年	2011年～	計
障害児入所施設	9	37	83	14	2	5	5	3	158
	5.7	23.4	52.5	8.9	1.3	3.2	3.2	1.9	100
児童発達支援センター		10	21	46	7	14	13	17	128
		7.8	16.4	35.9	5.5	10.9	10.2	13.3	100
日中活動事業所		3	21	86	225	375	647	275	1,632
		0.2	1.3	5.3	13.8	23.0	39.6	16.9	100
障害者支援施設	4	14	112	276	325	329	119	23	1,202
	0.3	1.2	9.3	23.0	27.0	27.4	9.9	1.9	100
計	13	64	237	422	559	723	784	318	3,120
	0.4	2.1	7.6	13.5	17.9	23.2	25.1	10.2	100

4. 利用率

表4は、平成28年4月から6月にかけての3か月間の利用率を示したものである。

全体的にみると、利用率は90%以上の事業所が多かった。

事業所別の利用率を見ると、障害児入所施設では利用率90%以上が32.9%であった一方、利用率50%未満が12.0%と他の事業所と比べると高かった。児童発達支援センターの利用率は、80～90%未満が21.9%、90%～100%未満が19.5%と比較的高く、100%超が24.2%とさらに高かった。日中活動事業所では、80～90%未満が22.5%、90～100%未満の事業所が27.1%と高かった。また、利用率100%超の事業所も23.2%と比較的高かった。障害者支援施設（日中）の利用率は、90～100%未満が49.9%と約5割であった。利用率100%超の事業所も18.1%と比較的高かった。障害者支援施設（夜間）の利用率は、90～100%未満が68.1%と高く、利用率80%未満の事業所は4.5%と低かった。

利用率が90%未満の事業所の割合を見ると、障害児入所施設が51.9%（前年度51.4%）、児童発達支援センターが46.1%（前年度48.3%）、日中活動事業所が41.4%（前年度43.6%）、障害者支援施設（日中）が24.1%（前年度23.1%）、障害者支援施設（夜間）が13.9%（前年度14.8%）であった。

表4 利用率（平成28年4～6月までの3か月間）

（事業所数・下段は%）

	～50%未満	50～60%未満	60～70%未満	70～80%未満	80～90%未満	90～100%未満	100%	100%超	無回答	計
障害児入所施設	19	8	9	24	22	41	7	4	24	158
	12.0	5.1	5.7	15.2	13.9	25.9	4.4	2.5	15.2	100
児童発達支援センター	6	5	9	11	28	25		31	13	128
	4.7	3.9	7.0	8.6	21.9	19.5		24.2	10.2	100
日中活動事業所	43	24	70	170	368	443	11	378	125	1,632
	2.6	1.5	4.3	10.4	22.5	27.1	0.7	23.2	7.7	100
障害者支援施設（日中）	12	9	24	68	177	600	41	217	54	1,202
	1.0	0.7	2.0	5.7	14.7	49.9	3.4	18.1	4.5	100
障害者支援施設（夜間）	15	2	4	33	113	819	62	97	57	1,202
	1.2	0.2	0.3	2.7	9.4	68.1	5.2	8.1	4.7	100
事業所数	80	46	112	273	595	1,109	59	630	216	3,120
	2.6	1.5	3.6	8.8	19.1	35.5	1.9	20.2	6.9	100

5. 年間総開所日数と1日あたりの開所時間

表5は、平成27年度の総開所日数を示したものである。

全体をみると、251～275日開所している事業所が53.1%（前年度51.4%）と、約半数を占め、226～250日開所している事業所が29.2%（前年度28.8%）であった。226日～275日開所している事業所が全体の8割を超えている。

児童発達支援センターは、226～250日開所している事業所が51.6%（前年度49.2%）と最も多く、次いで、251～275日が21.9%（前年度20.0%）であった。日中活動事業所では、251～275日開所している事業所が55.6%（前年度53.9%）と最も多く、次いで、226～250日が27.5%（前年度27.2%）であった。

表6は、平成27年度の1日あたりの平均開所時間を示したものである。

全体的には、平均開所時間6～7時間未満が41.0%（前年度39.5%）と多く、次いで、7～8時間未満が36.6%（前年度35.3%）であった。開所時間が4時間未満の事業所は0.3%（前年度0.2%）、10時間以上は1.0%（前年度1.2%）とそれぞれ少なかった。

児童発達支援センターでは、6～7時間未満が32.0%（前年度23.3%）と多く、4～5時間未満が22.7%（前年度22.5%）、5～6時間未満が18.8%（前年度29.2%）で比較的多かった。開所時間が4時間未満の事業所は1.6%（前年度0%）であった。日中活動事業所では、6～7時間未満が41.7%（前年度40.8%）と最も多く、次いで、7～8時間未満が38.8%（前年度37.5%）であった。児童発達支援センターに比べて、日中活動事業所の方が1日あたりの平均開所時間が長いことがわかる。

前年度と比べると、児童発達支援センターでは、5時間未満の事業所がやや増加し（前年度22.5%、今年度24.2%）、5時間以上の事業所も増加した（前年度71.7%、今年度75.0%）。日中活動事業所では、6時間未満の事業所がやや減少し（前年度9.9%、今年度8.5%）、6時間以上の事業所はやや増加した（前年度86.4%、今年度88.9%）。

表5 平成27年度の総開所日数

（事業所数・下段は%）

	～200日	201～225日	226～250日	251～275日	276～300日	301～325日	326日以上	無回答	計
児童発達支援センター	2	14	66	28	12	3		3	128
	1.6	10.9	51.6	21.9	9.4	2.3		2.3	100
日中活動事業所	8	6	448	907	101	50	46	66	1,632
	0.5	0.4	27.5	55.6	6.2	3.1	2.8	4.0	100
計	10	20	514	935	113	53	46	69	1,760
	0.6	1.1	29.2	53.1	6.4	3.0	2.6	3.9	100

表6 平成27年度の1日あたりの平均開所時間

（事業所数・下段は%）

	～2時間未満	2～4時間未満	4～5時間未満	5～6時間未満	6～7時間未満	7～8時間未満	8～10時間未満	10～12時間未満	12時間超	無回答	計
児童発達支援センター		2	29	24	41	11	16	4		1	128
		1.6	22.7	18.8	32.0	8.6	12.5	3.1		0.8	100
日中活動事業所	2	1	18	117	681	633	123	3	11	43	1,632
	0.1	0.1	1.1	7.2	41.7	38.8	7.5	0.2	0.7	2.6	100
計	2	3	47	141	722	644	139	7	11	44	1,760
	0.1	0.2	2.7	8.0	41.0	36.6	7.9	0.4	0.6	2.5	100

6. 職員の数と構成

表7-1は、障害児入所施設の職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

障害児入所施設の直接支援職員について、各職種別に常勤専従・非常勤の割合を見ると、保育士では、常勤専従が83.6%（前年度85.2%）、非常勤が7.4%（前年度6.9%）であった。生活支援員・児童指導員では、常勤専従が74.2%（前年度74.3%）、非常勤が13.3%（前年度13.3%）であった。看護師は、常勤専従が72.1%（前年度75.8%）、非常勤が12.6%（前年度11.9%）であった。障害児入所施設の職員は、いずれの職種においても、70%以上が常勤専従であることがわかる。また、常勤専従における各職種の割合を見ると、保育士が34.2%（前年度32.0%）、生活支援員・児童指導員が51.7%（前年度47.8%）、看護師が8.7%（前年度15.3%）であった。

表7-1 障害児入所施設

職種名	常勤専従	常勤兼務	常勤兼務の	非常勤	非常勤兼務の	計
			換算数		換算数	
①施設長・管理者	85	86	46.6	2	0.6	173
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	162	24	19.0	0		186
③保育士	829	90	90.1	73	42.4	992
④生活支援員・児童指導員	1,253	210	202.3	225	163.8	1,688
⑤職業指導員・就労支援員	49	8	5.8	3	1.8	60
⑥看護師(准看護師を含む)・保健師	212	45	64.4	37	20.7	294
⑦その他(OT(作業療法士), ST(言語聴覚士), PT(理学療法士), 心理担当職員等)	81	14	17.6	17	5.2	112
直接支援職員小計	2,424	367	380.2	355	233.9	3,146
⑧医師	10	14	10.5	197	13.9	221
⑨管理栄養士	37	21	11.9	3	1.6	61
⑩栄養士	53	26	13.4	5	2.7	84
⑪調理員	157	80	4,531.0	116	69.0	353
⑫送迎運転手	7	3	1.9	26	13.9	36
⑬事務員	175	82	44.4	39	23.0	296
⑭その他職種	92	15	22.0	120	55.8	227
合計	3,202	718	5,080.9	863	414.4	4,783

表7-2は、児童発達支援センターの職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

児童発達支援センターの直接支援職員について、各職種別に常勤専従・非常勤の割合を見ると、保育士では、常勤専従が65.6%（前年度68.9%）、非常勤が30.2%（前年度28.1%）であった。生活支援員・児童指導員では、常勤専従が71.5%（前年度77.8%）、非常勤が24.0%（前年度16.6%）であった。看護師は、常勤専従が38.9%（前年度37.7%）、非常勤が56.9%（前年度50.8%）であった。児童発達支援センターでは、障害児入所施設に比べて看護師の常勤専従が少ないことがわかる。また、常勤専従における各職種の割合を見ると、保育士が62.7%（前年度62.0%）、生活支援員・児童指導員が27.8%（前年度29.7%）、看護師が2.1%（前年度1.8%）であった。

表7-2 児童発達支援センター

職種名	常勤専従	常勤兼務	非常勤		計
			常勤兼務の 換算数	非常勤兼務の 換算数	
①施設長・管理者	87	43	19.0	0	130
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	129	13	4.0	2	144
③保育士	856	54	20.6	394	1,304
④生活支援員・児童指導員	379	24	10.4	127	530
⑤職業指導員・就労支援員	1	0		4	5
⑥看護師(准看護師を含む)・保健師	28	3	1.7	41	72
⑦その他(OT(作業療法士), ST(言語聴覚士), PT(理学療法士), 心理担当職員等)	101	35	9.0	83	219
直接支援職員小計	1,365	116	41.7	649	2,130
⑧医師	4	7	1.2	86	97
⑨管理栄養士	20	10	4.6	10	40
⑩栄養士	30	5	1.9	8	43
⑪調理員	47	15	6.6	116	178
⑫送迎運転手	27	6	1.4	85	118
⑬事務員	81	17	7.1	30	128
⑭その他職種	49	4	1.5	59	112
合計	1,839	236	89.0	1,045	3,120

表7-3は、日中活動事業所の職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

日中活動事業所の直接支援職員について、各職種別に常勤専従・非常勤の割合を見ると、生活支援員・児童指導員では、常勤専従が55.0%（前年度55.3%）、非常勤が32.3%（前年度32.6%）であった。職業指導員・就労支援員では、常勤専従が59.5%（前年度56.3%）、非常勤が32.2%（前年度31.5%）であった。看護師は、常勤専従が23.4%（前年度21.2%）、非常勤が62.4%（前年度65.1%）であった。日中活動事業所でも、障害児入所施設に比べて看護師の常勤専従の割合が少ないことがわかる。また、常勤専従における各職種の割合を見ると、生活支援員・児童指導員が71.8%（前年度71.8%）、職業指導員・就労支援員が23.8%（前年度24.3%）、看護師が2.6%（前年度2.4%）であった。

表7-3 日中活動事業所

職種名	常勤専従	常勤兼務	非常勤		計
			常勤兼務の 換算数	非常勤兼務の 換算数	
①施設長・管理者	694	914	442.6	19	1,627
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	1,252	525	339.0	7	1,784
③保育士	105	44	31.4	60	209
④生活支援員・児童指導員	8,217	1,894	1,662.3	4,830	14,941
⑤職業指導員・就労支援員	2,725	380	346.6	1,477	4,582
⑥看護師(准看護師を含む)・保健師	301	182	70.6	803	1,286
⑦その他(OT(作業療法士), ST(言語聴覚士), PT(理学療法士), 心理担当職員等)	99	35	15.6	126	260
直接支援職員小計	11,447	2,535	2,126.5	7,296	21,278
⑧医師	4	20	1.7	563	587
⑨管理栄養士	50	59	15.7	26	135
⑩栄養士	119	92	40.2	63	274
⑪調理員	210	199	86.1	725	1,134
⑫送迎運転手	31	23	6.7	802	856
⑬事務員	678	421	228.2	282	1,381
⑭その他職種	258	80	57.4	383	721
合計	14,743	4,867	3,344.1	10,166	29,776

表7-4は、障害者支援施設の職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

障害者支援施設の直接支援職員に関して、各職種別に常勤専従・非常勤の割合を見ると、生活支援員・

児童指導員では、常勤専従が69.1%（前年度68.8%）、非常勤が18.0%（前年度17.5%）であった。職業指導員・就労支援員では、常勤専従が62.4%（前年度67.0%）、非常勤が21.4%（前年度22.5%）であった。看護師は、常勤専従が63.4%（前年度62.6%）、非常勤が20.2%（前年度20.9%）であった。障害者支援施設では、児童発達支援センターや日中活動事業所に比べて、看護師の常勤専従の割合が高いことがわかる。また、常勤専従における各職種の割合を見ると、生活支援員・児童指導員が92.4%（前年度92.0%）、職業指導員・就労支援員が1.9%（前年度2.1%）、看護師が4.8%（前年度4.7%）であり、生活支援員・児童指導員の常勤専従者に占める割合が高いことがわかる。

表7-4 障害者支援施設

職種名	常勤専従	常勤兼務	常勤兼務の換算数		非常勤	非常勤兼務の換算数		計					
			常勤兼務	非常勤		非常勤兼務	非常勤						
①施設長・管理者	735	516	306.0	12	6.9	1,263							
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	1,450	492	290.0	13	10.0	1,955							
③保育士	169	94	115.0	35	19.9	298							
④生活支援員・児童指導員	25,660	4,826	4,378.1	6,670	3,864.8	37,156	直接支援職員						
⑤職業指導員・就労支援員								520	135	107.1	178	113.1	833
⑥看護師(准看護師を含む)・保健師								1,334	344	280.8	425	191.5	2,103
⑦その他(OT(作業療法士), ST(言語聴覚士), PT(理学療法士), 心理担当職員等)								83	75	30.8	118	22.7	276
直接支援職員小計								27,766	5,474	4,911.8	7,426	4,212.0	40,666
⑧医師	21	20	3.4	918	80.0	959							
⑨管理栄養士	429	107	72.5	24	13.0	560							
⑩栄養士	557	144	119.4	34	16.2	735							
⑪調理員	1,830	395	288.5	898	478.7	3,123							
⑫送迎運転手	43	26	13.2	160	61.2	229							
⑬事務員	1,982	591	390.0	355	206.0	2,928							
⑭その他職種	300	15	53.3	829	392.0	1,144							
合計	35,113	7,780	6,448.1	10,669	5,476.0	53,562							

表7-5は、事業種別毎に直接支援職員の配置義務員数と実際の配置状況を示したものである。

まず、常勤専従に注目してみると、障害児入所施設だけが114%と常勤専従者のみでその配置義務員数を満たしており、児童発達支援センター（98%）、日中活動事業所（84%）、障害者支援施設（98%）は常勤兼務職員や非常勤職員を加えて必要な配置義務員数を満たしていることがわかる。

事業種別毎に常勤換算後の計と配置義務員数を比較してみると、障害児入所施設は129%、児童発達支援センターは127%、日中活動事業所は128%、障害者支援施設134%となっていた。どの事業種別も30%前後配置義務員数を超えて直接支援職員を加配置しており、配置義務員数では運営できていない実態がみてとれる。

表7-5 直接支援職員の状況（配置義務員数に回答のあった施設のみ集計）（上段は人・下段は1施設あたりの職員数）

直接支援職員	有効回答事業所実数	配置義務員数	常勤専従	常勤兼務	常勤兼務の換算数		非常勤	非常勤兼務の換算数		常勤換算後の計
					常勤兼務	非常勤		非常勤兼務	非常勤	
障害児入所施設	72	822	934	126	65.4	113	62.3	1,061.7		
	—	11.4	114%	—	—	—	—	129%		
児童発達支援センター	52	540	528	77	31.1	245	126.7	685.8		
	—	10.4	98%	—	—	—	—	127%		
日中活動事業所	530	4,493	3,775	925	703.8	2,279	1,270.5	5,749.3		
	—	8.5	84%	—	—	—	—	128%		
障害者支援施設	459	11,248	11,039	2,555	2,345.0	2,820	1,643.2	15,027.2		
	—	24.5	98%	—	—	—	—	134%		

注1)「配置義務員数」の下段は、上段の配置義務員数を事業所実数（左端）で除した値

注2)「常勤専従」と「常勤換算後の計」の下段は、上段の数を配置義務員数で除した値

7. 職員の年齢・性別並びに勤務年数

表8は、年齢と性別毎に正規・非正規の割合を示したものである。

正規職員・非正規職員の割合を性別にみると、正規は男性が72.9%（前年度72.1%）に対して、女性は55.7%（前年度55.2%）と少なく、男女合計では正規62.9%（前年度62.2%）、非正規37.1%（前年度37.8%）と僅かながら0.7ポイント職員の非正規化は改善されていた。改善されたのは、20歳未満から40歳代までの4つの階層であり50歳代以上の非正規化は相変わらず進んでいた。2013年度からこの設問を設けて4年目になるが、この3年間男女を合わせた非正規職員の割合は37%台であり、非正規化の悪いところで留まっている感がある。また、年代別の傾向を見ると、男性では20歳代から50歳代まで75～80%以上が正規職員に対し、女性は20歳代の82.2%をピークに30歳代で6割強、40歳代50歳代では5割強にまで正規職員の割合は落ちている。

表9は、同一法人内での勤務年数毎に正規職員・非正規職員の割合を示したものである。

男女ともに勤務年数が短いほど正規職員の割合は下がり、その傾向は女性に顕著である。全体では3年以内に雇われた職員の約半数が、女性では5年以内に雇われた職員の半数以上が非正規職員となっていた。また、1年未満の職員の非正規割合は、男性で49.2%（前年度49.7%）、女性では59.0%（前年度61.0%）と、障害福祉現場における新規職員の非正規化の実態が顕著となっていた。

表8 年齢と性別

(人)

		20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	65歳未満	65歳以上	計
男性	正規	94	6,176	7,623	6,519	4,667	1,082	533	26,694
	(%)	57.0	83.6	88.1	86.4	75.1	32.7	15.9	72.9
	非正規	71	1,215	1,028	1,025	1,545	2,231	2,820	9,935
	(%)	43.0	16.4	11.9	13.6	24.9	67.3	84.1	27.1
女性	正規	194	8,428	5,924	6,763	6,294	918	246	28,767
	(%)	71.6	82.2	63.1	52.0	52.2	22.8	9.4	55.7
	非正規	77	1,824	3,462	6,234	5,773	3,115	2,359	22,844
	(%)	28.4	17.8	36.9	48.0	47.8	77.2	90.6	44.3
計	正規	288	14,604	13,547	13,282	10,961	2,000	779	55,461
	(%)	66.1	82.8	75.1	64.7	60.0	27.2	13.1	62.9
	非正規	148	3,039	4,490	7,259	7,318	5,346	5,179	32,779
	(%)	33.9	17.2	24.9	35.3	40.0	72.8	86.9	37.1

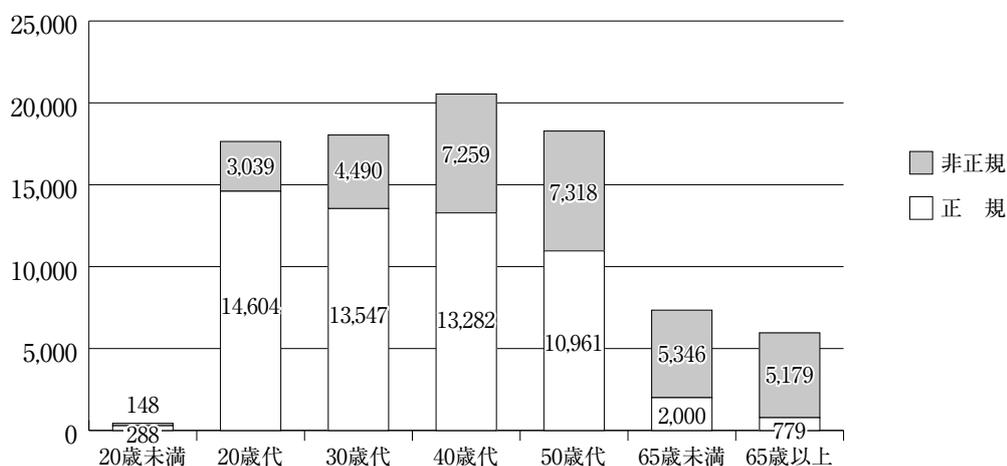
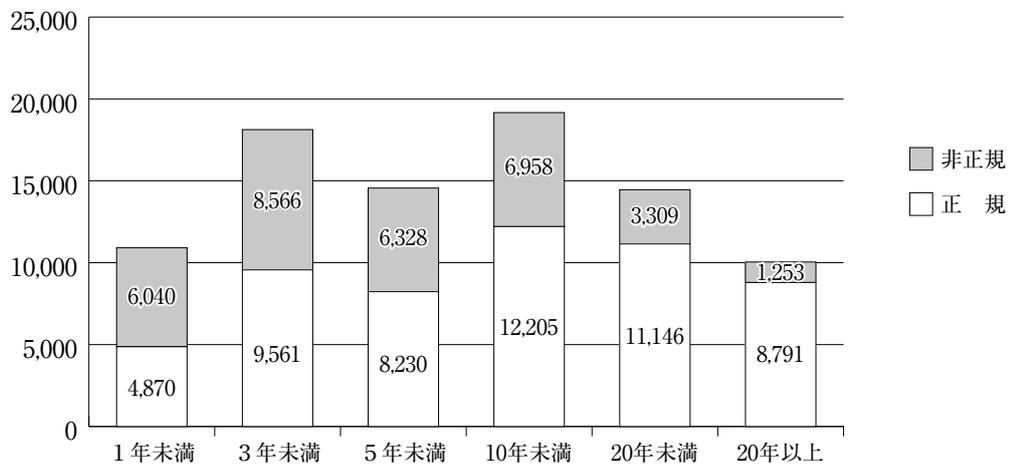


表9 同一法人内での勤務年数

(人)

		1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上	計
男性	正規	2,069	4,244	3,925	5,774	5,645	4,757	26,414
	(%)	50.8	61.4	66.8	74.9	88.0	89.9	72.8
	非正規	2,005	2,667	1,953	1,930	768	533	9,856
	(%)	49.2	38.6	33.2	25.1	12.0	10.1	27.2
女性	正規	2,801	5,317	4,305	6,431	5,501	4,034	28,389
	(%)	41.0	47.4	49.6	56.1	68.4	84.9	55.7
	非正規	4,035	5,899	4,375	5,028	2,541	720	22,598
	(%)	59.0	52.6	50.4	43.9	31.6	15.1	44.3
計	正規	4,870	9,561	8,230	12,205	11,146	8,791	54,803
	(%)	44.6	52.7	56.5	63.7	77.1	87.5	62.8
	非正規	6,040	8,566	6,328	6,958	3,309	1,253	32,454
	(%)	55.4	47.3	43.5	36.3	22.9	12.5	37.2



8. 夜間職員の勤務状況

表10は、障害児入所施設及び障害者支援施設の夜間職員の勤務形態を示したものである。

夜間職員の勤務形態についてみると、「夜勤体制のみ」は障害児入所施設が52.6%（前年度56.5%）、障害者支援施設が73.6%（前年度74.0%）と、障害児入所施設の方がその割合は低かった。一方、「夜勤体制と宿直体制併用」では障害児入所施設で47.4%（前年度43.5%）、障害者支援施設は26.4%（前年度26.0%）となっており、両施設とも「夜勤体制と宿直体制併用」が前年度に比べ増えていた。1人の夜間勤務職員がみる利用者の平均人数は、障害児入所施設で11.9人（前年度9.4人）、障害者支援施設で18.1人（前年度16.4人）と、両施設とも夜間勤務職員のみるべき人数は増えていた。

表10 夜間職員の勤務形態

		障害児入所施設	障害者支援施設	計
夜勤体制のみ	事業所数	80	876	956
	割合	52.6%	73.6%	71.2%
	夜間職員総数(※2)	200	2,535	2,735
	1事業所平均職員数(※3)	2.5	2.9	2.9
	1人の夜間職員がみる利用者の平均人数(※4)	11.7	18.7	18.2
夜勤体制と宿直体制併用	事業所数	72	315	387
	割合	47.4%	26.4%	28.8%
	夜間職員総数	188	1,062	1,250
	うち夜勤	77	637	714
	うち宿直	111	425	536
	不明・無回答	0	0	0
	1事業所平均職員数	2.6	3.4	3.2
	1人の夜間職員がみる利用者の平均人数	12.0	16.5	16.5
全体(無回答除く)	事業所数	152	1,191	1,343
	割合	100%	100%	100%
	夜間職員総数	388	3,597	3,985
	1事業所平均職員数	2.6	3.0	3.0
	1人の夜間職員がみる利用者の平均人数	11.9	18.1	17.4

(※2) 夜間職員総数は、各事業所の1日あたりの勤務人数の合計

(※3) 1事業所平均職員数は、夜間職員総数を事業所数で割り返したもの

(※4) 1人の夜間職員がみる利用者の平均人数は、夜間の現員÷夜間職員総数

9. 施設・事業所の建物の状況

表11は、施設・事業所の建物の老朽化等による建て替えの必要性を示したものである。

建て替えの必要ありは、全体で625か所20.0%（前年度555か所19.0%）となっており、5か所に1か所の割合で建て替えの必要ありと答えていた。施設種別では、障害児入所施設で42か所26.6%（前年度46か所26.6%）、児童発達支援センターは28か所21.9%（前年度25か所21.2%）、日中活動事業所は192か所11.8%（前年度176か所11.7%）、障害者支援施設は363か所30.2%（前年度308か所27.4%）となっており児童・成人とも入所系の方が建て替えの必要度は高かった。前年度から回答欄に新たに加えた「現在建て替え中」は全体で20か所（前年度46か所）あった。

表12は障害児入所施設及び障害者支援施設の居室の利用状況を示したものである。個室は全体で54.4%（前年度52.1%）障害児入所施設49.9%、障害者支援施設54.8%、2人部屋利用は35.4%（障害児入所施設31.0%、障害者支援施設35.7%）となっていた。前年度の同調査と比較すると、全体の傾向としては2人部屋以上の利用がどのタイプでも微減し、個室利用が2.3ポイント微増し個室化が進んでいることがわかった。一方、4人部屋以上は2,252部屋（前年度2,500部屋）あり約9千人がそこで暮らしていることになる。

表11 施設・事業所の建物の状況

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
老朽化等による 建替えの必要あり	42 26.6	28 21.9	192 11.8	363 30.2	625 20.0
建替えの必要なし	112 70.9	54 42.2	868 53.2	805 67.0	1,839 58.9
現在建て替え中		4 3.1	7 0.4	9 0.7	20 0.6
無回答	4 2.5	42 32.8	565 34.6	25 2.1	636 20.4
計	158 100	128 100	1,632 100	1,202 100	3,120 100

※建替えの必要ありと回答した625施設のうち、築年数30年以上が375施設、そのうち50年以上が22施設

表12 入所型施設の居室の状況

(部屋数・下段は%)

	障害児入所施設	障害者支援施設	計
個室利用	1,491 49.9	23,131 54.8	24,622 54.4
2人部屋利用	926 31.0	15,095 35.7	16,021 35.4
3人部屋利用	257 8.6	2,078 4.9	2,335 5.2
4人部屋利用	290 9.7	1,929 4.6	2,219 4.9
5人以上利用	22 0.7	11 0.0	33 0.1
計	2,986 100	42,244 100	45,230 100

10. 主な加算・減算の状況

(1) 主な加算の取得状況

表13は施設・事業所種別毎に主な加算・減算の状況を示したものである。事業所種別によって取得できる加算（減算）は異なるものの、概ね取得できている加算は福祉・介護職員処遇改善加算、福祉専門職員配置等加算、食事提供体制加算、送迎加算となっている。

表13 主な加算・減算の状況

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	79 50.0	42 32.8	879 53.9	784 65.2	1,784 57.2
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	27 17.1	14 10.9	250 15.3	208 17.3	499 16.0
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	4 2.5	1 0.8	32 2.0	20 1.7	57 1.8
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	1 0.6	0 0.0	8 0.5	14 1.2	23 0.7
福祉・介護職員処遇改善特別加算	4 2.5	3 2.3	53 3.2	39 3.2	99 3.2
福祉専門職員配置等加算Ⅰ	40 25.3	28 21.9	405 24.8	413 34.4	886 28.4
福祉専門職員配置等加算Ⅱ	21 13.3	10 7.8	236 14.5	226 18.8	493 15.8
福祉専門職員配置等加算Ⅲ	72 45.6	46 35.9	529 32.4	360 30.0	1,007 32.3
夜勤職員配置体制加算				700 58.2	700 58.2
重度障害者支援加算（Ⅰ）	65 41.1			105 8.7	170 12.5
重度障害者支援加算（Ⅱ）	33 20.9			626 52.1	659 48.5
人員配置体制加算			225 13.8	557 46.3	782 47.9
1対1.7			100	239	339
1対2.0			43	140	183
1対2.5			75	161	236
食事提供体制加算		101 78.9	1,096 67.2		1,197 68.0
送迎加算			1,175 72.0		1,175 72.0
送迎加算対象者数（人）			51,222		51,222
うち重度加算対象者数（人）			11,135		11,135
延長支援加算		10 7.8	64 3.9		74 4.2
開所時間減算		19 14.8	49 3.0		68 3.9
事業所実数	158 100	128 100	1,632 100	1,202 100	3,120 100

11. 虐待防止への対応

(1) 虐待防止法への対応

ここでは、事業所に対する行政の実施指導（監査）の項目となっている、虐待防止に関する責任者及び虐待防止委員会等組織の設置、組織への第三者の参画、虐待防止マニュアル等の作成と職員への周知・活用について調査した。施設・事業所種別毎の結果は表14から17のとおりであった。虐待防止委員会等への第三者の参画を除き70～80%台の整備率であり、前年度調査に比して、各設問項目の整備率としては微増微減の状態である。施設・事業所種別の傾向をみると、「虐待防止委員会等への第三者の参画」を除き児童・成人とも入所系の方が整備率は高くなっていた。

表14 虐待防止に関する責任者の設置

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
設置している	153	90	1,296	1,145	2,684
	96.8	70.3	79.4	95.3	86.0
設置していない	4	20	133	39	196
	2.5	15.6	8.1	3.2	6.3
無回答	1	18	203	18	240
	0.6	14.1	12.4	1.5	7.7
計	158	128	1,632	1,202	3,120
	100	100	100	100	100

表15 組織（虐待防止委員会等）の設置

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
設置している	141	61	1,006	1,068	2,276
	89.2	47.7	61.6	88.9	72.9
設置していない	16	49	415	113	593
	10.1	38.3	25.4	9.4	19.0
無回答	1	18	211	21	251
	0.6	14.1	12.9	1.7	8.0
計	158	128	1,632	1,202	3,120
	100	100	100	100	100

表15-2 組織（虐待防止委員会等）への第三者の参画

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
参画している	53	34	431	386	904
	37.6	55.7	42.8	36.1	39.7
参画していない	60	18	368	474	920
	42.6	29.5	36.6	44.4	40.4
無回答	28	9	207	208	452
	19.9	14.8	20.6	19.5	19.9
計	141	61	1,006	1,068	2,276
	100	100	100	100	100

表16 虐待防止マニュアル等の作成

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
作成している	138	75	1,107	1,037	2,357
	87.3	58.6	67.8	86.3	75.5
作成していない	15	31	298	134	478
	9.5	24.2	18.3	11.1	15.3
無回答	5	22	227	31	285
	3.2	17.2	13.9	2.6	9.1
計	158	128	1,632	1,202	3,120
	100	100	100	100	100

表16-2 虐待防止マニュアル等の周知・活用

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
周知・活用している	110	56	860	825	1,851
	79.7	74.7	77.7	79.6	78.5
周知・活用していない	2	4	35	21	62
	1.4	5.3	3.2	2.0	2.6
無回答	26	15	212	191	444
	18.8	20.0	19.2	18.4	18.8
計	138	75	1,107	1,037	2,357
	100	100	100	100	100

表17 虐待防止に関する研修

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
実施している	149	101	1,374	1,163	2,787
	94.3	78.9	84.2	96.8	89.3
実施していない	8	11	61	26	106
	5.1	8.6	3.7	2.2	3.4
無回答	1	16	197	13	227
	0.6	12.5	12.1	1.1	7.3
計	158	128	1,632	1,202	3,120
	100	100	100	100	100

12. 短期入所の状況

(1) 短期入所の実施状況

表18は施設・事業所種別ごとの短期入所事業（単独型を除く）の実施状況である。全体では回答のあった3,120施設のうち、1,357か所（43.5%）が短期入所事業を実施していた。児・者とも入所系の90%前後（障害児入所施設89.2%、障害者支援施設92.9%）が実施しており短期入所に対するニーズの高さが窺えた。一方、児童発達支援センターは1か所（0.8%）、日中活動事業所は98か所（6.0%）に留まった。

表18 短期入所の実施

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
行っている	141	1	98	1,117	1,357
	89.2	0.8	6.0	92.9	43.5
行っていない	15	51	759	60	885
	9.5	39.8	46.5	5.0	28.4
無回答	2	76	775	25	878
	1.3	59.4	47.5	2.1	28.1
計	158	128	1,632	1,202	3,120
	100	100	100	100	100

表19、表20は、短期入所事業の「併設型」と「空床型」を定員規模別に表したものである。

併設型全体では4事業種合計で994か所実施されており、短期入所を実施している事業所1,357か所(表18)の73.2%にあたる。定員規模の状況としては、4人が301か所30.3%(前年度277か所30.7%)と最も多く、施設・事業所種別毎にみても上位3位は定員2～5人以下の規模となっていた。一方、定員10人以上は、障害児入所施設で5か所、日中活動事業所で2か所、障害者支援施設においては69か所(7.9%)となっていた。

入所系が実施する空床型の短期入所は、障害児入所施設で45か所、障害者支援施設で176か所、合計221か所(全体の16.3%)が実施していた。定員規模別では併設型と同じように定員2～5人までが上位を占めていた(障害児入所施設は定員21人以上が7人と同順で3位)。空床型で21人以上の定員規模が上位(障害児入所3位、障害者支援施設4位)に入っている理由としては、児童においては少子化による定員割れ、障害者支援施設では地域移行による定員割れから生じた空き居室を、短期入所の高いニーズに応えるため転用したのではないかと推察する。

表19 定員規模別併設型事業所数

(事業所数・下段は%)

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11～15人	16～20人	21人以上	計
障害児入所施設	3	14	6	23	10	8	2	4		3	2			75
	4.0	18.7	8.0	30.7	13.3	10.7	2.7	5.3		4.0	2.7			100
児童発達支援センター							1							1
							100							100
日中活動事業所	7	9	9	8	3		1		1	1			1	40
	17.5	22.5	22.5	20.0	7.5		2.5		2.5	2.5			2.5	100
障害者支援施設	25	180	76	270	98	92	27	31	10	40	15	5	9	878
	2.8	20.5	8.7	30.8	11.2	10.5	3.1	3.5	1.1	4.6	1.7	0.6	1.0	100
事業所数	35	203	91	301	111	100	31	35	11	44	17	5	10	994
	3.5	20.4	9.2	30.3	11.2	10.1	3.1	3.5	1.1	4.4	1.7	0.5	1.0	100

表20 定員規模別空床利用型事業所数

(事業所数・下段は%)

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11～15人	16～20人	21人以上	計
障害児入所施設	4	8	4	8	7	1		2				4	7	45
	8.9	17.8	8.9	17.8	15.6	2.2		4.4				8.9	15.6	100
障害者支援施設	14	53	24	32	15	7	2	3		7	1	1	17	176
	8.0	30.1	13.6	18.2	8.5	4.0	1.1	1.7		4.0	0.6	0.6	9.7	100
事業所数	18	61	28	40	22	8	2	5		7	1	5	24	221
	8.1	27.6	12.7	18.1	10.0	3.6	0.9	2.3		3.2	0.5	2.3	10.9	100

表21は平成28年4月～6月までの3か月間における短期入所の利用実績(利用実人数と利用延べ件数、及び1人あたりの平均利用件数と1事業所あたりの利用実人数)を施設・事業所種別毎に整理したものである。全体では、前述の3か月間に37,382人が96,608回(件)短期入所を利用していた。その内の利用実人数では約9割(89.9%)、利用延べ件数でも89.1%を障害者支援施設が占めており、短期入所事業における障害者支援施設の果たしている役割は大きいと言える。利用延べ件数を利用実人数で割り返し1人あたりの平均利用回(件)数をみると、全体では2.6回(件)、最も多いのは日中活動事業所の3.0回(件)、2位が障害児入所施設の2.7回(件)となっていた。また、施設・事業所種別毎の利用実人数を表18の施設・事業所種別毎の短期入所実施事業所数で割り返し、1事業所あたりの短期入所利用実人数の平均を出すと、全体では27.5人となり、多い順に障害者支援施設30.1人、障害児入所施設17.8人、日中活動事業所12.7人、児童発達支援センター5.0人となっていた。

表21 利用実績(平成28年4～6月までの3か月間)

	利用実人数	利用件数(延べ)	1人当たりの平均利用件数	1事業所当たりの利用実人数
障害児入所施設	2,515 6.7	6,850 7.1	2.7	17.8
児童発達支援センター	5 0.0	13 0.0	2.6	5.0
日中活動事業所	1,249 3.3	3,697 3.8	3.0	12.7
障害者支援施設	33,613 89.9	86,048 89.1	2.6	30.1
計	37,382 100	96,608 100	2.6	27.5

表22は上記3か月間における利用件数(延べ)の内訳(1回あたりの期間)を施設・事業所種別毎に整理したものである。全体では、上位から1位1泊(34.8%)、2位2泊(14.8%)となっており、1～2泊で全体の約半数(49.6%)を占めていた。ここで特筆すべきは、日中活動事業所と障害者支援施設の第3位に60泊以上が入っていることである。

表22 表21の利用件数(延べ)内訳

(利用件数・下段は%)

	1泊	2泊	3泊	4～6泊	7～13泊	14～29泊	30～59泊	60泊以上	不明	計
障害児入所施設	3,548 51.8	1,258 18.4	501 7.3	429 6.3	183 2.7	53 0.8	33 0.5	12 0.2	833 12.2	6,850 100
児童発達支援センター	13 100									13 100
日中活動事業所	2,176 58.9	399 10.8	68 1.8	79 2.1	18 0.5	45 1.2	7 0.2	94 2.5	811 21.9	3,697 100
障害者支援施設	27,853 32.4	12,663 14.7	6,333 7.4	7,238 8.4	3,427 4.0	3,175 3.7	2,812 3.3	9,824 11.4	12,723 14.8	86,048 100
事業所数	33,590 34.8	14,320 14.8	6,902 7.1	7,746 8.0	3,628 3.8	3,273 3.4	2,852 3.0	9,930 10.3	14,367 14.9	96,608 100

表23は、3か月の間に一回の利用が最長支給期間である30泊以上した方の理由（複数選択有り）をまとめたものである。743事業所から2,931件の回答があった。理由の1位は「障害者支援施設への入所待機のため」で318事業所1,365件（46.6%）、2位が「家族の病気等のため」で150事業所555件（18.9%）、3位は「グループホームへの入居待機」109事業所457件（15.6%）となっていた。所謂、「入所入居待機」が理由というのは、「その他福祉施設等」も含めると500事業所で1,925件（65.7%）と6割を超えていた。おそらくこの6割を超える入所・入居待機群の利用者は、数か月から1年を越える利用期間になっている人達も多く居ると推察できる。全体の4位に「地域での自立した生活をするための事前準備」322件（11.3%）、5位に「本人の健康状態の維持管理のため」251件（8.6%）と続いていた。

表23 一回の利用に30泊以上される方の理由

（重複回答）

		障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
障害者支援施設への入所待機のため	事業所数	14		4	300	318
	%	30.4		21.1	44.2	42.8
	件数	19		6	1,340	1,365
	%	18.3		21.4	47.9	46.6
グループホームへの入居待機のため	事業所数	5		6	98	109
	%	10.9		31.6	14.5	14.7
	件数	11		6	440	457
	%	10.6		21.4	15.7	15.6
その他福祉施設等への入所待機のため	事業所数	3		1	69	73
	%	6.5		5.3	10.2	9.8
	件数	3		1	99	103
	%	2.9		3.6	3.5	3.5
地域での自立した生活をするための事前準備のため	事業所数	5		4	53	62
	%	10.9		21.1	7.8	8.3
	件数	10		5	317	332
	%	9.6		17.9	11.3	11.3
本人の健康状態の維持管理のため	事業所数	7		2	73	82
	%	15.2		10.5	10.8	11.0
	件数	7		6	238	251
	%	6.7		21.4	8.5	8.6
家族の病気等のため	事業所数	13		6	131	150
	%	28.3		31.6	19.3	20.2
	件数	58		9	488	555
	%	55.8		32.1	17.4	18.9
その他	事業所数	12		2	85	99
	%	26.1		10.5	12.5	13.3
	件数	54		4	365	423
	%	51.9		14.3	13.0	14.4
計	事業所数	46		19	678	743
	件数	104		28	2,799	2,931

13. 職員の資格取得・処遇の状況

(1) 資格取得・処遇の状況

[職員の資格取得状況]

表24は、職員の資格取得状況（資格所持状況）を施設・事業所種別毎に示したものである。施設・事業所種別によってその取得数の上位3資格の順位は異なるが、全体では1位介護福祉士（20.9%）、2位保育士（12.6%）、3位介護職員初任者研修修了（7.6%）となっており、4位に社会福祉士（7.5%）が入っていた。

表25は、施設・事業所で取得を促進している資格について示したものであるが、全体では、いわゆる三福祉士と言われている介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士が上位3位であった。しかし、障害児入所施設と児童発達支援センターでは、保育士がそれぞれ2位と3位に入っていた。

[資格取得への支援及び資格取得者への処遇]

表26・27は資格取得への支援及び取得後の処遇の内容について示したものである。「受講料・交通費等受講に係る費用の補助」を実施している事業所は、3,120事業所のうち1,193か所（38.2%）となっており、「全額補助」は164か所（13.7%）、「一部補助」は829か所（69.5%）であった。資格取得後の処遇面では、3,120事業所のうち「給与への反映」が全体の半数を越える1,665か所（53.4%）、「昇進等処遇への反映」は全体の約1割にあたる341事業所（10.9%）となっていた。

表24 職員の資格取得状況

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
介護福祉士	431	98	3,625	9,890	14,044	20.9
社会福祉士	323	173	1,676	2,896	5,068	7.5
精神保健福祉士	60	17	334	572	983	1.5
保育士	1,074	1,277	1,508	4,629	8,488	12.6
知的障害援助専門員	34	10	338	725	1,107	1.6
知的障害福祉士	5	1	45	145	196	0.3
介護職員初任者研修修了	152	75	344	4,531	5,102	7.6
その他	131	95	648	1,198	2,072	3.1
直接支援職員実数	3,146	2,130	21,278	40,666	67,220	100

表25 取得を促進している資格

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
介護福祉士	99	29	919	967	2,014	64.6
社会福祉士	103	47	1,015	917	2,082	66.7
精神保健福祉士	49	13	492	429	983	31.5
保育士	49	29	85	99	262	8.4
知的障害援助専門員	19	5	205	212	441	14.1
知的障害福祉士	8	4	83	76	171	5.5
介護職員初任者研修修了	9	4	215	172	400	12.8
その他	13	16	107	124	260	8.3
事業所実数	158	128	1,632	1,202	3,120	100

表26 資格取得への支援・処遇の内容

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
受講料・交通費等受講に係る費用の補助	56	39	607	491	1,193	38.2
給与への反映	66	35	816	748	1,665	53.4
昇進等処遇への反映	16	13	147	165	341	10.9
その他	35	15	223	263	536	17.2
事業所実数	158	128	1,632	1,202	3,120	100

表27 受講料・交通費等受講に係る費用の補助

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
全額補助	11	11	82	60	164	13.7
一部補助	35	20	426	348	829	69.5
その他	12	8	88	80	188	15.8
補助ありの事業所実数	56	39	607	491	1,193	100

Ⅲ 調査結果 B (28年度)

1. 定員と現在員

表28 定員規模別施設数とその構成比

(施設数・下段は%)

		～20人	21～30人	31～40人	41～50人	51～60人	61～100人	101～150人	151～200人	201人～	計		
児童福祉法	障害児入所施設	33	53	27	23	10	11		1		158		
		20.9	33.5	17.1	14.6	6.3	7.0		0.6		100		
	児童発達支援センター	16	65	23	16	5	1				126		
		12.7	51.6	18.3	12.7	4.0	0.8				100		
計 (I)		49	118	50	39	15	12		1		284		
		17.3	41.5	17.6	13.7	5.3	4.2		0.4		100		
障害者総合支援法	日中系	単独型	療養介護										
			生活介護	180	133	371	245	300	246	40	4	6	1,525
				11.8	8.7	24.3	16.1	19.7	16.1	2.6	0.3	0.4	100
		自立訓練	10	4	2	1	1					18	
			55.6	22.2	11.1	5.6	5.6					100	
		就労移行支援	11	1			1					13	
			84.6	7.7			7.7					100	
	多機能型	就労継続支援A型	11	2	3		1					17	
			64.7	11.8	17.6		5.9					100	
	多機能型事業所	就労継続支援B型	117	39	72	15	12	5				260	
			45.0	15.0	27.7	5.8	4.6	1.9				100	
計		329	179	448	261	315	251	40	4	6	1,833		
		17.9	9.8	24.4	14.2	17.2	13.7	2.2	0.2	0.3	100		
多機能型事業所		94	110	379	88	187	122	27	4	2	1,013		
		9.3	10.9	37.4	8.7	18.5	12.0	2.7	0.4	0.2	100		
計 (II)		423	289	827	349	502	373	67	8	8	2,846		
		14.9	10.2	29.1	12.3	17.6	13.1	2.4	0.3	0.3	100		
うち施設入所支援		4	114	275	356	178	221	27	3	6	1,184		
		0.3	9.6	23.2	30.1	15.0	18.7	2.3	0.3	0.5	100		
合計 (I + II)		472	407	877	388	517	385	67	9	8	3,130		
		15.1	13.0	28.0	12.4	16.5	12.3	2.1	0.3	0.3	100		

表28は、定員規模別事業所数と、その構成比を示したものである。

前年度と比較すると、定員31名未満の事業所は879か所（28.1%）となり0.6ポイント減少した。一方、31～50名の事業所と51～100名の事業所は0.5ポイント増加し1,265か所（40.4%）、902か所（28.8%）、101～200名の事業所は0.4ポイント減少し76か所（2.4%）であった。

日中系事業（単独・多機能型及び施設入所支援を実施する事業所を含む）では31～40名の階層の構成比が最も高く827か所（29.1%）、次いで51～60名の階層502か所（17.6%）、20名以下の階層423か所（14.9%）、61～100名の階層373か所（13.1%）、41～50名の階層349か所（12.3%）の順であった。

日中系事業の単独型事業所を種別毎にみると、生活介護は31～100名までの階層で2割前後と大きな偏りがなく、自立訓練や就労移行支援では20名以下の階層が大半（55.6%、84.6%）を占め、就労継続支援A型、B型も同様の傾向（20名以下の階層で64.7%、45.0%）であった。

なお、居住の場である施設入所支援においては31～50名の構成比が最も高く53.3%（631か所）、次いで51～100名の33.7%（399か所）となっており、101名以上も3.0%（36か所）であった。

表29 定員と現在員

施設種別	定員	現在員（措置・契約）			平成28年度 充足率（A）	平成27年度 充足率（B）	（A）－（B） 充足率増減		
		男	女	計					
児童福祉法	障害児入所施設	5,901	3,242	1,557	4,799	81.3	82.7	▲ 1.3	
	児童発達支援センター	4,252	4,178	1,501	5,679	133.6	134.7	▲ 1.2	
	計（Ⅰ）	10,153	7,420	3,058	10,478	103.2	103.1	0.1	
障害者総合支援法	日中系（単独・多機能含む）	療養介護							
		生活介護	101,748	63,437	41,585	105,022	103.2	102.6	0.6
		自立訓練	1,907	933	472	1,405	73.7	70.3	3.3
		就労移行支援	3,826	1,952	894	2,846	74.4	71.0	3.4
		就労継続支援A型	1,196	798	309	1,107	92.6	96.9	▲ 4.3
		就労継続支援B型	27,816	18,172	11,121	29,293	105.3	104.6	0.7
		計（Ⅱ）	136,493	85,292	54,381	139,673	102.3	101.4	0.9
うち施設入所支援	65,997	38,506	25,732	64,238	97.3	97.2	0.1		
合計（Ⅰ＋Ⅱ）		146,646	92,712	57,439	150,151	102.4	101.6	0.8	

表29は定員に対する現在員の割合（充足率）を示したものである。全体でみると、前年度（101.6%）より0.8ポイント増加し102.4%であった。

児童福祉法の事業については、障害児入所施設は81.3%と対前年比1.3ポイント減少し、児童発達支援センターについても133.6%と前年度（134.7%）から1.2ポイント減少した。

成人の日中系事業全体でみると、充足率は102.3%であった。事業種別毎にみると、生活介護103.2%、自立訓練73.7%、就労移行支援74.4%、就労継続支援A型92.6%、就労継続支援B型105.3%と事業によって充足率に若干の差があることがわかる。

なお、施設入所支援の充足率は97.3%であった。

2. 年齢別施設利用者数

表30は、年齢別利用者数を事業種別毎に示したものであり、その概況は次のとおりである。

まず、全体でみると、利用者の最も多い年齢階層は、40～49歳の階層で、次いで多いのは30～39歳の階層であり、この両階層だけで41.8%を占める。

知的障害関係事業所の利用者のなかに、60歳以上の利用者の占める率は、毎年僅かずつ増加しているが、今年は16.2%と前年度（16.3%）に比して0.1ポイント減少していた。減少しているとはいえ、利用者の年齢構成においても、徐々に高齢化が広がってきているといえる。なお、今年の65歳以上の高齢利用者は、全体で前年度（13,717人）より934人多い14,651人であるが、そのうち76.8%（11,258人）は施設入所支援に在籍している。

全体の男女差をみると、男性が61.7%を占め、ほぼ例年通りの比率であった。これを年齢階層別にみると、60歳以上で男女がほぼ半々であるのに、18～60歳未満では男性が63.1%で、18歳未満の児童期では男児が71.1%となり、年齢が下がるほど男性の占める率が上がっている。このような男女の構成比は、

知的障害事業所特有の特徴といえるであろう。

表30 年齢別施設利用者数

(人)

年 齢		0～2	3～5	6～11	12～14	15～17	18～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80以上	不明	計	
児 童 福 祉 法	障害児 入所施設	男	4	73	573	672	1,014	213	330	171	115	51	17	4	2	3			3,242
		女	3	25	264	305	538	120	111	51	53	56	15	11	4	1			1,557
		計	7	98	837	977	1,552	333	441	222	168	107	32	15	6	4	0	0	4,799
		うち措置児・者	5	72	614	634	861	155	11	1									-
	児童発達 支援センター	男	257	3,753	143	0	23	2											4,178
		女	142	1,304	51	0	4												1,501
		計	399	5,057	194	0	27	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,679
		うち措置児・者	1	6															-
	計 (I)	男	261	3,826	716	672	1,037	215	330	171	115	51	17	4					7,420
		女	145	1,329	315	305	542	120	111	51	53	56	15	11					3,058
		計	406	5,155	1,031	977	1,579	335	441	222	168	107	32	15	6	4	0	0	10,478
		うち措置児・者	6	78	614	634	861	155	11	1	0	0	0	0	0	0	0		-
障 害 者 総 合 支 援 法	療養介護	男																	
		女																	
	生活介護	男			1		28	1,655	11,468	13,148	17,041	9,544	4,120	3,373	1,625	907	527		63,437
		女					14	825	5,679	7,310	9,655	7,549	3,759	3,268	1,816	1,040	670		41,585
	自立訓練	男					48	356	250	84	75	66	28	10	12	3	1		933
		女					31	146	130	35	67	33	19	8	1	1	1		472
	就労移行	男					84	562	699	262	235	90	19	1					1,952
		女					30	231	334	136	122	35	4	2					894
	就労継続A型	男						31	201	213	179	127	37	8	1				798
		女						14	84	84	72	43	7	5					309
	就労継続B型	男					12	585	4,885	4,173	4,183	2,455	1,040	591	184	54	10		18,172
		女					4	293	2,724	2,620	2,714	1,603	656	359	101	38	9		11,121
計 (II)	男					172	3,189	17,503	17,880	21,713	12,282	5,244	3,983	1,822	964	538	1	85,292	
	女					79	1,509	8,951	10,185	12,630	9,263	4,445	3,642	1,918	1,079	680		54,381	
	計	0	0	1	0	251	4,698	26,454	28,065	34,343	21,545	9,689	7,625	3,740	2,043	1,218	1	139,673	
	うち施設 入所 支援	男				62	332	3,460	6,737	11,688	7,500	3,281	2,816	1,354	792	484		38,506	
計 (I + II)	男	261	3,826	716	672	1,209	3,404	17,833	18,051	21,828	12,333	5,261	3,987	1,822	964	538	1	92,712	
	女	145	1,329	315	305	621	1,629	9,062	10,236	12,683	9,319	4,460	3,653	1,918	1,079	680		57,439	
計		406	5,155	1,032	977	1,830	5,033	26,895	28,287	34,511	21,652	9,721	7,640	3,746	2,047	1,218	1	150,151	

(1) 児童福祉法事業

①障害児入所施設

利用者（児）総数4,799人に、本来の対象である18歳未満の児童の占める率は72.3%（3,471人）と前年度に比して6.9ポイント増加し、この事業種別が抱えてきた「過齢児」問題は未だ解消されていない。なお、この事業種別において、利用者の最も多いのは15～17歳の階層の32.3%で、次いで多いのは12～

14歳の階層20.4%と続いている。

②児童発達支援センター

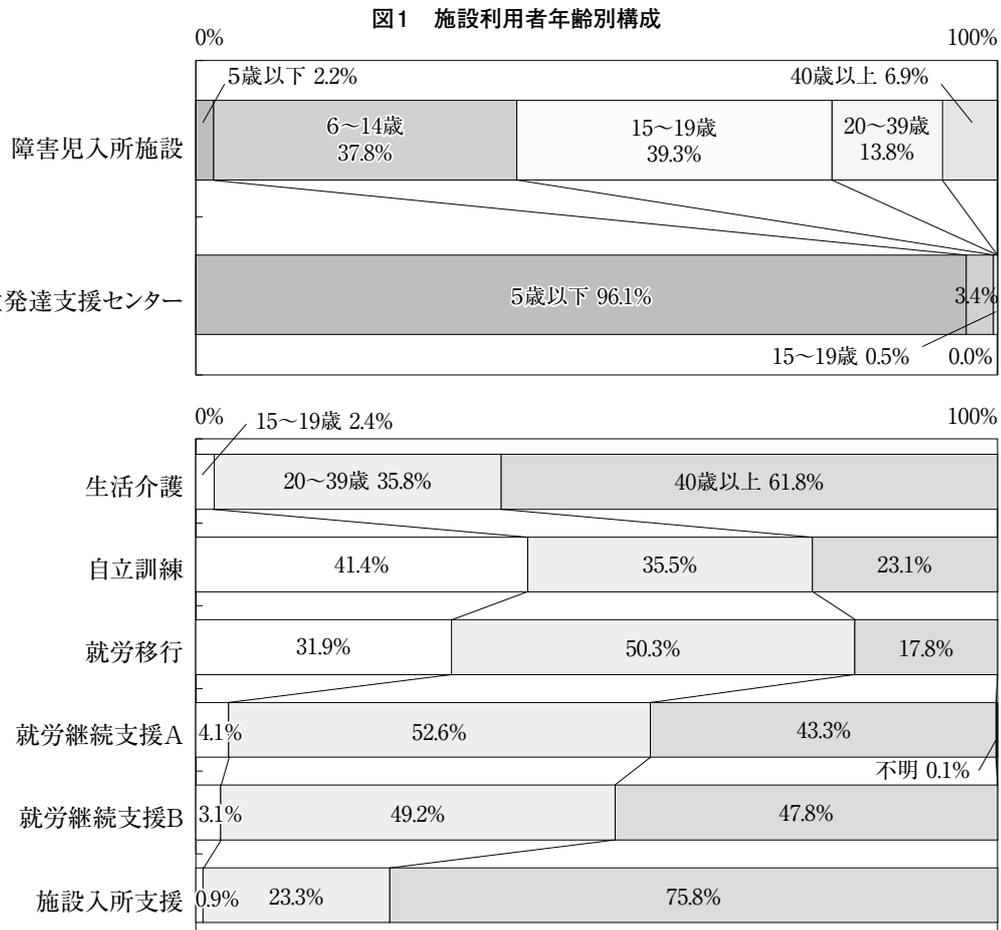
この事業種別の利用児5,679人は、6歳未満の幼児が96.1%と非常に高い率を占めている。幼児の「早期療育施設」としての、この事業種別の役割が確立していることの顕れともいえる。なお、15歳以上の義務教育終了後の年長児は29人（0.5%）であった。

また、毎年度6～11歳の階層に1割程度の利用児があるが、その大部分は就学直前の6歳児であると推測される。

(2) 障害者総合支援法事業

居住サービスである施設入所支援利用者の多い年齢階層は、30～59歳までの3階層（64.2%）で、20～29歳の階層は7.7%であった。一方で、日中活動サービスのみを利用する者（日中活動サービス利用者から施設入所支援利用者を引いた数）は、20～29歳の階層で28.5%、30～39歳の階層で23.9%、この両階層だけで52.4%を占める。その男女差をみると、男性が63.7%を占めている。これを年齢階層別でみると、年齢が下がるほど男性の占める率が上がる傾向がみられる。

介護給付である生活介護に比べ、訓練等給付の各事業種別の年齢層が低い傾向にある。さらに、訓練等給付の事業のうち利用期限の定めのある自立訓練と就労移行をみると、18～29歳までの年齢層だけで、自立訓練では62.8%、就労移行では64.2%を占めている。



3. 施設・事業在籍年数

表31は事業種別毎に利用者（児）の在籍年数を示したものである。また、表32ではその構成比をみた。

表31 施設・事業在籍年数

(人)

在籍年数		05年未満	05～1年	1～2年	2～3年	3～5年	5～10年	10～15年	15～20年	20～30年	30～40年	40年以上	不明	計			
児童福祉法	障害児入所施設	男女	275	193	417	386	552	673	267	127	168	74	45	65	3,242		
		計	410	291	614	584	814	969	400	171	222	118	91	115	4,799		
		児童発達支援センター	男女	1,413	562	1,249	638	148							168	4,178	
	障害者総合支援法	計（Ⅰ）	男女	1,889	775	1,731	848	209	0	0	0	0	0	0	227	5,679	
			男女	1,688	755	1,666	1,024	700	673	267	127	168	74	45	233	7,420	
			計	2,299	1,066	2,345	1,432	1,023	969	400	171	222	118	91	342	10,478	
		障害者総合支援法	療養介護	男女													
				計													
				日中系（単独・多機能含む）生活介護	男女	1,851	1,184	3,076	3,122	20,944	32,228						1,032
			男女		1,200	726	2,059	1,930	14,185	20,886						599	41,585
計	3,051		1,910		5,135	5,052	35,129	53,114	0	0	0	0	0	1,631	105,022		
自立訓練	男女		273	90	354	106	52	32						26	933		
	男女		127	46	165	73	28	22						11	472		
	計		400	136	519	179	80	54	0	0	0	0	0	37	1,405		
就労移行	男女		644	292	688	207	66	32						23	1,952		
	男女		271	152	330	89	17	28						7	894		
	計		915	444	1,018	296	83	60	0	0	0	0	0	30	2,846		
就労継続A型	男女		43	39	82	61	158	415						0	798		
	男女		15	21	37	24	60	151						1	309		
	計	58	60	119	85	218	566	0	0	0	0	0	1	1,107			
就労継続B型	男女	1,014	551	1,467	1,597	5,966	7,282						295	18,172			
	男女	573	328	932	828	3,647	4,602						211	11,121			
	計	1,587	879	2,399	2,425	9,613	11,884	0	0	0	0	0	506	29,293			
計（Ⅱ）	男女	3,825	2,156	5,667	5,093	27,186	39,989						1,376	85,292			
	男女	2,186	1,273	3,523	2,944	17,937	25,689						829	54,381			
	計	6,011	3,429	9,190	8,037	45,123	65,678	0	0	0	0	0	2,205	139,673			
うち施設入所支援	男女	668	582	1,266	1,164	2,113	5,404	5,418	5,686	8,592	5,166	2,244	203	38,506			
	男女	401	361	845	719	1,341	3,307	3,596	3,524	5,401	4,124	2,019	94	25,732			
	計	1,069	943	2,111	1,883	3,454	8,711	9,014	9,210	13,993	9,290	4,263	297	64,238			
合計（Ⅰ＋Ⅱ）	男女	5,513	2,911	7,333	6,117	27,886	40,662	267	127	168	74	45	1,609	92,712			
	男女	2,797	1,584	4,202	3,352	18,260	25,985	133	44	54	44	46	938	57,439			
	計	8,310	4,495	11,535	9,469	46,146	66,647	400	171	222	118	91	2,547	150,151			

※施設入所支援、障害児入所施設については、旧法からの継続在籍年数で計上

図2 施設在籍年数別構成

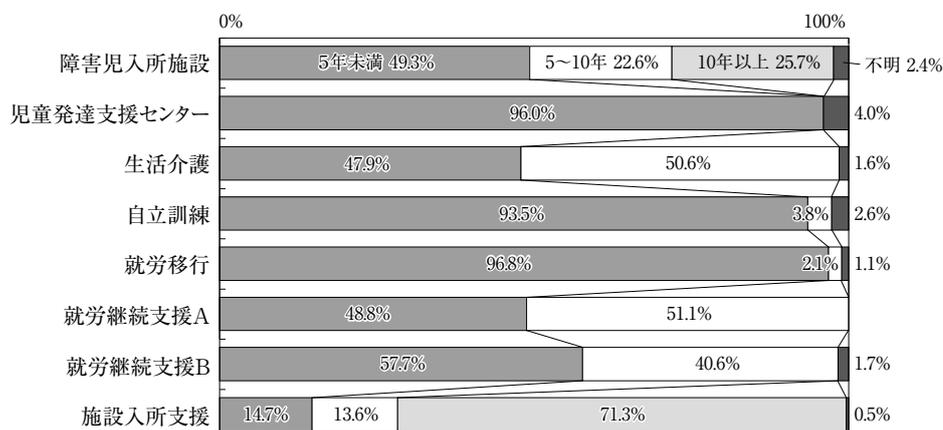


表32 在籍年数別在所者の構成比

(%)

在籍年数		0.5年未満	0.5～1年	1～2年	2～3年	3～5年	5～10年	10～15年	15～20年	20～30年	30～40年	40年以上	不明	計
児童	障害児入所施設	8.5	6.1	12.8	12.2	17.0	20.2	8.3	3.6	4.6	2.5	1.9	2.4	100
	児童発達支援センター	33.3	13.6	30.5	14.9	3.7							4.0	100
	計 (I)	21.9	10.2	22.4	13.7	9.8	9.2	3.8	1.6	2.1	1.1	0.9	3.3	100
障害者総合支援法 日中系 (単独・多機能含む)	療養介護													
	生活介護	2.9	1.8	4.9	4.8	33.4	50.6						1.6	100
	自立訓練	28.5	9.7	36.9	12.7	5.7	3.8						2.6	100
	就労移行	32.2	15.6	35.8	10.4	2.9	2.1						1.1	100
	就労継続A型	5.2	5.4	10.7	7.7	19.7	51.1						0.1	100
	就労継続B型	5.4	3.0	8.2	8.3	32.8	40.6						1.7	100
	計 (II)	4.3	2.5	6.6	5.8	32.3	47.0						1.6	100
	うち施設入所支援	1.7	1.5	3.3	2.9	5.4	13.6	14.0	14.3	21.8	14.5	6.6	0.5	100
合計 (I + II)	5.5	3.0	7.7	6.3	30.7	44.4	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	1.7	100	

障害児入所施設では、在籍期間10年未満の在籍者が76.7%（前年比5.8ポイント増）を占めた。一方、20年以上の長期在籍者は、前年度（13.2%）より4.2ポイント減少し9.0%（431人）であった。障害児入所施設における長期滞留化は、いわゆる「過齢児」の増加に繋がり、この事業の根幹に関わる問題となっている。

他方、児童発達支援センターにおいては、在籍期間1年未満の在籍児が46.9%で、この事業種別では在籍児の半数弱は在籍期間1年未満の新入所児であることを示している。また、3年未満の在籍児をみると92.3%を占め、3年以内に大半の児童が入れ替わっていることを示している。

障害者総合支援法の施設入所支援については、障害者自立支援法移行前からの在籍年数を問うているが、利用者総数64,238人のうち、在籍期間10年未満の利用者は18,171人（28.3%）一方、10年以上の利用者は45,770人（71.3%）、そのうち20年以上の在籍者は27,546人（42.9%）と10年以上在籍者の半数以上（60.2%）を占める。このように、長期滞留者が多いことは、この事業種別に高齢者が多いことの理由ともなっている。

なお、日中系事業の在籍年数については、障害者自立支援法事業の施行（平成18年10月）による新たな事業への移行からカウントしているため、すべての事業において10年以下となっている。しかし、日中系事業6事業の中で利用期限が原則2年（特例3年）となっている自立訓練（生活訓練）と就労移行に在籍年数3年以上の利用者が、それぞれ1割弱の134人（9.5%）と143人（5.0%）となっているので更なる追跡調査が必要であろう。

4. 障害支援区分等の状況

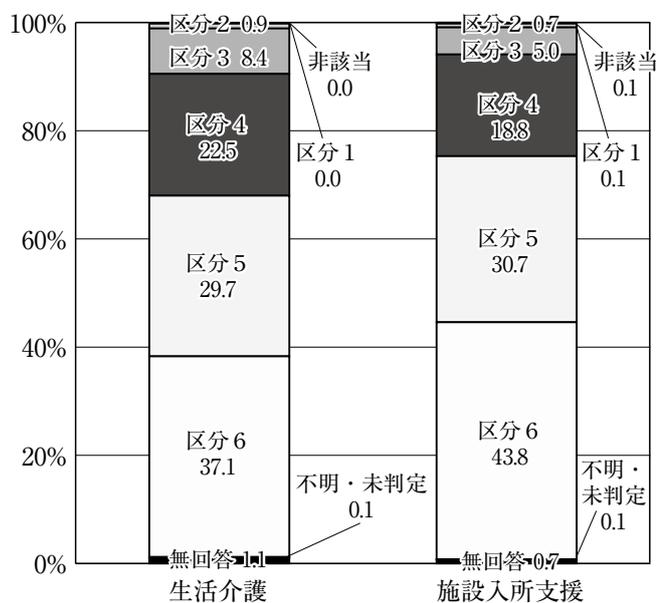
表33は障害支援区分の割合を示した表である。

表33 障害支援区分 (人・下段は%)

	生活介護 ※	施設入所 支援
非該当	4 0.0	71 0.1
区分1	38 0.0	44 0.1
区分2	970 0.9	469 0.7
区分3	8,862 8.4	3,235 5.0
区分4	23,642 22.5	12,051 18.8
区分5	31,242 29.7	19,729 30.7
区分6	39,010 37.1	28,110 43.8
不明・未判定	145 0.1	58 0.1
無回答	1,109 1.1	471 0.7
計	105,022 100	64,238 100

※多機能型「生活介護」を含む

図3 障害支援区分



施設入所支援の利用者数は64,238人で、区分6が43.8%（前年度41.5%）、区分5が30.7%（同30.6%）、区分4が18.8%（同19.9%）となっており、区分4～6の合計は93.2%（同92.0%）。生活介護の利用者数は105,022人（同97,589人）で、区分6が37.1%（同35.3%）、区分5が29.7%（同29.1%）、区分4が22.5%（同23.0%）で、区分4～6の合計は89.4%（同87.5%）となっている。

5. 療育手帳程度別在所者数

表34は、事業所を利用する者の療育手帳の程度を事業種別毎に示したものである。各事業の分布を見ると、施設入所支援、生活介護で最重度・重度の割合が高く（77.7%、76.6%）、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援センターでは中軽度の割合が高い。

前年度調査と比較すると児童福祉法の2事業では変化が見られないが、障害者総合支援法の事業では、最重度・重度が、就労継続支援A型の3.4ポイントを最大値として、すべての事業で微増していた。

表34 療育手帳の状況

(人・下段は%)

療育手帳	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設入所支援	計(I+II)
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型			
最重度・重度	2,257	715	2,972		80,467	255	256	84	8,939	90,001	49,931	92,973
	47.0	12.6	28.4		76.6	18.1	9.0	7.6	30.5	64.4	77.7	61.9
中軽度	2,134	2,228	4,362		19,470	928	2,033	861	17,082	40,374	12,384	44,736
	44.5	39.2	41.6		18.5	66.0	71.4	77.8	58.3	28.9	19.3	29.8
不所持・不明	237	2,552	2,789		2,531	141	379	112	1,933	5,096	724	7,885
	4.9	44.9	26.6		2.4	10.0	13.3	10.1	6.6	3.6	1.1	5.3
無回答	171	184	355		2,554	81	178	50	1,339	4,202	1,199	4,557
	3.6	3.2	3.4		2.4	5.8	6.3	4.5	4.6	3.0	1.9	3.0
計	4,799	5,679	10,478		105,022	1,405	2,846	1,107	29,293	139,673	64,238	150,151
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

6. 身体障害の状況

表35 身体障害手帳の内訳

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設入所支援	計(I+II)
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型			
視覚	47	5	52		2,627	11	6	5	224	2,873	1,942	2,925
	8.0	1.2	5.3		12.5	11.7	4.8	4.6	8.3	12.0	15.4	11.7
聴覚	46	44	90		2,033	8	18	20	307	2,386	1,501	2,476
	7.9	10.9	9.1		9.7	8.5	14.3	18.3	11.3	9.9	11.9	9.9
平衡	15	2	17		365	0	1	0	32	398	250	415
	2.6	0.5	1.7		1.7	0.0	0.8	0.0	1.2	1.7	2.0	1.7
音声・言語又は咀嚼機能	9	2	11		2,391	4	8	4	176	2,583	1,897	2,594
	1.5	0.5	1.1		11.4	4.3	6.3	3.7	6.5	10.7	15.0	10.4
肢体不自由	402	305	707		13,785	60	88	54	1,641	15,628	7,529	16,335
	68.7	75.5	71.5		65.6	63.8	69.8	49.5	60.6	65.0	59.7	65.3
内部障害	35	53	88		1,676	9	21	20	437	2,163	1,041	2,251
	6.0	13.1	8.9		8.0	9.6	16.7	18.3	16.1	9.0	8.3	9.0
手帳所持者実数	585	404	989		21,001	94	126	109	2,706	24,036	12,610	25,025
%	12.2	7.1	9.4		20.0	6.7	4.4	9.8	9.2	17.2	19.6	16.7
現在員	4,799	5,679	10,478		105,022	1,405	2,846	1,107	29,293	139,673	64,238	150,151
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表36 身体障害手帳程度別在所者数

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1級	326	224	550		7,392	31	31	14	603	8,071	3,401	8,621
	55.7	55.4	55.6		35.2	33.0	24.6	12.8	22.3	33.6	27.0	34.4
2級	124	103	227		5,714	28	34	30	705	6,511	3,562	6,738
	21.2	25.5	23.0		27.2	29.8	27.0	27.5	26.1	27.1	28.2	26.9
3級	73	37	110		3,421	6	24	12	554	4,017	2,391	4,127
	12.5	9.2	11.1		16.3	6.4	19.0	11.0	20.5	16.7	19.0	16.5
4級	23	20	43		2,401	6	11	14	418	2,850	1,854	2,893
	3.9	5.0	4.3		11.4	6.4	8.7	12.8	15.4	11.9	14.7	11.6
5級	21	3	24		1,156	3	11	10	226	1,406	782	1,430
	3.6	0.7	2.4		5.5	3.2	8.7	9.2	8.4	5.8	6.2	5.7
6級	18	17	35		917	8	14	9	200	1,148	620	1,183
	3.1	4.2	3.5		4.4	8.5	11.1	8.3	7.4	4.8	4.9	4.7
不明・無回答			0			12	1	20		33		33
			0.0			12.8	0.8	18		0.1		0.1
計	585	404	989		21,001	94	126	109	2,706	24,036	12,610	25,025
	12.2	7.1	10.0		20.0	6.7	4.4	9.8	9.2	17.2	19.6	16.7
現在員	4,799	5,679	10,478		105,022	1,405	2,846	1,107	29,293	139,673	64,238	150,151
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

図4 身体障害者手帳保持者の障害内訳

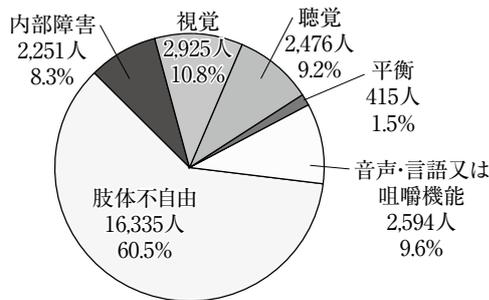


表35は、有効回答のあった3,130事業所の全利用者150,151人における身体障害者手帳の所持状況及び内容を事業種別毎に整理したものである。

全利用者のうち身体障害者手帳を持っているのは25,025人で、全利用者150,151人の約6人に1人は身体障害者手帳を所持していることになる。経年の傾向をみると、平成24年度16.2%、平成25年度16.8%、平成26・27年度17.1%、そして今年度調査16.7%となっており、年度により若干の差異はあるものの、ほぼ16～17%の間で推移し、一定していると言える。

手帳所持者の身体障害の内容は、肢体不自由が全体で65.3%と最も多く、事業種別毎に見てもほぼ50%～70%を占めている。他の視覚、聴覚、音声・言語又は咀嚼機能、内部障害は10%前後、平衡は1.7%となっている。これら身体障害の内容とその割合はほぼ前年度調査の結果と変わっていない。

手帳所持者の日中活動の利用状況では、最も多かったのは生活介護の21,001人（手帳所持者の83.9%）で、他の日中活動事業種と比較して圧倒的な割合であった。

表36は、身体障害の等級を事業種別毎に示したものである。いずれの事業も1・2級で約半数を占めており、特に障害児入所施設と児童発達支援センターでは80%近くとなっている。この割合、傾向は、過去2か年の調査結果と変わっていない。

全体で、上位3位は1級、2級、3級の順となっているが、事業別に見ると、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、施設入所支援では1級と2級の1位2位が逆転していた。

7. 精神障害の状況

表37 精神障害の状況

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
自閉スペクトラム症(広汎 性発達障害、自閉症など)	1,276	1,921	3,197		14,766	155	342	37	2,032	17,332	8,612	20,529
	26.6	33.8	30.5		14.1	11.0	12.0	3.3	6.9	12.4	13.4	13.7
統合失調症	28	2	30		5,335	78	94	45	1,010	6,562	4,583	6,562
	0.6	0.0	0.3		5.1	5.6	3.3	4.1	3.4	4.7	7.1	4.4
気分障害(周期性精神 病、うつ病性障害など)	34		34		1,623	26	60	29	289	2,027	1,398	2,061
	0.7		0.3		1.5	1.9	2.1	2.6	1.0	1.5	2.2	1.4
てんかん性精神病	36	19	55		3,013	16	15	9	265	3,318	2,525	3,373
	0.8	0.3	0.5		2.9	1.1	0.5	0.8	0.9	2.4	3.9	2.2
その他(強迫性、心因反 応、神経症様反応など)	84	69	153		2,711	19	53	13	315	3,111	2,476	3,264
	1.8	1.2	1.5		2.6	1.4	1.9	1.2	1.1	2.2	3.9	2.2
現在員	4,799	5,679	10,478		105,022	1,405	2,846	1,107	29,293	139,673	64,238	150,151
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表38 精神障害者保健福祉手帳の程度別在所者数

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1級	10	1	11		653	17	26	6	162	864	467	875
	18.9	11.1	17.7		43.2	13.9	7.6	5.9	13.9	26.7	47.0	26.5
2級	31	6	37		736	84	185	76	785	1,866	464	1,903
	58.5	66.7	59.7		48.7	68.9	54.3	74.5	67.4	57.6	46.7	57.6
3級	8	1	9		108	21	127	20	212	488	59	497
	15.1	11.1	14.5		7.1	17.2	37.2	19.6	18.2	15.1	5.9	15.1
不明・無回答	4	1	5		14	0	3	0	5	22	4	27
		11.1	8.1		0.9	0.0	0.9	0.0	0.4	0.7	0.4	0.8
計	53	9	62		1,511	122	341	102	1,164	3,240	994	3,302
	1.1	0.2	0.6		1.4	8.7	12.0	9.2	4.0	2.3	1.5	2.2
現在員	4,799	5,679	10,478		105,022	1,405	2,846	1,107	29,293	139,673	64,238	150,151
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表37は、精神障害の状況として、現在員の中で医師の診断名がついている人数を事業種別毎に整理したものである(複数計上有り)。「自閉スペクトラム症(広汎性発達障害、自閉症など)」が最も高く、全体で20,529人(13.7%)、次いで「統合失調症」が6,562人(4.4%)、「てんかん性精神病」3,373人(2.2%)となっている。この上位3位の順位は前年度調査も同様であった。

「自閉スペクトラム症(広汎性発達障害、自閉症など)」は、児童発達支援センターで33.8%、障害児入所施設で26.6%を占め、全体のなかで突出して高い割合を示している点では前年度調査と同様であるが、児童発達支援センターが前年度42.1%から8.3ポイント低下しており、他の事業種の差異が1ポイント程度であるのに対して若干目立っている。

表38は精神障害者保健福祉手帳所持者の実数を事業種別毎と手帳の級別に示したものである。手帳所持者は全体で3,302人であり、現在員数に対する割合は2.2%と身体障害者手帳と比して著しく低い。しかし、一前年度1.9%、前年度2.1%から今年度2.2%と、微増傾向が続いている。精神障害があってもすでに療育手帳を所持しており、申請するケースが少ないことが身体障害者手帳所持者よりも低い割合の理由と考えられる。

手帳所持者の等級を見ると、2級が57.6%と最も高く、全体でも事業別でも、1級と2級を合わせると80%近くを占めている。

8. 「てんかん」の状況

表39 「てんかん」の状況

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
「てんかん」として	992	253	1,245		30,894	107	195	76	3,648	34,920	20,742	36,165
現在服薬中のもの	20.7	4.5	11.9		29.4	7.6	6.9	6.9	12.5	25.0	32.3	24.1
現在員	4,799	5,679	10,478		105,022	1,405	2,846	1,107	29,293	139,673	64,238	150,151
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表39は、現在員の中で「てんかん」として服薬中の者を事業種別毎に表したものである。現在員150,151人中36,165人(24.1%)、約4人に1人がてんかん薬を服薬していた。事業種別では、生活介護(29.4%)が最も高く、次いで障害児入所施設(20.7%)、就労継続支援B型(12.5%)となっている。また、生活介護利用者の多くが利用する施設入所支援(32.3%)も同様に高くなっている。

9. 認知症の状況

表40 認知症の状況

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
医師により認知症と 診断されている人数					788		1		38	827	736	827
					0.75		0.04		0.13	0.59	1.15	0.55
現在員	4,799	5,679	10,478		105,022	1,405	2,846	1,107	29,293	139,673	64,238	150,151
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表40は、医師により認知症と診断されている人数を事業種別毎に表したものである。全体で827人、0.55%であった。事業種別としては、生活介護0.75%（788人）が最も高く、次いで就労継続支援B型0.13%（38人）、就労移行支援0.04%（1人）の順となっている。全体の比率は前年度の0.56%とほぼ同率となっているが、前々年度の0.46%からは0.1%近く増加している。また、実人数は前年度より39名増えている結果も出ており、年々認知症と診断されている人数が増えている現状がうかがえた。なお、全体の約9割弱（89.0%）は施設入所支援利用者となっていた。

10. 触法障害者の状況

表41 平成25年度以降、矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関を退所・退院した利用者数

	児童福祉法		計 (I)	障害者総合支援法					計 (II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)	当該設問		
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養 介護	生活 介護	自立 訓練	就労 移行	就労継続 A型				就労継続 B型	の回答 施設数	うち施設 入所支援
矯正施設	3		3		44	22	30	1	49	146	62	149	93	39
	42.9		42.9		58.7	88.0	88.2	100	84.5	75.6	67.4	74.5	74.4	73.6
更生保護 施設					10		1		3	14	8	14	13	7
					13.3		2.9		5.2	7.3	8.7	7.0	10.4	13.2
指定入院 医療機関	4		4		21	3	3		6	33	22	37	19	7
	57.1		57.1		28.0	12.0	8.8		10.3	17.1	23.9	18.5	15.2	13.2
計	7		7		75	25	34	1	58	193	92	200	125	53
	0.15		0.07		0.07	1.78	1.19	0.09	0.20	0.14	0.14	0.13	3.99	100
現在員	4,799	5,679	10,478		105,022	1,405	2,846	1,107	29,293	139,673	64,238	150,151	3,130	有効回 答施設

表41は、平成25年度以降、矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関を退院・退所した利用者数を示したものである。（※矯正施設とは、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院の6つを指す）

当該設問の回答事業所3,130か所、150,151名のうち、125か所（3.99%）の事業所において200人（0.13%）が利用している。

障害者総合支援法に基づく事業においては、種別毎にみると自立訓練での受け入れが一番多く1.78%で、次いで、就労移行支援で1.19%となっている。一方、地域生活移行個別支援特別加算の対象となる施設入所支援での受け入れについては0.14%に留まっており、また、193名のうち101名が日中系事業のみを利用していることから、日中系事業所で多くの触法障害者を受け入れていることが分かる。

矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関別にみると、「矯正施設」が74.5%が一番多く、次いで「指定入院医療機関」が18.5%となっているが、施設入所支援に限定すると、「指定入院医療機関」が23.9%となっており、注目される場所である。また、障害児入所施設においては、「矯正施設」よりも「指定入院医療機関」の方が多という結果となっている。

表42 執行猶予・不起訴等となった利用者数

	保護観察付 執行猶予		執行猶予		不起訴・ 起訴猶予		計	うち施設 入所支援
	うち施設 入所支援	うち施設 入所支援	うち施設 入所支援	うち施設 入所支援				
人 数	54	13	23	10	48	25	125	48
受け入れのあった施設数	47	12	21	9	39	18	107	39

執行猶予・不起訴等となった利用者125人は、現在員150,151人の0.08%にあたる。

上記利用者のいる107施設は、回答施設3,130施設の3.42%にあたる。

表42は、執行猶予・不起訴等となった利用者数を示したものである。当該設問の回答事業所の3.42%（前年度3.64%）で受け入れがあり、利用者数は現在員の0.08%（同0.09%）となっている。最も多かったのが「保護観察付執行猶予」で43.2%（同47.9%）、次いで「不起訴・起訴猶予」38.4%（同38.8%）、「執行猶予」18.4%（同13.2%）の順となっている。

また、受け入れのあった施設107か所の内、施設入所支援は39か所であり、日中活動事業所での受け入れも、一定数あることが読み取れる。

表41の矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関を退院・退所した利用者数と合わせると、現在員数の0.22%（325人）が、矯正施設等に入所等していた、もしくは執行猶予・不起訴等となった触法障害者であり、今回の調査では問うていないが、警察で取調を受ける、もしくは拘留された利用者も合わせると、本調査結果より多くの触法障害者を受け入れていることになろう。触法障害者の処遇にあたり、障害者支援施設及び日中活動事業所が担う役割は大きいと言える。

表43 地域生活移行個別支援特別加算の対象及び対象だった利用者数

（下段は%）

	自立訓練 (宿泊型)	施設入所 支援	計	地域生活移行個別支援特別加算の対象及び対象だった利用者 122人は、該当事業種別の現在員64,652人の0.19%にあたる。 上記利用者のいる38施設は、該当事業種別の施設数1,205施設 の3.15%にあたる。
	人 数	32	90	
	7.73	0.14	0.19	
該当事業種別の現在員	414	64,238	64,652	
対象者のいる施設数	5	33	38	
	23.81	2.79	3.15	
該当事業種別の施設数	21	1,184	1,205	

表43は、施設入所支援及び自立訓練（宿泊型）において、地域生活移行個別支援特別加算の対象及び対象だった利用者数を示したものである。

122人の方が加算の対象となっており、該当事業所の現在員数の0.19%であった。また、事業所数で見ると38か所となっており、該当事業所の3.15%となっている。

表41の結果と比較してみると、施設入所支援のみで見た場合、53事業所において受け入れている現状があり、加算対象となる可能性のある利用者においても、加算を受けていない状況があることが推測される。加算を受ける上で、どんな困難があり何が課題であるのか、追跡調査を行う必要がある。

11. 支援度

支援度は、表44〈支援度の指標〉をもとに、「ほとんど支援の必要がない」とする5級から、「常時全ての面で支援を必要」とする1級まで、支援の必要の度合いを1級きざみの5段階で評価したもので、表45-1～表45-3は、日常生活面、行動面、保健面の3つの側面について、それぞれに支援度を集計したものである。

表44 〈支援度の指標〉

支援の程度 項目	1 級 常時全ての面で支援が必要	2 級 常時多くの面で支援が必要	3 級 時々又は一時的にあるいは一部支援が必要	4 級 点検、注意又は配慮が必要	5 級 ほとんど支援の必要がない
日常生活面	基本的生活習慣が形成されていないため、常時全ての面での介助が必要。それがないと生命維持も危ぶまれる。	基本的生活習慣がほとんど形成されていないため、常時多くの面での介助が必要。	基本的生活習慣の形成が不十分なため、一部介助が必要。	基本的生活習慣の形成が不十分ではあるが、点検助言が必要とされる程度。	基本的生活習慣はほとんど形成されている、自主的な生活態度の養成が必要。
行動面	多動、自他傷、拒食などの行動が顕著で常時付添い注意が必要。	多動、自閉などの行動があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し注意したり、時々指導したりすることが必要。	行動面での問題に対し、多少注意する程度。	行動面にはほとんど問題がない。
保健面	身体健康に嚴重な看護が必要。生命維持の危険が常にある。	身体的健康につねに注意、看護が必要。発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的精神変調がある等のため一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	身体的健康にはほとんど配慮を要しない。

表45-1 支援度－日常生活面－

(人・下段は%)

支援度	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1級	739	298	1,037		17,790	4	6		109	17,909	12,232	18,946
	15.4	5.2	9.9		16.9	0.3	0.2		0.4	12.8	19.0	12.6
2級	1,141	1,411	2,552		34,778	102	56	6	1,562	36,504	23,076	39,056
	23.8	24.8	24.4		33.1	7.3	2.0	0.5	5.3	26.1	35.9	26.0
3級	1,226	2,026	3,252		31,931	397	442	149	7,024	39,943	18,968	43,195
	25.5	35.7	31.0		30.4	28.3	15.5	13.5	24.0	28.6	29.5	28.8
4級	1,132	1,061	2,193		15,417	577	1,154	396	11,275	28,819	7,912	31,012
	23.6	18.7	20.9		14.7	41.1	40.5	35.8	38.5	20.6	12.3	20.7
5級	379	392	771		3,484	302	1,110	518	8,339	13,753	1,574	14,524
	7.9	6.9	7.4		3.3	21.5	39.0	46.8	28.5	9.8	2.5	9.7
不明	182	491	673		1,622	23	78	38	984	2,745	476	3,418
	3.8	8.6	6.4		1.5	1.6	2.7	3.4	3.4	2.0	0.7	2.3
計	4,799	5,679	10,478		105,022	1,405	2,846	1,107	29,293	139,673	64,238	150,151
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表45-2 支援度－行動面－

(人・下段は%)

支援度	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1級	706	365	1,071		16,240	15	5		183	16,443	11,248	17,514
	14.7	6.4	10.2		15.5	1.1	0.2		0.6	11.8	17.5	11.7
2級	1,224	1,439	2,663		29,169	118	66	14	1,986	31,353	19,264	34,016
	25.5	25.3	25.4		27.8	8.4	2.3	1.3	6.8	22.4	30.0	22.7
3級	1,547	1,944	3,491		35,732	513	665	221	8,913	46,044	22,087	49,535
	32.2	34.2	33.3		34.0	36.5	23.4	20.0	30.4	33.0	34.4	33.0
4級	791	1,038	1,829		16,450	477	1,053	316	9,883	28,179	9,075	30,008
	16.5	18.3	17.5		15.7	34.0	37.0	28.5	33.7	20.2	14.1	20.0
5級	385	406	791		5,611	257	982	518	7,454	14,822	1,956	15,613
	8.0	7.1	7.5		5.3	18.3	34.5	46.8	25.4	10.6	3.0	10.4
不明	146	487	633		1,820	25	75	38	874	2,832	608	3,465
	3.0	8.6	6.0		1.7	1.8	2.6	3.4	3.0	2.0	0.9	2.3
計	4,799	5,679	10,478		105,022	1,405	2,846	1,107	29,293	139,673	64,238	150,151
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表45-3 支援度－保健面－

(人・下段は%)

支援度	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1級	242	69	311		5,702	3	3		38	5,746	4,332	6,057
	5.0	1.2	3.0		5.4	0.2	0.1		0.1	4.1	6.7	4.0
2級	471	189	660		18,079	52	14	4	757	18,906	12,917	19,566
	9.8	3.3	6.3		17.2	3.7	0.5	0.4	2.6	13.5	20.1	13.0
3級	1,126	249	1,375		34,461	216	189	75	4,133	39,074	22,574	40,449
	23.5	4.4	13.1		32.8	15.4	6.6	6.8	14.1	28.0	35.1	26.9
4級	1,989	705	2,694		35,861	607	912	351	11,455	49,186	21,112	51,880
	41.4	12.4	25.7		34.1	43.2	32.0	31.7	39.1	35.2	32.9	34.6
5級	815	3,966	4,781		8,678	500	1,635	631	11,645	23,089	2,388	27,870
	17.0	69.8	45.6		8.3	35.6	57.4	57.0	39.8	16.5	3.7	18.6
不明	156	501	657		2,241	27	93	46	1,265	3,672	915	4,329
	3.3	8.8	6.3		2.1	1.9	3.3	4.2	4.3	2.6	1.4	2.9
計	4,799	5,679	10,478		105,022	1,405	2,846	1,107	29,293	139,673	64,238	150,151
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

児童施設（障害児入所施設・児童発達支援センター）の場合、日常生活面は1級、2級、3級を合わせると65.3%、行動面についても、1級、2級、3級を合わせると69.0%となり、支援度が高いことがわかる。また保健面については、障害児入所施設では4級（41.4%）が、児童発達支援センターでは5級（69.8%）がそれぞれ最も高率であり、比較的支援度は低いものの、精神障害、身体障害との重複障害等により医療・看護面での支援が必要な児童も一定数いることがわかる。

障害者総合支援法による事業においては、事業の利用対象者を明確にしていることから、事業間の支援度に顕著な相違がみられた。

日常生活面をみると、生活介護が特に2～3級に集中しているのに対して、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の3事業は4～5級が、また、自立訓練は3～4級が多数を占めている。さらに、精神障害、身体障害との重複障害等により重度者が多く、医療・看護面での支援を必要としている生活介護及び、施設入所支援では、支援度の最も高い1級の割合が、他の種別に比して日常生活面、行動面、保健面ともに高率であった。

12. 医療的ケアの実施状況

表46は事業所内における医療的ケアの実施状況を示したものであり、延べ6,982人（4.65%）が何らかの医療的ケアを必要としている。

障害者総合支援法による事業は、事業の利用対象者を明確にしていることから、事業間の医療的ケアの実施状況において顕著な相違がみられた。

生活介護においては、「浣腸」が最も高く2.56%（2,685人）次いで「経管栄養の注入・水分補給」0.55%（581人）、「喀痰吸引」0.54%（566人）、「カテーテル管理」0.43%（455人）となっている。一方、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型においては、自立訓練の「浣腸」が0.28%で最高率であり、医療的ケアはほとんど実施されていないことがうかがえる。

障害児入所施設では、生活介護と同様に「浣腸」が他の項目に比して高率で3.58%（172人）、次いで「吸入」1.04%（50人）、「喀痰吸引」1.02%（49人）、「気管切開の管理」0.63%（30人）、「経管栄養の注入・水分補給」0.40%（19人）となっている。

なお、自立訓練を除く障害者総合支援法の事業においては、全種別において「インシュリン療法」が実施されている。これら医療的ケアについては、数値の高さよりも、個別に多様なケアが必要となってきた状況がうかがえる。

表46 医療的ケアの実施状況

(延べ人・中段は該当者計の％・下段は事業種別計の％)

	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法					計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)	
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型				就労継続 B型
点滴の管理 (持続的)	3 0.8 0.06		3 0.6 0.03		2 0.0 0.00					2 0.0 0.00	2 0.0 0.00	5 0.1 0.00
中心静脈栄養 (ポートも含む)			0 0.0 0.00		2 0.0 0.00					2 0.0 0.00		2 0.0 0.00
ストーマの管理 (人工肛門・人 膀胱)	5 1.3 0.10	1 0.8 0.02	6 1.2 0.06		229 3.6 0.22		1 12.5 0.04	1 25.0 0.09	14 10.6 0.05	245 3.8 0.18	181 4.0 0.28	251 3.6 0.17
酸素療法	17 4.4 0.35	4 3.4 0.07	21 4.2 0.20		145 2.3 0.14				6 4.5 0.02	151 2.3 0.11	49 1.1 0.08	172 2.5 0.11
吸入	50 13.0 1.04	5 4.2 0.09	55 10.9 0.52		172 2.7 0.16				5 3.8 0.02	177 2.7 0.13	85 1.9 0.13	232 3.3 0.15
人工呼吸器の管 理(侵襲、非侵 襲含む)	17 4.4 0.35	5 4.2 0.09	22 4.4 0.21		50 0.8 0.05			1 25.0 0.09		51 0.8 0.04	2 0.0 0.00	73 1.0 0.05
気管切開の管理	30 7.8 0.63	18 15.1 0.32	48 9.5 0.46		142 2.2 0.14					142 2.2 0.10	9 0.2 0.01	190 2.7 0.13
喀痰吸引 (口腔・鼻腔・ カニューレ内)	49 12.7 1.02	27 22.7 0.48	76 15.0 0.73		566 8.9 0.54	1 12.5 0.07			1 0.8 0.00	568 8.8 0.41	141 3.1 0.22	644 9.2 0.43
経管栄養の注入・水 分補給(胃ろう・腸 ろう・経鼻経管栄養)	19 4.9 0.40	41 34.5 0.72	60 11.9 0.57		581 9.2 0.55	2 25.0 0.14			3 2.3 0.01	586 9.0 0.42	146 3.2 0.23	646 9.3 0.43
インシュリン 療法	4 1.0 0.08		4 0.8 0.04		251 4.0 0.24		4 50.0 0.14	2 50.0 0.18	52 39.4 0.18	309 4.8 0.22	192 4.2 0.30	313 4.5 0.21
導尿	7 1.8 0.15	3 2.5 0.05	10 2.0 0.10		327 5.2 0.31	1 12.5 0.07	2 25.0 0.07		20 15.2 0.07	350 5.4 0.25	224 5.0 0.35	360 5.2 0.24
カテーテルの管 理(コンドーム・ 留置・膀胱ろう)	5 1.3 0.10	1 0.8 0.02	6 1.2 0.06		455 7.2 0.43				9 6.8 0.03	464 7.2 0.33	397 8.8 0.62	470 6.7 0.31
浣腸(市販以外 の座薬も含む)	172 44.6 3.58	10 8.4 0.18	182 36.0 1.74		2,685 42.5 2.56	4 50.0 0.28	1 12.5 0.04		18 13.6 0.06	2,708 41.8 1.94	2,502 55.4 3.89	2,890 41.4 1.92
摘便	2 0.5 0.04	4 3.4 0.07	6 1.2 0.06		320 5.1 0.30					320 4.9 0.23	249 5.5 0.39	326 4.7 0.22
じょく瘡の処置	6 1.6 0.13		6 1.2 0.06		398 6.3 0.38				4 3.0 0.01	402 6.2 0.29	341 7.5 0.53	408 5.8 0.27
疼痛の管理 (がん末期のペイ ンコントロール)			0 0.0 0.00		22 0.3 0.02				1 0.8 0.00	23 0.4 0.02	23 0.5 0.04	23 0.3 0.02
計	386 100 8.04	119 100 2.10	505 100 4.82		6,325 100 6.02	8 100 0.57	8 100 0.28	4 100 0.36	132 100 0.45	6,477 100 4.64	4,520 100 7.04	6,982 100 4.65
全利用者実数	4,799	5,679	10,478	0	105,022	1,405	2,846	1,107	29,293	139,673	64,238	150,151

13. 複数事業利用者の状況

表47は、児童発達支援センター及び日中活動事業の利用者で、定期的に複数の事業もしくは同一事業を複数個所で利用している者の状況を調査したものである。（※定期的に利用する日中活動サービスとは、療養介護、生活介護、宿泊型を除く自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の6事業及び幼稚園、保育園を指す）

児童発達支援センター及び日中活動事業利用者全体の7.0%が、複数の事業もしくは同一事業を複数個所で利用しており、前年度（7.5%）より0.5ポイント減少している。事業種別毎にみると、児童発達支援センターで現在員の24.8%となっており、前年度（16.0%）に比べて8.8ポイント増加している。4人に1人が幼稚園や保育園等の何らかの日中活動サービスを併用している結果となっており、注目される場所である。また、障害者総合支援法に基づく事業においては、全体では6.3%と前年度（7.1%）より0.8ポイント減っており、中でも自立訓練と就労移行支援と就労継続支援A型では、それぞれ9.7%（前年度16.1%）、8.7%（同14.1%）、2.3%（同8.8%）と大きく減少している。

表47 複数事業利用者数

		児童福祉法(I)	障害者総合支援法						計(II)	合計 (I + II)
			日中系(単独・多機能含む)							
			療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型		
複数事業 利用人数	人	1,406	7,391	136	249	26	987	8,789	10,195	
	%	24.8	7.0	9.7	8.7	2.3	3.4	6.3	7.0	
複数利用ありの 事業所数		87	916	26	17	3	266	1,228	1,315	
現在員		5,679	105,022	1,405	2,846	1,107	29,293	139,673	145,352	

14. 日中活動利用者の生活の場の状況

表48に示したとおり、日中活動事業利用者の生活の場で最も多いのは「施設入所支援」で、全体の39.3%（前年度37.6%）となっている。次いで、「家庭」の37.0%（同34.5%）、「グループホーム・生活寮等」の12.5%（同11.2%）と続く。「施設入所支援」については、事業の特性上、生活介護が50.8%と最も高率であり、次いで自立訓練で14.9%、就労移行支援で7.7%の順となっている。

一方、事業種別毎にみると、就労移行支援と就労継続支援B型では「家庭」がそれぞれ70.4%（前年度66.4%）、64.0%（同61.9%）となっており、他の事業種別に比して高率となっている。また、就労継続支援A型においても、「家庭」が47.5%（同50.9%）と約半数を占めており、「グループホーム・生活寮等」42.7%（同36.8%）を上回る結果となっている。

表48 日中活動利用者の生活の場の状況

(人・下段は%)

	児童福祉法(I)	障害者総合支援法						計(II)	合計 (I+II)
	児童発達支援センター	日中系(単独・多機能含む)							
		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型		
家庭	3,513 61.9		29,875 28.4	543 38.6	2,003 70.4	526 47.5	18,757 64.0	51,704 37.0	55,217 38.0
アパート等			455 0.4	17 1.2	107 3.8	78 7.0	976 3.3	1,633 1.2	1,633 1.1
グループホーム・生活寮等			9,366 8.9	102 7.3	389 13.7	473 42.7	7,153 24.4	17,483 12.5	17,483 12.0
自立訓練(宿泊型)			21 0.0	137 9.8	19 0.7	3 0.3	28 0.1	208 0.1	208 0.1
福祉ホーム			89 0.1		3 0.1		78 0.3	170 0.1	170 0.1
施設入所支援			53,315 50.8	209 14.9	219 7.7	1 0.1	1,158 4.0	54,902 39.3	54,902 37.8
その他	29 0.5		542 0.5	3 0.2	9 0.3	7 0.6	104 0.4	665 0.5	694 0.5
不明・無回答	2,137 37.6		11,359 10.8	394 28.0	97 3.4	19 1.7	1,039 3.5	12,908 9.2	15,045 10.4
計	5,679 100		105,022 100	1,405 100	2,846 100	1,107 100	29,293 100	139,673 100	145,352 100

15. 施設入所支援利用者の日中活動の場の状況

表49は、施設入所支援利用者の日中活動の場の状況を示したものであり、突出して多いのは「同一法人敷地内で活動」の90.7%で、前年度(84.6%)よりも6.1ポイント増加しているが、どの項目においても全体的に前年度に比して増加しており、「不明・無回答」の減少が影響しているものと推測される。

過去5年を比較しても、大きな変化は見られておらず、障害者総合支援法の理念である昼夜分離が、実態としては進んでいない様子がうかがえる。

表49 施設入所支援利用者の日中活動の場の状況

	人数	%
同一法人敷地内で活動	58,274	90.7
同一法人で別の場所(敷地外)で活動	2,915	4.5
他法人・他団体が運営する日中活動事業所等で活動	256	0.4
その他の日中活動事業所等で活動	247	0.4
不明・無回答	2,546	4.0
計	64,238	100

16. 入退所の状況

表50は、調査基準日より過去一年間における入所率を示したものである。1年間の新規入所者数（利用者数）は全体で31,346人（前年31,918人）と前年度より入所者総数が572人減っており、入所率は21.4%である。前年の23.0%から1.6ポイント減少しており、前々年度からは、3.8ポイントの減少となっている。

事業種別毎で見ると児童発達支援センターはその特性から84.4%と他事業所に比して高く、利用期限のない生活介護（15.0%）、就労継続支援A型（19.5%）、就労継続支援B型（26.3%）においては、有期限の就労移行支援（60.8%）、自立訓練（50.6%）と比べると低率となっている。

また、居住の場である障害児入所施設は28.0%、施設入所支援は12.3%となっており、同様に低率であるが障害児入所施設の方が高率であった。前年度より障害児入所施設は、1.2ポイントの増加が見られ、施設入所支援は、反対に0.6ポイントの減少となっている。

表51の過去一年間の退所率は、生活介護3.2%、施設入所支援3.4%、就労継続支援A型5.9%、就労継続支援B型4.9%となっており、利用者が固定化していることのあらわれと思われる。

表50 入所者総数と入所率

施設種別	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設入所支援	計(Ⅰ+Ⅱ)
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型			
入所者総数(人)	1,654	3,588	5,242		15,271	964	2,325	233	7,311	26,104	8,106	31,346
入所率(%)	28.0	84.4	51.6		15.0	50.6	60.8	19.5	26.3	19.1	12.3	21.4

※ 入所率 = 入所者総数 / 定員 × 100

表51 退所者総数と退所率

施設種別	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設入所支援	計(Ⅰ+Ⅱ)
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型			
退所者総数(人)	758	2,096	2,854		3,479	521	1,456	69	1,495	7,020	2,283	9,874
退所率(%)	13.6	27.0	21.4		3.2	27.1	33.8	5.9	4.9	4.8	3.4	6.2

※ 退所率 = 退所者数 / (現員 + 退所者数) × 100

(1) 入所前の状況

表52は、過去一年間における新規利用者の入所前（利用前）の「生活の場」を示したものである。児童発達支援センターも含めた日中活動事業では、どの種別においても「家庭」が最も多くなっており、入所系においては、障害児入所施設も、家庭（72.5%）から、施設入所支援では、他の施設入所支援（51.3%）が最多であった。「家庭」に次いで生活介護では施設入所支援、就労系3事業はグループホーム・生活寮等と事業の特性が反映されていた。

表53は、1年間の新規利用者の入所前（利用前）の「活動の場」を示したものである。同じ事業種別の他事業所から移行してきた者が1位を占めているのは生活介護（51.9%）、次いで2位は就労継続支援B型（37.9%）で、この傾向はここ数年で見られている。おそらく、昨年同様、同一法人内における事業所の再編成や入所施設（生活介護）からの地域移行によって、日中活動においては同事業種別の他事業所の新規利用などが考えられる。

表52 入所前の状況 ー生活の場ー

(%)

入所前 の生活の場	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1. 家庭（親・きょうだいと同居）	72.5	99.6	91.0		52.3	70.1	74.7	60.9	72.6	60.7	26.2	65.8
2. アパート等(主に単身)		0.0	0.0		0.8	2.1	3.5	10.3	3.5	1.9	0.4	1.6
3. グループホーム・生活寮等	0.2		0.1		7.7	4.5	10.3	21.9	14.8	9.9	3.4	8.3
4. 社員寮・住み込み等					0.0	0.2	0.1		0.4	0.1		0.1
5. 職業能力開発校寄宿舎					0.0	1.2				0.1		0.0
6. 特別支援学校寄宿舎	0.6		0.2		0.9	6.0	3.2	1.7	1.3	1.4	1.7	1.2
7. 障害児入所施設(福祉型・医療型)	8.2	0.0	2.6		4.8	4.9	0.8	1.7	0.2	3.1	8.1	3.0
8. 児童養護施設	8.6	0.3	2.9		0.6	2.4	1.2	2.1	0.2	0.6	1.0	1.0
9. 乳児院	4.2	0.0	1.4									0.2
10. 児童自立支援施設	0.6		0.2		0.0	0.3	0.1			0.0	0.0	0.1
11. 知的障害者福祉ホーム					0.2		0.0		0.1	0.1	0.0	0.1
12. 救護施設	0.1		0.0		0.1	0.1	0.1		0.1	0.1	0.2	0.1
13. 老人福祉・保健施設					0.1	0.1			0.0	0.1	0.2	0.1
14. 一般病院・老人病院	0.3		0.1		0.3	0.1			0.1	0.2	1.5	0.2
15. 精神科病院	1.7		0.5		2.2	1.3	0.2		0.5	1.5	3.6	1.3
16. 施設入所支援	0.1		0.0		28.6	2.6	4.0	0.9	5.4	18.7	51.3	15.6
17. 自立訓練(宿泊型)					0.1	0.2	0.4	0.4	0.2	0.1	0.1	0.1
18. 少年院・刑務所等の矯正施設					0.1	1.8	0.9		0.2	0.3	0.2	0.2
19. その他・不明	2.1	0.1	0.7		1.2	2.1	0.4		0.5	0.9	2.1	0.9
不明	0.8		0.3									0.0
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表53 入所前の状況 —活動の場等—

(%)

入所前 の活動の場等	児童福祉法		計(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1. 家庭のみ	6.9	38.3	28.4		11.1	14.6	13.9	10.7	11.1	11.5	8.7	14.3
2. 一般就労					0.9	7.5	15.2	19.3	5.8	3.9	0.8	3.3
3. 福祉作業所					3.6	0.7	1.7	10.3	4.3	3.6	3.7	3.0
4. 職業能力開発校					0.2	0.4	0.3	1.7	0.1	0.2	0.0	0.2
5. 特別支援学校 (高等部含む)	44.4	0.1	14.1		14.9	35.0	30.4	16.7	18.1	17.9	6.0	17.3
6. 小中学校	26.1	0.9	8.9		0.4	5.8	0.5	0.4	0.5	0.7	0.5	2.0
7. その他の学校	0.9	0.2	0.4		0.6	3.8	3.2	2.1	0.2	0.8	0.1	0.7
8. 保育所・幼稚園	3.2	23.9	17.4									2.9
9. 障害児入所施設 (福祉型・医療型)	6.2	0.1	2.0		3.6	0.9	0.3		0.7	2.4	5.7	2.3
10. 児童発達支援センター・ 児童発達支援事業等	1.6	28.6	20.1		0.0		0.0		0.0	0.0	0.0	3.4
11. 児童養護施設	1.8	0.6	1.0		0.4	0.3	0.2		0.1	0.3	0.8	0.4
12. 乳児院	3.7	0.0	1.2									0.2
13. 救護施設	0.1		0.0		0.1				0.1	0.1	0.1	0.1
14. 老人福祉・ 保健施設					0.1	0.2			0.0	0.1	0.1	0.1
15. 一般病院・ 老人病院(入院)	0.2		0.1		0.2	0.1	0.1		0.1	0.2	0.2	0.2
16. 精神科病院 (入院)	1.1		0.4		2.3	0.8	0.3		0.7	1.6	3.5	1.4
17. 療養介護					0.1	0.6	0.0			0.1	0.2	0.1
18. 生活介護	3.1		1.0		51.9	3.5	0.8	0.9	4.0	31.7	59.2	26.5
19. 自立訓練			0.0		0.6	7.8	9.2		1.9	2.0	0.7	1.7
20. 就労移行支援	0.1		0.0		0.3	4.0	9.3	5.2	8.1	3.4	0.6	2.9
21. 就労継続支援 A型					0.1	1.1	1.3	13.3	0.7	0.5	0.1	0.4
22. 就労継続支援 B型	0.1		0.0		3.5	4.9	8.6	15.9	37.9	13.8	3.2	11.5
23. 地域活動支援 センター等		0.1	0.0		0.4	0.7	0.4	1.3	1.6	0.7	0.2	0.6
24. 少年院・刑務所 等の矯正施設					0.1	1.6	1.0		0.2	0.3	0.2	0.2
25. その他・不明	0.6	6.7	4.8		2.6	3.7	1.7		2.4	2.5	2.9	2.8
不明		0.6	0.4		2.1	1.8	1.4	2.1	1.6	1.9	2.5	1.6
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

(2) 退所後の状況

退所後の生活の場（表54）については、全体では家庭（親・きょうだいと同居）が50.3%と最も多く、次いで「グループホーム・生活寮等」（14.5%）、「施設入所支援」（11.7%）の順となっている。

施設入所支援からの退所の場として最も多かったのは「死亡退所」（30.9%）で退所者の3人に1人は死亡退所で、この傾向は平成25年度から4年続いている。一方、「グループホーム・生活寮等」「社員寮・住み込み等」「アパート等」に移った者は16.8%と、昨年の19.8%に比べると3.0ポイント下がったものの、地域移行の傾向が見てとれる。

障害児入所施設では「施設入所支援」への移行が31.9%と最も高く、次いで「家庭」（30.7%）、「グループホーム等」（25.9%）の順となっている。

また、施設入所支援からの「一般・老人病院」（13.0%）への移行と「老人福祉・保健施設」（9.2%）への移行を合わせると22.2%と、前年より6.5ポイント、一昨年より8.4ポイント上がっており、年々高齢化が進んでいることがわかる。

退所後の活動の場（表55）は、全体では「生活介護」が最も多く21.2%、次いで「一般就労」（11.8%）、「就労継続支援B型」（11.7%）の順となっている。

「一般就労」への移行の内訳をみると、事業の特性からか就労移行支援が51.4%と最も高率で、次いで就労継続支援A型（23.2%）、自立訓練（20.5%）となっている。

障害児入所施設からの移行についても全体の傾向と同様に「生活介護」は38.8%と最も多いが、次いで「一般就労」が11.1%、「特別支援学校（高等部含む）」が10.2%と、「就労継続支援B型」が9.2%と、障害福祉サービスへの移行だけでなく、進学や就職をしている様子が伺われる。

児童発達支援センターでは、昨年に比して「小中学校」36.9%（前年度26.1%）が大幅に増えており、「保育所・幼稚園」も19.7%（前年度20.1%）と、障害があっても身近な地域の中で育ち、生活できるような地域支援や家族支援がなされてきていると言えよう。

表54 退所後の状況 ー生活の場ー

(%)

退所後の生活の場	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1. 家庭(親・きょうだいと同居)	30.7	94.8	77.8		19.6	47.6	70.9	53.6	50.0	39.1	7.8	50.3
2. アパート等 (主に単身)	1.1		0.3		0.6	5.2	5.4	10.1	4.6	2.9	0.2	2.1
3. グループホーム・生活寮等	25.9		6.9		14.5	26.3	16.3	24.6	22.8	17.6	16.5	14.5
4. 社員寮・住み込み等	0.4		0.1		0.0		0.1		0.2	0.1	0.1	0.1
5. 職業能力開発 校寄宿舎	0.1		0.0			0.2	0.1		0.1	0.1	0.0	0.1
6. 特別支援学校 寄宿舎	0.1		0.0				0.1			0.0		0.0
7. 障害児入所施設 (福祉型・医療型)	3.3	0.3	1.1		0.3		0.1		0.1	0.2	0.2	0.5
8. 児童養護施設	1.1	0.3	0.5									0.2
9. 知的障害者福 祉ホーム	0.8		0.2			0.4	0.1		0.1	0.1	0.0	0.1
10. 救護施設									0.1	0.0	0.0	0.0
11. 老人福祉・ 保健施設					7.1	0.8	0.1		1.6	3.9	9.2	2.8
12. 一般病院・ 老人病院	0.4		0.1		8.5		0.1	1.4	0.9	4.4	13.0	3.2
13. 精神科病院	0.8		0.2		3.3	0.6	0.3	4.3	1.8	2.2	4.0	1.6
14. 施設入所支援	31.9		8.5		20.1	12.5	1.6	2.9	8.0	13.0	17.0	11.7
15. 自立訓練 (宿泊型)	1.6		0.4		0.1	4.4	0.9		0.3	0.7	0.4	0.6
16. 少年院・刑務所 等の矯正施設	0.4	0.0	0.1		0.1		0.1		0.5	0.1		0.1
17. その他・不明	0.1	0.0	0.1		1.1	1.0	0.6		1.0	0.9	0.7	0.7
18. 死亡退所	1.3	0.2	0.5		23.8	0.2	0.1	2.9	4.1	12.7	30.9	9.2
不明		4.2	3.0		0.8	1.0	3.2		3.9	2.0		2.3
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表55 退所後の状況 —活動の場等—

(%)

退所後の活動の場等	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1. 家庭のみ	2.0	3.1	2.8		4.0	6.1	4.3	7.2	10.4	5.6	2.2	4.8
2. 一般就労	11.1	0.2	3.1		0.3	20.5	51.4	23.2	13.0	15.3	3.5	11.8
3. 福祉作業所・ 小規模作業所	5.5		1.5		0.8	1.2	0.5	1.4	1.3	0.9	0.4	1.0
4. 職業能力開発校	0.5	0.6	0.6			0.2	0.2	1.4	0.1	0.1	0.0	0.2
5. 特別支援学校 (高等部含む)	10.2	26.4	22.1				2.7		0.1	0.6		6.8
6. 小中学校	6.7	36.9	28.9									8.4
7. その他の学校	0.5	1.1	0.9			0.2	0.8			0.2		0.4
8. 保育所・幼稚園	0.7	19.7	14.6									4.2
9. 障害児入所施設 (福祉型・医療型)	1.1	0.2	0.4		0.3		0.1		0.5	0.3	0.3	0.3
10. 児童発達支援センター・ 児童発達支援事業等	0.3	10.4	7.7									2.2
11. 児童養護施設	0.1	0.1	0.1									0.0
12. 救護施設									0.1	0.0		0.0
13. 老人福祉・ 保健施設					8.2	0.4	0.1		2.1	4.5	9.2	3.2
14. 一般病院・ 老人病院(入院)	0.4		0.1		8.2		0.2	1.4	0.7	4.3	11.7	3.1
15. 精神科病院 (入院)	0.5		0.1		3.2	0.8	0.4	5.8	2.0	2.2	3.9	1.6
16. 療養介護	0.4		0.1		1.5				0.3	0.8	1.0	0.6
17. 生活介護	38.8		10.3		40.8	14.6	1.5	2.9	18.9	25.7	28.0	21.2
18. 自立訓練	2.5	0.0	0.7		0.4	2.1	0.6		0.6	0.6	0.2	0.6
19. 就労移行支援	4.0	0.1	1.1		0.6	27.4	1.1	5.8	7.4	4.2	1.2	3.3
20. 就労継続支援 A型	2.4		0.6		0.4	6.7	5.3	17.4	5.6	3.2	0.8	2.4
21. 就労継続支援 B型	9.2	0.1	2.6		6.1	15.7	26.5	15.9	26.0	15.4	4.6	11.7
22. 地域活動支援 センター等	0.8		0.2		0.4	0.8	1.6		1.5	0.9	0.1	0.7
23. 少年院・刑務所 等の矯正施設	0.4	0.0	0.1		0.0		0.1		0.5	0.1		0.1
24. その他・不明	0.7	0.9	0.8		2.8	3.1	2.6	14.5	4.9	3.3	1.7	2.6
25. 死亡退所	1.3	0.3	0.6		21.9	0.2	0.1	2.9	3.8	11.7	28.9	8.5
不明												
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

17. 就職の状況

1年間の就職者の総数は、1,055人（前年度872人）であった。就職率は全体で0.73%（前年度0.65%）と、就職者数、就職率ともに前年度の数値を上回った。

表56 就職の状況

		障害児入所	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A	就労継続B	計
就職者数	男	55	23	0	489	15	138	720
	女	23	4	5	221	1	75	329
	不明	0	1	5	0	0	0	6
	計	78	28	10	710	16	213	1,055
	就職率（%）	2.64	0.03	0.71	19.97	1.43	0.72	0.73
平均年齢	男	18.0	43.9	0.0	27.2	33.3	33.7	28.5
	女	18.5	35.3	20.6	26.5	31.0	32.1	27.2
程度（人）	最重度	0	1	1	3	0	4	9
	重度	1	9	0	29	0	16	55
	中度	15	8	1	176	4	65	269
	軽度	61	7	2	388	7	99	564
	知的障害なし	0	2	1	103	4	23	133
	不明	1	1	5	11	1	6	25
年金（人）	有：1級	0	4	0	18	0	9	31
	有：2級	3	16	2	344	10	142	517
	有：その他	0	1	0	10	0	6	17
	無	72	0	3	297	5	45	422
	不明	3	7	5	41	1	11	68
平均月額給与（円）		97,345	52,105	82,500	95,747	89,200	84,502	91,412
生活の場（人）	家庭	18	7	3	512	7	133	680
	アパート等	2	0	0	33	3	13	51
	グループホーム・生活寮等	47	9	2	134	6	53	251
	社員寮等	3	0	0	3	0	0	6
	自立訓練（宿泊型）	3	0	0	14	0	0	17
	福祉ホーム	1	9	0	1	0	1	12
	その他	1	3	5	2	0	1	12
	不明	3	0	0	11	0	12	26

※就職率 = 就職者数 / (現員 (15歳以上) + 就職者数) × 100

図5 就職率(対1,000人比)

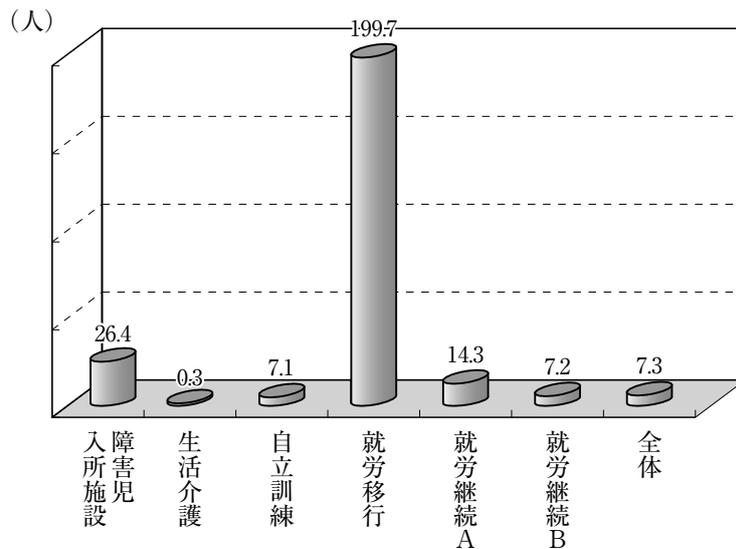


図6 就職者の程度別構成

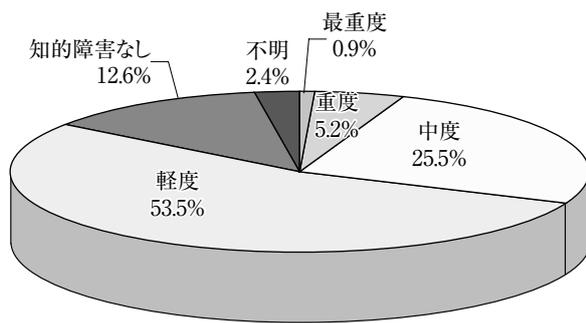
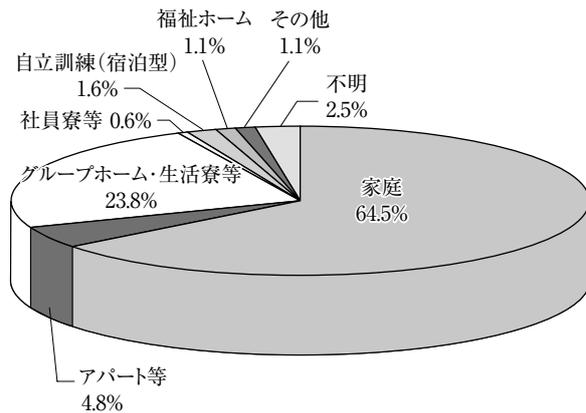


図7 就職者の生活の場



就職率を事業種別毎にみると、事業の特性からか就労移行支援が19.97%（前年度16.92%）と突出しており、次いで障害児入所施設2.64%（同1.64%）、就労継続支援A型1.43%（同2.15%）、就労継続支援B型0.72%（同0.73%）、自立訓練0.71%（同0.93%）、生活介護0.03%（同0.02%）の順であった。就労者の平均年齢は、全体で男28.5歳、女27.2歳であり、事業種別毎でみると、障害児入所施設が最も低く（男18.0歳、女18.5歳）、高いのは生活介護（男43.9歳、女35.3歳）であった。

障害程度別では、「中度」と「軽度」を合わせた833人で78.96%を占め、年金受給者は「1級」と「2級」合わせて548人（51.94%）となっている。

就職者の生活の場では、前年度同様で最も多いのが「家庭」の680人（64.45%）、次いで「グループホーム・生活寮等」が251人（23.79%）となっている。

表57 就職の状況（産業分類別）－平成28年度－

(人)

業種		児童福祉法 障害児 入所施設	障害者総合支援法（単独・多機能含む）				合計	割合 （%）	
			生活 介護	自立 訓練	就労 移行	就労継続 A			就労継続 B
01	農業	3	1		16		14	34	3.2
02	林業								
B (03～04)	漁業、水産養殖業				1		1	2	0.2
C (05)	鉱業、採石業、砂利採取業	1			2		2	5	0.5
06	総合工事業	1			10		3	14	1.3
07, 08	職別工事業、設備工事業				1			1	0.1
09, 10	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	7		1	98	4	34	144	13.7
11	繊維工業	3			21		3	27	2.6
12	木材・木製品製造業（家具除く）				3		1	4	0.4
13	家具・装備品製造業								
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	1	1		7		2	11	1.0
15	印刷・同関連業	1			1			2	0.2
16～18	化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業				7		2	9	0.9
19, 20	ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業								
21	窯業・土石製品製造業	1			2		2	5	0.5
22	鉄鋼業								
23	非鉄金属製造業								
24	金属製品製造業	9	2		26		3	40	3.8
25～27	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業				1			1	0.1
28, 29	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業				8			8	0.8
30	情報通信機械器具製造業								
31	輸送用機械器具製造業				5		1	6	0.6
32	その他の製造業	1			1		2	4	0.4
F (33～36)	電気・ガス・熱供給・水道業				1	1		2	0.2
G (37～41)	情報通信業				3			3	0.3
H (42～49)	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に付随するサービス業、郵便業（信書便事業を含む）	4			39		9	52	4.9
50～55	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食品卸売業、建築材料鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業	1			8		2	11	1.0
56～61	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食品小売業、機械器具小売業、その他的小売業、無店舗小売業	11	2		76		24	113	10.8
J (62～67)	金融業、保険業				2			2	0.2
K (68～70)	不動産、物品賃貸業	1			9			10	1.0
L (71～74)	学術研究、専門・技術サービス業				3			3	0.3
75	宿泊業		2		22		4	28	2.7
76～77	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	6	2		59	2	20	89	8.5
78	洗濯・理容・美容・浴場業	2	2		23		4	31	2.9
79	その他の生活関連サービス業						1	1	0.1
80	娯楽業	1			5		1	7	0.7
O (81～82)	教育・学習支援業	5			20		3	28	2.7
83	医療業	1	1		20		4	26	2.5
84	保健衛生								
85	社会保険・社会福祉・介護事業	14	13	3	125	5	48	208	19.8
Q (86～87)	郵便局、協同組合				3		2	5	0.5
88	廃棄物処理業	1	1		15	1	7	25	2.4
89, 90	自動車整備業、機械等修理業								
91	職業紹介・労働者派遣業				5		2	7	0.7
92	その他の事業サービス業	2			31	2	5	40	3.8
93, 94	政治・経済・文化団体、宗教								
95	その他のサービス業				3			3	0.3
96	外国公務								
S (97～98)	国家公務、地方公務			1	14	1	5	21	2.0
	不明	1	1		14		3	19	1.8
	計	78	28	5	710	16	214	1,051	100

※上記分類は総務省「日本標準産業分類（平成25年10月改訂）」による。

表57は、1年間に就職した人の就職先を「日本標準産業分類（総務省）」で分類したものである。最も多かったのは「社会保険・社会福祉・介護事業」の208人（19.8%）（前年度173人（19.8%））、次いで「食料品製造業・飲料・たばこ・飼料製造業」144人（13.7%）（同127人（14.6%））、「各種商品小売業・～」113人（10.8%）（同120人（13.8%））となっており、前年度と比して上位3位は同じであった。

18. 介護保険サービスへの移行状況

表58は、この1年間に、介護保険サービスへ移行又は併給を開始した人数を事業種別毎（施設入所支援利用者は日中系事業に内包）に表したものである。介護保険サービスに移行・併給を開始した人数は、前年度より85人増の344人であった。これは40歳以上の介護保険サービス利用対象年齢層80,535人の0.43%にあたる（表30より算出）。年齢階級別にみると、総合支援法第7条に謳われている「介護保険法の保険給付優先」とされる65歳以上のうち、「65～69歳」は前年度より2.3ポイント減少したが、41.3%（142人）と最も割合が高かった。次いで、「70～74歳」が15.4%（53人）、「75～79歳」が11.6%（40人）、「60歳～64歳」が9.9%（34人）と続いた。また、40歳から64歳までの人数は20.1%（69人）と全体の2割に及んだ。一説で、知的障害のある人は加齢化が早いといわれることの現れかもしれない。

表58 介護保険サービスを新規に移行又は併給を開始したものの年齢別構成

（人・下段は%）

年齢	障害者総合支援法						計
	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型	
40～44歳		2 0.7				1 2.0	3 0.9
45～49歳		4 1.4				3 6.0	7 2.0
50～54歳		7 2.4				2 4.0	9 2.6
55～59歳		11 3.8	1 33.3			4 8.0	16 4.7
60～64歳		28 9.6				6 12.0	34 9.9
65～69歳		119 40.9	2 66.7			21 42.0	142 41.3
70～74歳		48 16.5				5 10.0	53 15.4
75～79歳		35 12.0				5 10.0	40 11.6
80歳～		27 9.3					27 7.8
無回答		10 3.4				3 6.0	13 3.8
計		291 100	3 100			50 100	344 100

表59は、介護保険サービスに移行又は併給を開始した人の知的障害の程度について表したものである。知的障害の程度は、「重度」が前年度より5.2ポイント減少したが、31.1%（107人）と最も割合が高かった。次いで、「最重度」が24.1%（83人）、「中度」が23.3%（80人）と続いた。「重度」と「最重度」をあわせた人数は、55.2%（190人）と全体の5割を超えた。

また、介護保険サービスに移行又は併給を開始した年齢は、「65～69歳」の割合が最も高かった。

表59 介護保険サービスを新規に移行又は併給を開始したものの知的障害の程度

（人・下段は%）

年齢 程度	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	無回答	計
最重度		3 42.9	1 11.1	4 25.0	9 26.5	27 19.0	13 24.5	14 35.0	10 37.0	2 15.4	83 24.1
重度	1 33.3		3 33.3	6 37.5	11 32.4	39 27.5	23 43.4	13 32.5	7 25.9	4 30.8	107 31.1
中度			2 22.2	2 12.5	8 23.5	37 26.1	10 18.9	11 27.5	7 25.9	3 23.1	80 23.3
軽度	1 33.3	1 14.3	3 33.3	2 12.5	4 11.8	16 11.3	5 9.4		3 11.1	3 23.1	38 11.0
知的障害なし	1 33.3	2 28.6		2 12.5	2 5.9	19 13.4	2 3.8			1 7.7	29 8.4
無回答		1 14.3				4 2.8		2 5.0			7 2.0
計	3 100	7 100	9 100	16 100	34 100	142 100	53 100	40 100	27 100	13 100	344 100

表60は、介護保険サービスに移行又は併給を開始した人の障害支援区分について表したものである。障害支援区分では、「区分6」が前年度より0.6ポイント増加し、34.6%（119人）と最も割合が高かった。次いで、「区分5」と「区分4」が同率で19.2%（66人）、「区分3」が15.4%（53人）と続いた。「区分6」と「区分5」をあわせた人数は、53.8%（185人）と全体の5割を超えた。

また、介護保険サービスに移行又は併給を開始した年齢は、全ての障害支援区分において、「65～69歳」の割合が最も高かった。

表60 介護保険サービスを新規に移行又は併給を開始したものの障害支援区分

（人・下段は%）

年齢 区分	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	無回答	計
区分1			1 11.1			1 0.7					2 0.6
区分2	1 33.3			1 6.3	2 5.9	11 7.7	5 9.4	1 2.5			21 6.1
区分3		2 28.6	1 11.1	2 12.5	2 5.9	31 21.8	6 11.3	5 12.5	1 3.7	3 23.1	53 15.4
区分4		1 14.3	3 33.3	3 18.8	6 17.6	28 19.7	11 20.8	6 15.0	7 25.9	1 7.7	66 19.2
区分5			1 11.1	3 18.8	5 14.7	27 19.0	13 3.0	6 15.0	7 25.9	4 30.8	66 19.2
区分6	2 66.7	3 42.9	3 33.3	6 37.5	15 44.1	39 27.5	17 32.1	19 47.5	12 44.4	3 23	119 34.6
無回答		1 14.3		1 6.3	4 11.8	5 3.5	1 1.9	3 7.5		2 15.4	17 4.9
計	3 100	7 100	9 100	16 100	34 100	142 100	53 100	40 100	27 100	13 100	344 100

表61は、介護保険サービス利用開始前の生活の場と開始後の生活の場の変化を住居別に表したものである。開始前の生活の場は、「施設入所支援」が前年度より0.6ポイント増加し、46.2%（159人）と最も割合が高かった。次いで、「グループホーム・生活寮等」が25.9%（89人）、「家庭」が19.8%（68人）と続いた。開始後の生活の場は、「特別養護老人ホーム」が前年度より0.8ポイント減少したが、29.7%（102人）と最も割合が高かった。次いで、「家庭」が18.9%（65人）、「グループホーム（障害福祉）」が17.2%（59人）と続いた。表61と表63にある介護保険サービスの中で、最も利用されたサービスが「特別養護老人ホーム」（102人）であった。

開始前の生活の場が「施設入所支援」であった人のうち、開始後の生活の場が「特別養護老人ホーム」に変わった人は、前年度より0.1ポイント減少したが、54.1%（86人）と最も割合が高かった。次いで、「介護老人保健施設」が22.0%（35人）、「その他」が8.8%（14人）と続いた。また、開始前の生活の場が「グループホーム・生活寮等」であった人のうち、開始後の生活の場が同じく「グループホーム（障害福祉）」であった人は、前年度より5.6ポイント増加し、65.2%（58人）と最も割合が高かった。次いで、「特別養護老人ホーム」が14.6%（13人）、「介護老人保健施設」が10.1%（9人）と続いた。

表61 介護保険サービスを新規に移行又は併給を開始する前と、した後の生活の場

（人・下段は%）

移行後 移行前	家庭	アパート	グループ ホーム (障害福祉)	グループ ホーム (認知症対応)	特別養護 老人ホーム	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	その他	無回答	計
家庭（親・きょうだいと同居）	60 92.3			2 14.3	2 2.0	2 4.2	1 11.1	1 2.8		68 19.8
アパート等 (主に単身)		4 100				2 4.2		3 8.3		9 2.6
グループホーム・生活寮等			58 98.3	2 14.3	13 12.7	9 18.8	1 11.1	6 16.7		89 25.9
社員寮・ 住み込み等								1 2.8		1 0.3
知的障害者 福祉ホーム										0 0.0
施設入所支援	5 7.7		1 1.7	10 71.4	86 84.3	35 72.9	7 77.8	14 38.9	1 14.3	159 46.2
自立訓練 (宿泊型)					1 1.0			4 11.1		5 1.5
その他・不明								7 19.4		7 2.0
無回答									6 85.7	6 1.7
計	65 18.9	4 1.2	59 17.2	14 4.1	102 29.7	48 14.0	9 2.6	36 10.5	7 2.0	344 100

表62は、介護保険サービスに移行又は併給を開始した人の介護認定区分と障害支援区分を表したものである。介護認定区分は、「要介護3」が前年度より2.8ポイント増加し、16.3%（56人）と最も割合が高かった。障害支援区分は、「区分6」が前年度より0.6%増加し、34.6%（119人）と最も割合が高かった。

障害支援区分が「区分6」である人のうち、介護認定区分が「要介護5」とされた人は、前年度より12.9ポイント減少したが、30.3%（36人）と最も割合が高かった。一方で、「要介護1」とされた人が、2.5%（3人）いた。また、障害支援区分が「区分5」である人のうち、介護認定区分が「要介護3」とされた人は、前年度より9.2ポイント増加し、28.8%（19人）と最も割合が高かった。一方で、「要支援2」とされた人が、1.5%（1人）いた。障害支援区分が「区分4」である人のうち、介護認定区分が「要介護3」とされた人は、前年度より2.1ポイント増加し、19.7%（13人）と最も割合が高かった。一方で、「要支援1」とされた人が、6.1%（4人）いた。全体の分布を見るとかなりバラツキがある。現行の介護認定では、知的障害で必要とされる支援度（介護度）が認定されにくい可能性がある。

表62 介護保険サービスを新規に移行又は併給を開始するものの介護認定区分別、障害支援区分 (人・下段は%)

障害支援区分 介護認定区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	無回答	計
要支援1		7 33.3	8 15.1	4 6.1			2 11.8	21 6.1
要支援2		7 33.3	6 11.3	3 4.5	1 1.5		1 5.9	18 5.2
要介護1		2 9.5	18 34.0	10 15.2	4 6.1	3 2.5	3 17.6	40 11.6
要介護2		3 14.3	8 15.1	12 18.2	8 12.1	10 8.4	4 23.5	45 13.1
要介護3		1 4.8	4 7.5	13 19.7	19 28.8	17 14.3	2 11.8	56 16.3
要介護4			1 1.9	9 13.6	12 18.2	23 19.3		45 13.1
要介護5		1 4.8		2 3.0	13 19.7	36 30.3	1 5.9	53 15.4
不明・無回答	2 100		8 15.1	13 19.7	9 13.6	30 25.2	4 23.5	66 19.2
計	2 100	21 100	53 100	66 100	66 100	119 100	17 100	344 100

表63は、表61以外の介護保険サービスを利用開始した人のサービス種別を表したものである。この設問は、複数回答可であるため延べ人数となっており、全体で前年度より80人増加して375人であった。「不明・無回答」を除く198人のうち、「デイサービス・デイケア」が前年度より4.7ポイント減少したが、48.0%（95人）と最も割合が高かった。次いで、「訪問・居宅介護（ホームヘルプサービス）」が20.2%（40人）、「短期入所（ショートステイ）」が12.6%（25人）と続いた。

介護保険サービスの利用開始をした年齢は、「65～69歳」が前年度より0.7ポイント増加し、42.4%（159人）と最も割合が高かった。一方で、40～64歳で利用開始した人が、20.3%（76人）いた。

また、表61と表63にある介護保険サービスの中で、「特別養護老人ホーム」に次いで利用されたサービスが「デイサービス・デイケア」（95人）であった。

表63 介護保険サービスへ移行・併給を開始した後に利用した表61以外の介護保険サービス

※重複計上（人・下段は%）

介護保険サービス	年齢										計
	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	無回答	
デイサービス・デイケア	1 25.0		3 25.0	4 23.5	5 13.9	58 36.5	11 19.3	8 18.6	3 11.1	2 15.4	95 25.3
訪問・居宅介護 （ホームヘルプサービス）	2 50.0	1 14.3	4 33.3	1 5.9	3 8.3	18 11.3	8 14.0	3 7.0			40 10.7
短期入所 （ショートステイ）			1 8.3	1 5.9	4 11.1	10 6.3	4 7.0	3 7.0		2 15.4	25 6.7
訪問看護		1 14.3			1 2.8	1 0.6	1 1.8				4 1.1
その他		3 42.9	1 8.3	1 5.9	5 13.9	10 6.3	4 7.0	5 11.6	2 7.4	3 23.1	34 9.1
不明・無回答	1 25.0	2 28.6	3 25.0	10 58.8	18 50.0	62 39.0	29 50.9	24 55.8	22 81.5	6 46	177 47.2
計	4 100	7 100	12 100	17 100	36 100	159 100	57 100	43 100	27 100	13 100	375 100

表64は、介護保険サービスへ移行・併給を開始した理由を表したものである。「加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた」が前年度より4.7ポイント増加し、45.8%（153人）と最も割合が高かった。次いで、「家族の希望により」が16.2%（54人）、「市町村等行政から65歳になったので移行指示があった」が15.9%（53人）と続いた。加齢による支援体制の構築や介護保険サービスとの連携に難しさがあるのかもしれないが、いずれにせよ、「本人の希望により」移行・併給を開始した割合が1割にも満たないこと（8.7%）は課題であろう。「本人の希望により」と「家族の希望により」をあわせても全体の2割強（24.9%）であった。

また、最も割合が高かった「加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた」人のうち、「65～69歳」は前年度より2.9ポイント増加し31.2%（43人）と最も割合が高かった。一方で、理由が「加齢により支援が限界となったため…」であるにもかかわらず、45～64歳で利用開始した人が、22.2%（34人）いた。

表64 介護保険サービスへ移行・併給を開始した理由

(人・下段は%)

理由	年齢										計
	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	無回答	
1. 市町村等行政から65歳になったので移行指示があった					1 2.9	47 34.1	5 9.4				53 15.9
2. 加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた		2 28.6	4 44.4	6 40.0	22 64.7	43 31.2	29 54.7	21 56.8	20 74.1	6 54.5	153 45.8
3. 本人の希望により			1 11.1	2 13.3	2 5.9	12 8.7	5 9.4	4 10.8	2 7.4	1 9.1	29 8.7
4. 家族の希望により	2 66.7		2 22.2	4 26.7	4 11.8	21 15.2	7 13.2	9 24.3	4 14.8	1 9.1	54 16.2
5. その他	1 33.3	5 71.4	1 11.1	2 13.3	5 14.7	10 7.2	6 11.3	1 2.7		2 18.2	33 9.9
6. 不明・無回答			1 11.1	1 6.7		5 3.6	1 1.9	2 5.4	1 3.7	1 9.1	12 3.6
計	3 100	7 100	9 100	15 100	34 100	138 100	53 100	37 100	27 100	11 100	334 100

※上記に計上はしていないが、「55～59歳」で2.3を選択が1人、「65～69歳」で2.3を選択が1人、2.4を選択が2人、1.3.4を選択が1人、「75～79歳」で1.2を選択が2人、2.4を選択が1人、「年齢不明・無回答」で3.4を選択が2人いた。

19. 死亡の状況

表65は、死亡時の年齢階級別及び程度別の構成を表している。1年間の死亡者数は1,290人(前年度1,136人)であった。年齢階級では、「50～59歳」が前年度より1.5ポイント増加し、18.7% (241人)と最も割合が高かった。次いで、「40～49歳」が15.0% (193人), 「65～69歳」が14.7% (189人)と続いた。程度では、「最重度」が前年度より4.3ポイント増加し、42.2% (544人)と最も割合が高かった。「最重度」と「重度」を合わせると、全体の75.7%であった。

また、「最重度」のうち、最も割合が高かったのは「50～59歳」(19.3%)であったが、「重度」では「50～59歳」(18.7%), 「中度」では「65～69歳」(19.9%), 「軽度」では「40～49歳」(20.3%)の割合が最も高かった。

表65 死亡時の年齢階級別構成及び程度別構成

(人・下段は%)

	9歳以下	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	不明	計
最重度		5 50.0	25 54.3	52 61.9	93 48.2	105 43.6	72 38.5	66 34.9	35 31.0	43 40.6	44 40.0	4 57.1	544 42.2
重度	3 75.0	2 20.0	12 26.1	19 22.6	59 30.6	81 33.6	68 36.4	67 35.4	54 47.8	23 21.7	44 40.0	1 14.3	433 33.6
中度	1 25.0	1 10.0	3 6.5	7 8.3	25 13.0	33 13.7	30 16.0	41 21.7	19 16.8	32 30.2	14 12.7		206 16.0
軽度		1 10.0	5 10.9	3 3.6	12 6.2	11 4.6	5 2.7	10 5.3	4 3.5	4 3.8	4 3.6		59 4.6
知的障害なし		1 10.0	1 2.2	3 3.6	2 1.0	9 3.7	4 2.1	5 2.6	1 0.9	2 1.9	3 2.7	1 14.3	32 2.5
不明					2 1.0	2 0.8	8 4.3			2 1.9	1 0.9	1 14.3	16 1.2
計	4 0.3	10 0.8	46 3.6	84 6.5	193 15.0	241 18.7	187 14.5	189 14.7	113 8.8	106 8.2	110 8.5	7 0.5	1,290 100

表66は、年齢階級の死亡率を対1,000人比で表している。前年度と同様に、年齢が高くなるに従って、死亡率が増加する傾向がみられた。前年度と同様に、「80歳以上」が90.3人(対1,000人比)と最も高くなった。

表66 年齢階級別死亡率(対1,000人比)

(人)

年齢	5歳以下	6～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	全体
死亡率	0.7	1.1	1.7	3.0	5.6	11.1	19.2	24.7	30.2	51.8	90.3	8.6

図8 年齢階級別死亡率(対1,000人比)

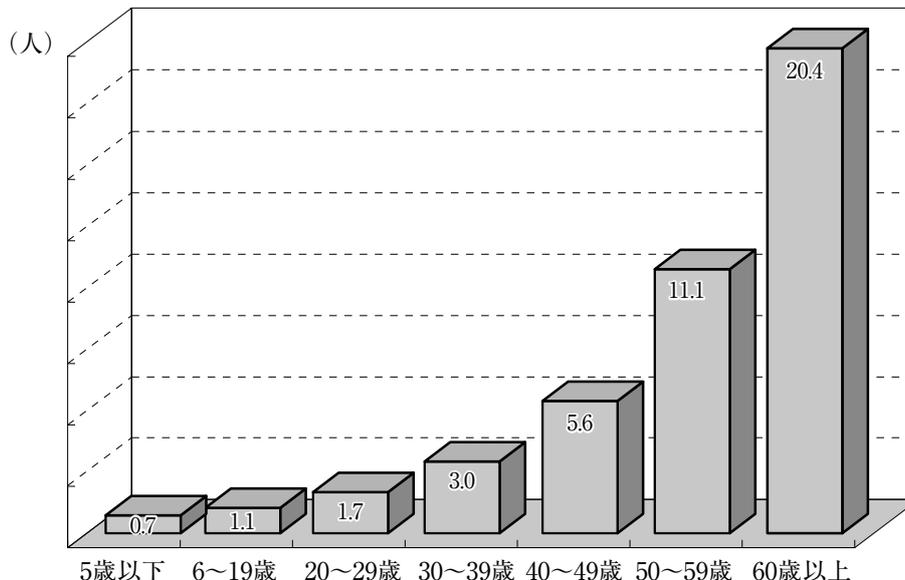


表67は、死亡場所を表している。死亡場所は、「病院」が前年度より4.9ポイント増加し、80.8% (1,042人)と最も割合が高かった。次いで、「施設」が前年度より5.2ポイント減少したが、10.5% (136人)であった。死亡場所が「施設」であることは、毎年度、一定割合存在している。

表67 死亡場所

(%)

死亡場所	施設	病院	家庭	その他	不明	計
構成比	10.5	80.8	6.7	1.7	0.3	100

表68は、死亡時の年齢階級別及び死因別の構成を表している。どの年齢階級においても、死因は「病気」の割合が最も高く、全体では90.2%であった。死因のうち、「病気」は60歳未満の年齢階級に占める割合（85.6%）よりも60歳以上の年齢階級に占める割合（93.9%）の方が高率であるのに対し、「事故」は60歳以上の年齢階級に占める割合（2.4%）よりも60歳未満の年齢階級に占める割合（9.7%）の方が高率であった。

表68 死亡時の年齢階級別構成及び死因別構成

(人)

	9歳以下	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	小計 (1)	割合 (%)
病気	3	6	33	70	168	215	495	85.6
事故	1	4	7	6	19	19	56	9.7
その他			6	8	6	5	25	4.3
不明						2	2	0.3
合計	4	10	46	84	193	241	578	100
割合 (%)	0.7	1.7	8.0	14.5	33.4	41.7	100	-

	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	小計 (2)	割合 (%)	不明	合計	割合 (%)
病気	168	179	107	103	105	662	93.9	7	1,164	90.2
事故	14	3				17	2.4		73	5.7
その他	5	7	6	3	5	26	3.7		51	4.0
不明						0	0		2	0.2
合計	187	189	113	106	110	705	100	7	1,290	100
割合 (%)	26.5	26.8	16.0	15.0	15.6	100	-	0.5	100	-

IV 調査結果 A 別紙

【食事提供体制加算に関する調査結果】

この調査は、当協会が経年的に実施している「全国知的障害児者施設・事業所実態調査〈28年度〉」に調査票 A 別紙として同封し通所系事業所に対して実施した調査結果である。

全国の当協会会員事業所となっている児童発達支援センター及び日中活動事業所2,545か所に調査用紙を送付し、1,734か所から回答を得た（回収率68.1%）。

事業所の種類	送付数	提出数	回収率 (%)
児童発達支援センター	188	125	66.5
日中活動事業所	2,357	1,609	68.3
計	2,545	1,734	68.1

1. 食事提供体制加算の取得状況

表1は食事提供体制加算の取得状況を表したものである。有効回答の1,734事業所のうち、加算を取得している事業所数は1,356か所あり全体の8割弱（78.2%）であった。また、加算を取得している事業所において加算の対象となる算定人数は、53,232人であった。一方、算定していない事業所は323か所、18.6%であった。

表1 食事提供体制加算の取得状況

	児童発達	日中活動	計	%
算定している	120	1,236	1,356	78.2
算定人数	4,968	48,264	53,232	-
算定していない	4	319	323	18.6
無回答	1	54	55	3.2
計	125	1,609	1,734	100

2. 1日あたりの平均利用者数（H28.6月分、食事提供体制加算算定事業所）

表2は食事提供体制加算を算定している1,356事業所の平成28年6月における1日あたりの平均利用者数の分布を表したものである。分布の多い順に「31人～40人以下」358か所（26.4%）、「21人～30人以下」317か所（23.4%）、「41人～50人以下」216か所（15.9%）、「11人～20人以下」210か所（15.5%）となっているが、21人～40人以下の規模で約半数にあたる49.8%となっていた。また、上位4つにあたる11人から50人以下の規模では8割強の81.2%となっていた。

表2 1日あたりの平均利用者数（食事提供体制加算を算定している事業所）

	児童発達	日中活動	計	%
～10人以下	7	31	38	2.8
11人～20人以下	13	197	210	15.5
21人～30人以下	44	273	317	23.4
31人～40人以下	32	326	358	26.4
41人～50人以下	12	204	216	15.9
51人～60人以下	5	106	111	8.2
61人～	4	76	80	5.9
無回答	3	23	26	1.9
計	120	1,236	1,356	100

3. 調理業務の委託状況

表3-1は、昼食の提供状況として、調理業務を業者等に委託しているか否かを表したものである。食事提供体制加算を取得している1,356事業所のうち613か所45.2%（前年度48.3%）が「すべて自前で調理し提供している」と回答しており、「調理業務を委託して提供している」は725か所53.5%（前年度50.1%）と、調理業務を委託している事業所の数が上回り、その差は前年度の同調査より広がっていた。

表3-2は委託の内容を表したものである。前問で調理業務を委託していると回答した725事業所のうち、その9割を超える653か所90.1%（前年度93.1%）が調理業務全般を委託しており、主食（米飯）と汁物以外を業務委託する部分委託は僅か26か所（3.6%）であった。

表3-1 昼食の提供状況

	児童発達	日中活動	計	%
すべて自前で調理し提供している	82	531	613	45.2
調理業務を委託し提供している	38	687	725	53.5
無回答	0	18	18	1.3
計	120	1,236	1,356	100

表3-2 委託の形態

	児童発達	日中活動	計	%
調理業務全般を業務委託	37	616	653	90.1
主食（米飯）と味噌汁（スープ類）以外を業務委託	0	26	26	3.6
その他	1	34	35	4.8
無回答	0	11	11	1.5
計	38	687	725	100

4. 食事提供利用状況（H28. 4月～H28. 6月の3か月間）

表4-1は3か月間の事業所の総開所日数の分布を表したものである。全体の内1,141か所84.1%が「1か月の暦日数-8日」の3か月分、あるいはそこから祝日分を減じた日数に該当する「61日～75日」のところに分布していることがわかる。当該3か月間の平均開所日数は66日、1か月あたりの平均開所日数は22.0日（児童発達支援センター 20.7日、日中活動事業所22.0日）となっていた。

表4-2と表4-3は、当該3か月間に事業所が利用者と職員に提供した食数をそれぞれに表したものである。1か月あたりの平均提供食数の利用者分と職員分を、それぞれ表4-1で得た1か月あたりの平均開所日数で割り返すと、それぞれの1日あたりの平均提供食数が得られることになる。全体では、1事業所1日あたり利用者32.8人、職員9.8人となり、児童発達支援センターでは利用者29.7人に対し職員14.4人、日中活動事業所では利用者33.3人に対して職員9.4人であった。

表4-1 3か月間の事業所の総開所日数

	児童発達	日中活動	計	%
～30日	0	3	3	0.2
31日～45日	1	4	5	0.4
46日～60日	50	65	115	8.5
61日～75日	64	1,077	1,141	84.1
76日～90日	2	51	53	3.9
91日	0	25	25	1.8
無回答	3	11	14	1.0
計	120	1,236	1,356	100
3か月間の平均開所日数	62	66	66	-
1か月あたりの平均開所日数	20.7	22.0	22.0	-

表4-2 3か月間に事業所で利用者に提供した総提供食数

	児童発達	日中活動	計	%
～1,000食	15	99	114	8.4
1,001～2,000食	52	419	471	34.7
2,001～3,000食	27	395	422	31.1
3,001～4,000食	9	184	193	14.2
4,001食以上	2	39	41	3.0
不明・無回答	15	100	115	8.5
計	120	1,236	1,356	100
3か月間の総提供食数（利用者）（A）	193,540	2,496,678	2,690,218	-
3か月間の平均提供食数（利用者）	1,843	2,198	2,168	-
1か月あたりの平均提供食数（利用者）	614.3	732.7	722.7	-
1日あたりの平均提供食数（利用者）	29.7	33.3	32.8	-

★（A）は、利用者に1食以上提供した事業所のうち食費総額（人件費+食材費含む）に回答のあった事業所を選択して集計

表4-3 3か月間に事業所で職員に提供した総提供食数

	児童発達	日中活動	計	%
0食	15	119	134	9.9
1～500食	14	397	411	30.3
501～1,000食	23	369	392	28.9
1,001～1,500食	42	160	202	14.9
1,501～2,000食	4	59	63	4.6
2,001食以上	6	13	19	1.4
無回答	16	119	135	10.0
計	120	1,236	1,356	100
3か月間の総提供食数（職員）（B）	92,777	693,946	786,723	-
3か月間の平均提供食数（職員）	892	621	644	-
1か月あたりの平均提供食数（職員）	297.4	207.1	214.8	-
1日あたりの平均提供食数（職員）	14.4	9.4	9.8	-

★（B）は、利用者に1食以上提供した事業所のうち食費総額に回答のあった事業所を選択して集計

表4-4～表4-7は当該3か月間における特別食の提供数の事業所分布状況である。

表4-4 3か月間に事業所で利用者に提供した特別食 —きざみ食—

きざみ食	児童発達	日中活動	計	%
0食	20	231	251	18.5
1～100食	27	213	240	17.7
101～250食	13	160	173	12.8
251～500食	10	140	150	11.1
501～1,000食	7	81	88	6.5
1,001食以上	2	18	20	1.5
無回答	41	393	434	32.0
計	120	1,236	1,356	100
3か月間の平均提供食数	191	196	195	—
1か月あたりの平均提供食数	63.8	65.2	65.1	—

表4-5 3か月間に事業所で利用者に提供した特別食 —流動食—

流動食	児童発達	日中活動	計	%
0食	35	381	416	30.7
1～100食	12	58	70	5.2
101～200食	3	22	25	1.8
201～300食	0	8	8	0.6
301食以上	0	9	9	0.7
無回答	70	758	828	61.1
計	120	1,236	1,356	100
3か月間の平均提供食数	19	24	23	—
1か月あたりの平均提供食数	6.4	8.0	7.8	—

表4-6 3か月間に事業所で利用者に提供した特別食 —離乳食—

離乳食	児童発達	日中活動	計	%
0食	40		40	33.3
1～10食	1		1	0.8
11～50食	2		2	1.7
51～100食	3		3	2.5
101～500食	3		3	2.5
501食以上	2		2	1.7
無回答	69		69	57.5
計	120		120	100
3か月間の平均提供食数	54		8	—
1か月あたりの平均提供食数	18.1		2.7	—

表4-7 3か月間に事業所で利用者に提供した特別食 —その他—

特別食その他	児童発達	日中活動	計	%
0食	18	318	336	24.8
1～100食	41	150	191	14.1
101～200食	15	55	70	5.2
201～300食	3	18	21	1.5
301～500食	3	26	29	2.1
501～1,000食	3	37	40	2.9
1,001食以上	2	13	15	1.1
無回答	35	619	654	48.2
計	120	1,236	1,356	100
3か月間の平均提供食数	136	120	122	-
1か月あたりの平均提供食数	45.3	40.1	40.7	-

5. 食事提供に係る費用の状況

表5-1は3か月間の食事提供に係る人件費について表したものである。回答のあった1,356事業所から、ここでの設問に無回答だった329事業所を減じた1,027事業所の食事提供に要した3か月間の人件費総額は1,220,093,479円であった。この総額を有効回答事業所数1,027か所で割り返した1事業所あたりの3か月間の人件費平均金額は、1,188,017円となった。また、1,027事業所の食事提供に要した3か月間の人件費総額1,220,093,479円を利用者・職員への3か月間の総提供食数2,952,063食で割り返してみると1食あたり413.3円の人件費がかかっていることがわかった。ここで事業所種別の1食あたりの人件費を比較してみると、児童発達支援センター（554.2円）は日中活動事業所（400.2円）に比べ38.5%も多く人件費がかかっていることがわかる。

表5-2は3か月間の食材料費について表したものである。無回答300事業所を減じた有効回答事業所数1,056か所から得た当該期間の食材料費総額から、前問と同じ方法で1食あたりの平均食材料費を導き出してみると325.3円であった。ここでは児童発達支援センターの方が日中活動事業所に比べ9.4%食材料費が安くなっている。

表5-3は、3か月間の食事提供にかかる費用の合計額を表したものである。調理業務全般を委託している事業所の中には、人件費と食材料費を分けず一括して委託している事業所もあることから、有効回答数を増やしより正確な実態を押さえるための設問と理解していただきたい。有効回答事業所数1,250か所、当該期間における食事提供に要した食費総額2,459,077,296円を利用者・職員への当該期間の総提供食数3,476,941食で割り返すと、1食あたり707.3円（児童発達支援センター808.3円、日中活動事業所698.2円）となった。

表5-1 3か月間の食事提供に係る人件費

	児童発達	日中活動	計	%
50万円以下	7	169	176	13.0
50万円超～100万円以下	27	320	347	25.6
100万円超～200万円以下	39	327	366	27.0
200万円超～300万円以下	12	85	97	7.2
300万円超～400万円以下	5	20	25	1.8
400万円超～500万円以下	3	9	12	0.9
500万円超～1,000万円以下	0	4	4	0.3
1,000万円超	0	0	0	0.0
無回答	27	302	329	24.3
計	120	1,236	1,356	100
3か月間の食事提供にかかる人件費総額	139,521,932	1,080,571,547	1,220,093,479	-
3か月間の食事提供にかかる人件費平均金額	1,500,236	1,156,929	1,188,017	-
3か月間の総提供食数(※)	251,764	2,700,299	2,952,063	-
1食あたりの平均金額	554.2	400.2	413.3	-

(※)食事提供に係る人件費に1円以上と回答した事業所の(利用者への3月総提供食数(A)+職員への3月総提供食数(B))

表5-2 3か月間の食材料費

	児童発達	日中活動	計	%
50万円以下	26	161	187	13.8
50万円超～100万円以下	49	442	491	36.2
100万円超～250万円以下	25	337	362	26.7
250万円超～500万円以下	1	13	14	1.0
500万円超～1,000万円以下	0	2	2	0.1
1,000万円超	0	0	0	0.0
無回答	19	281	300	22.1
計	120	1,236	1,356	100
3か月間の食事提供にかかる食材料費総額	80,598,948	903,855,208	984,454,156	-
3か月間の食事提供にかかる食材料費平均金額	798,009	946,445	932,248	-
3か月間の総提供食数(※)	270,982	2,754,997	3,025,979	-
1食あたりの平均金額	297.4	328.1	325.3	-

(※)食材料費に1円以上と回答した事業所の(利用者への3月総提供食数(A)+職員への3月総提供食数(B))

表5-3 3か月間の食事提供にかかる費用の合計額

	児童発達	日中活動	計	%
100万円以下	17	245	262	19.3
100万円超～200万円以下	0	2	2	0.1
200万円超～300万円以下	69	722	791	58.3
300万円超～400万円以下	12	119	131	9.7
400万円超～500万円以下	6	25	31	2.3
500万円超～1,000万円以下	4	29	33	2.4
1,000万円超	0	0	0	0.0
無回答	12	94	106	7.8
計	120	1,236	1,356	100
3か月間の食事提供にかかる食費総額	231,430,627	2,227,646,669	2,459,077,296	-
3か月間の平均金額	2,142,876	1,950,654	1,967,262	-
3か月間の総提供食数(※)	286,317	3,190,624	3,476,941	-
1食あたりの平均金額	808.3	698.2	707.3	-

(※) 総額に1円以上と回答した事業所の(利用者への3月総提供食数+職員への3月総提供食数)

★食事提供に係る費用の合計額は、食材料費と人件費の合計額だけでなく、委託のみの場合なども含まれる

6. 食事提供に係る収入の状況 (H28.4月～H27.6月の3か月間)

この設問では、当該3か月間における食事提供に係る収入状況を調べた。収入の内訳は、①当該期間における利用者から徴収した食材料費の総額(表6-1)、②当該期間の食事提供体制加算の総額(表6-2)、③当該期間の食事提供体制加算対象外の利用者から徴収した人件費充当分の総額(表6-3)、④当該期間に職員から徴収した食費の総額(表6-4)の4つであり、その合計額は、1,861,734,289円であった。この合計額を利用者・職員への当該期間の総提供食数で割り返すと、当該期間における1食あたりの平均収入額は535.5円(児童発達支援センター426.6円、日中活動事業所545.2円)となった。

表6-1 3か月間に利用者から徴収した食材料費の総額

	児童発達	日中活動	計	%
0円	8	9	17	1.3
50万円以下	71	431	502	37.0
50万円超～100万円以下	23	554	577	42.6
100万円超～150万円以下	3	108	111	8.2
150万円超～200万円以下	0	22	22	1.6
200万円超	0	2	2	0.1
無回答	15	110	125	9.2
計	120	1,236	1,356	100
3か月間に利用者から徴収した食材料費総額	36,745,797	699,545,272	736,291,069	-
3か月間の平均徴収金額	349,960	621,266	598,124	-
3か月間の総提供食数	193,540	2,496,678	2,690,218	-
1食あたりの平均徴収金額	189.9	280.2	273.7	-

★利用者に1食以上提供した事業所と食費総額（人件費+食材料費含む）に回答のあった事業所を選択して集計

表6-2 3か月間における食事提供体制加算の総額

	児童発達	日中活動	計	%
50万円以下	48	399	447	33.0
50万円超～100万円以下	46	582	628	46.3
100万円超～200万円以下	7	134	141	10.4
200万円超～300万円以下	0	1	1	0.1
300万円超～400万円以下	0	0	0	0.0
400万円超～500万円以下	0	1	1	0.1
500万円超	0	3	3	0.2
無回答	19	116	135	10.0
計	120	1,236	1,356	100
3か月間の食事提供体制加算の総額	51,060,192	726,548,835	777,609,027	-
3か月間の平均金額	505,546	648,704	636,862	-
3か月間の総提供食数	193,540	2,496,678	2,690,218	-
1食あたりの平均金額	263.8	291.0	289.1	-

★利用者に1食以上提供した事業所と食費総額（人件費+食材料費含む）に回答のあった事業所を選択して集計

表6-3 3か月間に食事提供加算の対象外の利用者から人件費充当分を徴収した総額

	児童発達	日中活動	計	%
0円	50	814	864	63.7
1万円以下	8	62	70	5.2
1万円超～10万円以下	27	88	115	8.5
10万円超～20万円以下	4	10	14	1.0
20万円超～30万円以下	1	1	2	0.1
30万円超	0	6	6	0.4
無回答	30	255	285	21.0
計	120	1,236	1,356	100
3か月間に加算対象外利用者から徴収した人件費充当総額	1,879,382	8,448,137	10,327,519	-
3か月間の平均金額	20,882	8,612	9,643	-

★利用者に1食以上提供した事業所と食費総額（人件費+食材費含む）に回答のあった事業所を選択して集計

表6-4 3か月間に職員から徴収した食費の総額

	児童発達	日中活動	計	%
0円	2	37	39	2.9
10万円以下	5	172	177	13.1
10万円超～50万円以下	68	622	690	50.9
50万円超～100万円以下	10	113	123	9.1
100万円超～200万円以下	2	19	21	1.5
200万円超	0	7	7	0.5
無回答	33	266	299	22.1
計	120	1,236	1,356	100
3か月間に職員から徴収した食費総額	31,389,020	291,384,019	322,773,039	-
3か月間の平均金額	360,793	300,396	305,367	-
3か月間の総提供食数	92,777	693,946	786,723	-
1食あたりの平均金額	338.3	419.9	410.3	-

★職員に1食以上提供した事業所と食費総額（人件費+食材費含む）に回答のあった事業所を選択して集計

表6-5 3か月間の食費に関する総収入額

	児童発達	日中活動	計	%
50万円以下	12	65	77	5.7
50万円超～100万円以下	30	240	270	19.9
100万円超～200万円以下	55	561	616	45.4
200万円超～300万円以下	5	210	215	15.9
300万円超～400万円以下	3	40	43	3.2
400万円超～500万円以下	0	15	15	1.1
500万円超	0	0	0	0.0
無回答	15	105	120	8.8
計	120	1,236	1,356	100
3か月間の食費に関する総収入額（※）	122,133,041	1,739,601,248	1,861,734,289	-
3か月間の平均金額	1,130,861	1,523,294	1,489,387	-
3か月間の総提供食数	286,317	3,190,624	3,476,941	-
1食あたりの平均金額	426.6	545.2	535.5	-

（※）は、3か月間の利用者負担（食材実費）+食事提供体制加算+加算対象外からの人件費+職員負担額の合計

★食費総額（人件費+食材費含む）に回答のあった事業所を選択して集計

これを前述の当該期間における1食あたりの支出額と比較すると、全体では1食あたり-171.8円（児童発達支援センターでは-381.7円、日中活動事業所では-153.0円）となることがわかった。（表6-6）

ここで着目すべきは、差額よりも一食あたりの支出額であろう。仮に食事提供体制加算が無くなると、利用者の食費にかかる負担は、児童発達支援センターで月平均16,731円、日中活動事業所で月平均15,360円、全体では15,560円となる。全国の就労継続支援B型事業所の平均月額工賃を上回る食費負担は随所に影響を及ぼすことが予測できる。

表6-6

	児童発達	日中活動	全 体
1食あたりの収入額①	426.6円	545.2円	535.5円
1食あたりの支出額②	808.3円	698.2円	707.3円
1食あたりの差額③（①-②）	▲ 381.7円	▲ 153.0円	▲ 171.8円
1か月あたりの差額（③×月平均日数）	▲ 7,901円	▲ 3,366円	▲ 3,779円
加算なしの食費負担月額（②×月平均日数）	16,731円	15,360円	15,560円

※1か月あたりの平均開所日数で計算（児童発達20.7日、日中活動22.0日、全体22.0日）

7. 27年度からの食事提供体制加算減額（420円→300円）への事業所の対応

表7は、食事提供体制加算を取得している事業所における当該加算の減額への対応について表したものである。加算を取得している1,356事業所のうち1,253か所から有効回答を得た。その他を除くと、多い順に、「食事提供に係る経費を全く削減せずに、すべて事業所で負担」572か所（42.2%）、「減額に対しての特別な対応等はしていない」が268か所（19.8%）、「食事提供に係る経費の一部を削減したが不足分は事業所で負担」196か所（14.5%）、「減額相当分の経費、すべてを削減（コストカット）」が10か所（0.7%）であった。

当該調査によるこれまでの分析から、食事提供に係る収支バランスはマイナスとなっていることは明白であり、この設問の結果である上位3位までの1,036か所（76.4%）、全体の4分の3にあたる事業所が減額相当額を利用者に求めることなく事業所で負担していることがわかった。

表7 食事提供体制加算減額への当該事業所の対応

	児童発達	日中活動	計	%
減額相当分の経費、すべてを削減（コストカット）	0	10	10	0.7
食事提供に係る経費の一部を削減したが不足分は事業所で負担	7	189	196	14.5
食事提供に係る経費を全く削減せずに、すべて事業所で負担	47	525	572	42.2
減額に対しての特別な対応等はしていない	31	237	268	19.8
その他	19	188	207	15.3
無回答	16	87	103	7.6
計	120	1,236	1,356	100

【補足給付及び重度障害者支援加算に関する調査結果】

この調査は、当協会が経年的に実施している「全国知的障害児者施設・事業所実態調査〈28年度〉」に調査票A別紙として同封し、入所系事業所（重度障害者支援加算については障害者支援施設のみ）に実施した調査結果である。

全国の当協会会員事業所となっている障害者支援施設及び障害児入所施設（福祉型・医療型）1,833施設に調査用紙を送付し、1,360施設から回答を得た（回収率74.2%）。

事業所の種類	送付数	提出数	回収率（%）
障害者支援施設	1,592	1,202	75.5
障害児入所施設	241	158	65.6
計	1,833	1,360	74.2

1. 補足給付に関する調査結果

(1) 入所者1人あたりの食費・光熱水費の状況

表8は、入所者1人あたりの食費（食材料費+食事提供にかかる人件費）の月額について示したものである。昨年同様、障害児入所施設、障害者支援施設ともに、40,001円～50,000円が一番多く、全体の80.5%（前年度77.5%）を占めている。また、1人あたりの平均金額は、前年度に比べて852.1円安い44,673.6円であった。

表8 入所者1人あたりの食費（食材料費+食事提供に係る人件費）

（月額）

	障害児入所施設	障害者支援施設	計	%
～10,000円以下	1	1	2	0
10,001円～20,000円	2	2	4	0.3
20,001円～30,000円	4	11	15	1.1
30,001円～40,000円	5	58	63	4.6
40,001円～50,000円	112	983	1,095	80.5
50,001円以上	14	68	82	6.0
無回答	20	79	99	7.3
計	158	1,202	1,360	100
1人あたりの平均金額	45,264.4	44,601.0	44,673.6	-

表9は、入所者1人あたりの高熱水費の月額を示したものである。前年度と同様の傾向が見られており、8,001円～10,000円が43.2%（前年度41.6%）で一番多く、次いで10,001円以上が25.7%（同26.8%）となっており、両項目を合わせると全体の68.8%（同68.3%）を占めている。また、1人あたりの平均金額は、前年度に比べて254.1円安い9,321.7円であった。

表9 入所者1人あたりの光熱水費

(月額)

	障害児入所施設	障害者支援施設	計	%
～2,000円以下	2	7	9	0.7
2,001円～4,000円	3	42	45	3.3
4,001円～6,000円	18	144	162	11.9
6,001円～8,000円	12	111	123	9.0
8,001円～10,000円	63	524	587	43.2
10,001円以上	46	303	349	25.7
無回答	14	71	85	6.3
計	158	1,202	1,360	100
1人あたりの平均金額	10,016.6	9,233.3	9,321.7	-

表10は、入所者1人あたりの食費と光熱水費の合計月額を示したものであるが、50,001円～60,000円が84.0%（前年度81.7%）と一番多く、60,001円以上を合わせると、全体の88.9%（同87.0%）を占めている。

また、補足給付の基準費用額である53,500円を超える事業所は349か所（25.7%）と、前年度（30.0%）より4.3ポイント減少している。このことから、基準費用額内で対応するべくコストカットを行った事業所が増えている状況はうかがえるものの、未だ全体の4分の1の事業所においては基準額を超えていることがわかる。基準額を超えて事業所が利用者から食費等を徴収した場合には補足給付は支給されないことから、不足分については全て事業所が負担していることが推測される。

表10 入所者1人あたりの食費・光熱水費の合計

(月額)

	障害児入所施設	障害者支援施設	計	%
～10,000円以下	4	2	6	0.4
10,001円～20,000円	0	2	2	0.1
20,001円～30,000円	3	3	6	0.4
30,001円～40,000円	3	14	17	1.3
40,001円～50,000円	5	47	52	3.8
50,001円～60,000円	111	1,031	1,142	84.0
60,001円～70,000円	9	37	46	3.4
70,001円以上	8	13	21	1.5
無回答	15	53	68	5.0
計	158	1,202	1,360	100
1人あたりの平均金額	53,839.8	53,580.0	53,608.7	-

※補足給付の基準額53,500円を超える事業所は、349事業所（25.7%）あった。

なお、53,500円と回答した事業所は189事業所（13.9%）あった。

(2) 補足給付の基準費用額見直しによる事業所の対応

表11は、補足給付の基準費用額が58,000円から53,500円となった平成27年4月からの事業所の対応について問うたものである。この調査からは、「基準額の見直し前から実際にかかる費用が53,500円以下の事業所」がどの程度あったのかは読み取れないが、少なくとも1,004施設（73.8%）はこの見直しによって何らかの対応をはかったことが分かる。この1,004施設で見た場合、「食費及び光熱水費の一部を削減したが不足分は事業所で負担」と答えた事業所が一番多く、50.5%（前年度52.0%）で、次いで「食費及

び光熱水費を全く削減せずに、すべて事業所で負担」が44.3%（同42.4%）となっている。

このことからみても、基準費用額の見直しにより、多くの事業所がコストカット等の経営努力をしつつも、利用者への処遇低下は避けるべく、不足分については事業所が負担している状況が読み取れるが、長期的にみた場合、運営的に何らかの支障をきたすことが危惧される。

表11 補足給付の基準額が58,000円から53,500円となったことによる事業所の対応

	障害児入所施設	障害者支援施設	計	%
減額相当分の経費、すべてを削減（コストカット）	2	50	52	3.8
食費及び光熱水費の一部を削減したが不足分は事業所で負担	50	457	507	37.3
食費及び光熱水費を全く削減せずに、すべて事業所で負担	46	399	445	32.7
減額に対しての特別な対応等はない	27	179	206	15.1
その他	15	45	60	4.4
無回答	18	72	90	6.6
計	158	1,202	1,360	100

2. 重度障害者支援加算に関する調査結果

(1) 重度障害者支援加算の算定要件変更による加算の取得状況

表12は、重度障害者支援加算の取得状況について示したものである。加算を取得している事業所が683か所（56.8%）で、前年度（45.8%）より11ポイント増加しており、取得していない事業所については444か所（36.9%）で、前年度（38.9%）より2ポイントの減であった。

また、無回答が、前年度は15.3%であり、加算自体の理解が低い、もしくは過渡期にあって困惑している状況があると推測されたが、今回の調査では6.2%と9.1ポイント減少しており、加算取得のための体制整備が進んできている状況がうかがえる。

表12 重度障害者支援加算の算定要件変更による加算の取得状況

	障害者支援施設	%
加算を取得している	683	56.8
加算を取得していない	444	36.9
無回答	75	6.2
計	1,202	100

(2) 加算を取得している事業所の算定要件変更による影響

表13は、「加算を取得している」と回答した事業所に対して、算定要件の変更による影響について問うたものである。

最も多かったのは「算定要件見直し前に比べ取得していた本加算による収入が減った」と答えた事業所（30.5%）で、前年度（43.7%）より13.2ポイント減少している。注目される点としては、「収入が増えた」と答えている事業所が次いで多いことであり、0.6ポイント少ない29.9%（同30.1%）とその差は

僅差であった。従前の算定要件は加算対象者の障害支援区分により単位数が異なっていたが、算定要件の変更により区分にかかわらず一定の単位数となったため、収入が増える事業所と減る事業所が生じたと推察される。

しかしながら、加算を取得するための方策として、「新たな人員配置」や「勤務体系（シフト）の大幅な組み直し」等の努力が、ある一定数みられており、前年度と比較してもその割合が増えていることから、実際の現場の現状として、厳しい勤務体制による職員への負担増や、日中の支援体制が手薄になることが懸念される。

表13 加算を取得している事業所の算定要件変更による影響（重複回答・下段は%）

	障害者支援施設
特別の影響はなかった	174 25.5
新たに人員を配置することになった	95 13.9
勤務体系（シフト）を大幅に組みなおすことになった	79 11.6
算定要件見直し前に比べ取得していた本加算による収入が減った	208 30.5
算定要件見直し前に比べ取得していた本加算による収入が増えた	204 29.9
当該加算を対象とする利用者の申請数を減らした	45 6.6
当該加算を対象とする利用者の申請数を増やした	80 11.7
その他	52 7.6
加算を取得している事業所数	683

(3) 加算を取得していない事業所の算定要件変更による影響

表14は、「加算を取得していない」と回答した事業所に対して、算定要件の変化による影響について問うたものである。444事業所の内、82か所（18.5%）が「今まで取得していたが、算定要件の変更により取得できなくなった」と回答している。

具体的に、どの要件がネックとなったかは今回の調査では読み取れない。

表14 加算を取得していない事業所の算定要件変更による影響（重複回答・下段は%）

	障害者支援施設
算定要件見直し前から加算を取得していなかった	282 63.5
今まで取得していたが、算定要件の変更により取得できなくなった	82 18.5
加算を取得していない事業所数	444

調査票 A

全国知的障害児・者施設・事業所 実態調査票【事業所単位】

(平成 28 年 6 月 1 日現在)

《留意事項》

1. 本調査は1事業所につき1調査としています。
 当該事業所全体の状況について、事業所単位 でご作成ください。
 - ①日中活動を実施する事業所、並びに日中活動に併せて施設入所支援を実施する事業所を対象としています。
 「I 施設・事業所概要」の「施設・事業所の種類」に記載された事業の状況についてのみご回答ください。
 (短期入所事業・地域生活支援事業等は除く)
 - ②日中活動が多機能型の場合は、1事業所としてご作成ください。
 例1：日中活動が多機能型で自立訓練と生活介護を実施 → 調査票は1部作成(日中活動の多機能型事業所として1部)
 - ③日中活動に併せて施設入所支援を実施する場合(障害者支援施設等)は、1事業所としてご作成ください。
 例2：日中活動の生活介護と施設入所支援を実施 → 調査票は1部作成(日中活動+施設入所支援として1部)
 例3：日中活動の多機能型(生活介護と就労継続支援B型)と施設入所支援を実施 → 調査票は1部作成(日中活動+施設入所支援として1部)
2. 設問は特別の指示がない場合にはすべて平成28年6月1日現在でご回答ください。
3. 本調査の結果は、統計的に処理するためご回答いただいた個別の内容が公表されることはありません。

I 施設・事業所概要 ※下記の印字内容に誤り若しくは変更がございましたら、赤ペン等で修正してください。(印字がない部分はご記入ください。)

施設・事業所の名称					
施設・事業所の種類					<p>【施設・事業所の種類】</p> <p style="margin-left: 20px;">○1.障害児入所施設(福祉型・医療型)</p> <p style="margin-left: 20px;">○2.児童発達支援センター</p> <p style="margin-left: 20px;">○3.日中活動</p> <p style="margin-left: 20px;">○4.日中活動+施設入所支援</p> <hr/> <p>【日中活動の内訳】</p> <p style="margin-left: 20px;">※実施する日中活動のすべての□にし点を記入してください</p> <p style="margin-left: 20px;">□療養介護 □生活介護 □自立訓練(生活訓練・機能訓練)</p> <p style="margin-left: 20px;">□自立訓練(宿泊型) □就労移行支援 □就労継続支援A型</p> <p style="margin-left: 20px;">□就労継続支援B型</p>
	※施設・事業所の種類に誤り若しくは変更がある場合には、右枠より該当する番号を選択してください。				

定員	(日中)	人	現 在 員	(日中)	人	開設年月	(障害者総合支援法以前からの開設年月)
	(夜間)	人		(夜間)	人		
利用率(平成28年4~6月の3か月間)			(日中)		%	※利用率=3か月の延べ利用者数÷定員÷3か月の開所日数×100	
※少数第一位(第二位を四捨五入)まで回答のこと			(夜間)		%		

※施設入所支援を実施する事業所については、夜間の定員と現員も各々ご記入ください。
 ※上記「施設・事業所の種類」の各種事業を利用する利用者の数(短期入所事業等は除く)をご記入ください。また、多機能型事業所の場合は、すべての事業の合計数をご記入ください。

施設コード	
-------	--

II 事業所の運営状況

1. 開所日数ならびに開所時間の状況

※児童発達支援センター及び日中活動を実施する事業所（障害児入所施設・施設入所支援を実施する事業所は除く）のみご記入ください。

平成27年度の総開所日数	日	一日あたりの平均開所時間 (平均サービス提供時間：送迎時間は除く)	時間
--------------	---	--------------------------------------	----

2. 職員の数と構成

※職員 1 名 1 職種とし、資格等を複数保持する場合にも主たる職種へ計上してください。

※『①常勤専従』には正規職員の就業規程の労働時間で専ら当該事業所並びに当該職種に専従で勤務する職員を、

『②常勤兼務』には常勤であっても、法人内で他の事業所または他の職種と兼務をしている職員を、

『③非常勤』にはそれ以外の職員（パート等）の人数をご記入ください。

※『換算数』は常勤に換算し小数点第2位を四捨五入してください。（業務を兼務している場合は兼務の割合で記入）

職種名	配置義務員数	①常勤専従 (換算数不要)	②常勤兼務	③非常勤	非常勤の換算数	
		常勤兼務の換算数				
①施設長・管理者	人				.	
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者					.	
直接支援職員		③保育士				.
		④生活支援員・児童指導員				.
		⑤職業指導員・就労支援員				.
		⑥看護師（准看護師を含む）・保健師				.
		⑦その他 (O.T(作業療法士)、S.T(言語聴覚士)、P.T(理学療法士)、心理担当職員等)				.
⑧医師					.	
⑨管理栄養士					.	
⑩栄養士					.	
⑪調理員					.	
⑫送迎運転手					.	
⑬事務員					.	
⑭その他職種()					.	
合計		人	人	人	人	

3. 職員の年齢・性別ならびに勤務年数

※すべての職員についてご記入ください。※計の数字はそれぞれ合わせてください。

※『正規』には雇用期間の定めのない常勤の職員を、『非正規』にはそれ以外の職員の人数をご記入ください。

例) 雇用の契約更新等ある方は『非正規』に計上してください。

[1]年齢と性別	年齢区分	20歳未満	20代	30代	40代	50代	65歳未満	65歳以上	計
	男	正規							
非正規									
女	正規								
	非正規								
計	正規	人	人	人	人	人	人	人	★ 人
	非正規	人	人	人	人	人	人	人	☆ 人

[2]同一法人内での勤務年数	勤務年数	1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上	計
	男	正規						
非正規								
女	正規							
	非正規							
計	正規	人	人	人	人	人	人	★ 人
	非正規	人	人	人	人	人	人	☆ 人

4. 職員の勤務状況

※障害児入所施設及び施設入所支援を実施する事業所のみご記入ください。

夜間の勤務形態	<input type="checkbox"/> ①夜勤体制のみ	夜間（1日）職員_____人
	<input type="checkbox"/> ②夜勤体制と宿直体制併用	夜間（1日）職員_____人（夜勤_____人、宿直_____人）

5. 施設・事業所の建物の状況

※建物が複数ある場合には、日ごろ利用者が居住又は利用している建物についてご記入ください。

老朽化等による建替えの必要性	<input type="checkbox"/> ①ある → 築 [_____] 年	<input type="checkbox"/> ②ない	<input type="checkbox"/> ③現在建て替え中
----------------	--	------------------------------	-----------------------------------

6. 居室の状況

※障害児入所施設及び施設入所支援のみご記入ください。

※居室の定員・空き部屋の有無にかかわらず、実際の利用状況をご記入ください。

利用状況	個室利用	2人利用	3人利用	4人利用	5人以上利用	計
	室	室	室	室	室	室

Ⅲ 加算・減算の状況

主な加算・減算の状況

※平成28年5月1日～5月31日の状況でご記入ください。

各種加算・減算の状況 (該当のすべてを選択のこと)	共通	<input type="checkbox"/> ①福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
		<input type="checkbox"/> ②福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）
		<input type="checkbox"/> ③福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）
		<input type="checkbox"/> ④福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）
		<input type="checkbox"/> ⑤福祉・介護職員処遇改善特別加算
		<input type="checkbox"/> ⑥福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）
		<input type="checkbox"/> ⑦福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）
		<input type="checkbox"/> ⑧福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）
	入所系	<input type="checkbox"/> ⑨夜勤職員配置体制加算
		<input type="checkbox"/> ⑩重度障害者支援加算（Ⅰ） <input type="checkbox"/> ⑪重度障害者支援加算（Ⅱ）
	生活介護	<input type="checkbox"/> ⑫人員配置体制加算（職員数 対 利用者数） → <input type="checkbox"/> ①（1対1.7） <input type="checkbox"/> ②（1対2.0） <input type="checkbox"/> ③（1対2.5）
	通所系	<input type="checkbox"/> ⑬食事提供体制加算
<input type="checkbox"/> ⑭送迎加算 →（_____人）（うち重度加算対象の方_____人）		
<input type="checkbox"/> ⑮延長支援加算		
<input type="checkbox"/> ⑯開所時間減算		

Ⅳ 事業所の取り組み

1. 虐待防止への対応

[1]虐待防止に関する責任者	<input type="checkbox"/> ①設置している	<input type="checkbox"/> ②設置していない
[2]組織（虐待防止委員会等）	<input type="checkbox"/> ①設置している → 委員会組織への第三者の参画 → <input type="checkbox"/> ①参画している <input type="checkbox"/> ②参画していない <input type="checkbox"/> ②設置していない	
[3]虐待防止マニュアル等の作成	<input type="checkbox"/> ①作成している → <input type="checkbox"/> ①周知・活用している <input type="checkbox"/> ②周知・活用していない <input type="checkbox"/> ②作成していない	
[4]虐待防止に関する研修	<input type="checkbox"/> ①実施している	<input type="checkbox"/> ②実施していない

2. 短期入所の状況

[1]短期入所の実施	<input type="checkbox"/> ①行っている → 事業の種類 → <input type="checkbox"/> ①併設事業所（定員____人） <input type="checkbox"/> ②空床利用型事業所（定員____人） ※単独型事業所は本調査対象外といたします <input type="checkbox"/> ②行っていない								
[2]利用実績（平成28年4～6月の3か月間）	利用実人数____人				利用件数（延べ）★____件				
[3]上記3か月間の利用件数（延べ）★の内訳 ※★の印は同じ数字になるようにしてください	1泊	2泊	3泊	4～6泊	7～13泊	14～29泊	30～59泊	60泊～	計（件）
	件	件	件	件	件	件	件	件	★ 件
[4]一回の利用に30泊以上される方の理由（複数選択可）	<input type="checkbox"/> ①障害者支援施設への入所待機のために利用（____件） <input type="checkbox"/> ②グループホームへの入居待機のために利用（____件） <input type="checkbox"/> ③その他福祉施設等への入所待機のために利用（____件） <input type="checkbox"/> ④地域での自立した生活をするための事前準備のために利用（____件） <input type="checkbox"/> ⑤本人の健康状態の維持管理のために利用（____件） <input type="checkbox"/> ⑥家族の病気等のために利用（____件） <input type="checkbox"/> ⑦その他（____件） [_____]								

V 職員のスキルアップ、処遇改善等への取り組み

資格取得（資格取得の促進を含む）・処遇の状況

[1]職員の資格取得状況（重複計上可）	保有資格		人数	保有資格		人数
	①介護福祉士		人	⑤知的障害援助専門員		人
	②社会福祉士		人	⑥知的障害福祉士		人
	③精神保健福祉士		人	⑦介護職員初任者研修修了（旧：ヘルパー1級、2級）		人
[2]取得を促進している資格（複数選択可）	④保育士		人	⑧その他（_____）		人
	<input type="checkbox"/> ①介護福祉士	<input type="checkbox"/> ②社会福祉士	<input type="checkbox"/> ③精神保健福祉士	<input type="checkbox"/> ④保育士		
[3]資格取得への支援・処遇の内容（複数選択可）	<input type="checkbox"/> ⑤知的障害援助専門員		<input type="checkbox"/> ⑥知的障害福祉士	<input type="checkbox"/> ⑦介護職員初任者研修修了		<input type="checkbox"/> ⑧その他（_____）
	<input type="checkbox"/> ①受講料・交通費等受講に係る費用の補助 → <input type="checkbox"/> ①全額補助 <input type="checkbox"/> ②一部補助 <input type="checkbox"/> ③その他（_____） <input type="checkbox"/> ②給与への反映（具体的内容：_____） <input type="checkbox"/> ③昇進等処遇への反映（具体的内容：_____） <input type="checkbox"/> ④その他（_____）					

通所系事業所のみ回答

調査票 A 別紙

《食事提供体制および加算について》

※調査基準日：平成 28 年 6 月 1 日現在 ※すべての設問において検食を含めてカウントして下さい。
 ※この設問は通所系事業所（施設入所支援との併設は除く）のみ回答して下さい。

1. 食事提供体制および加算の取得状況

事業所での食事提供体制加算の取得状況	<input type="checkbox"/> ①算定している → 算定者数 _____ 人 <input type="checkbox"/> ②算定していない → ②にチェックを入れた事業所は以下すべての回答は不要です
--------------------	--

2. 利用者の人数（平成 28 年 6 月の 1 か月間）

一日当たりの平均利用者数	_____ 人
--------------	---------

3. 調理業務の委託について

[1] 昼食の提供状況	<input type="checkbox"/> ①すべて自前で調理し提供している <input type="checkbox"/> ②調理業務を委託し提供している → [2]へ
[2] 委託の形態について （該当するものを選択のこと）	<input type="checkbox"/> ①調理業務全般を業務委託 <input type="checkbox"/> ②主食（米飯）と味噌汁（スープ類）以外を業務委託 <input type="checkbox"/> ③その他（ _____ ）

4. 食事提供利用状況（平成 28 年 4～6 月の 3 か月間）

[1] 3 か月間の事業所の総開所日数	_____ 日								
[2] 3 か月間の事業所で利用者に提供した総提供食数	_____ 食								
[3] 3 か月間の事業所で職員に提供した総提供食数	_____ 食								
[4] 3 か月間の特別食を提供した食数（重複計上可）※その他は「アレルギー源を除いた食事」を含む									
	<table border="1"> <tr> <td>きざみ食</td> <td>流動食</td> <td>離乳食</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>_____ 食</td> <td>_____ 食</td> <td>_____ 食</td> <td>_____ 食</td> </tr> </table>	きざみ食	流動食	離乳食	その他	_____ 食	_____ 食	_____ 食	_____ 食
きざみ食	流動食	離乳食	その他						
_____ 食	_____ 食	_____ 食	_____ 食						

5. 食事提供に係る費用の状況（平成 28 年 4～6 月の 3 か月間）※¹

[1] 3 か月間の食事提供に係る人件費※ ²	_____ 円
[2] 3 か月間の食材料費	_____ 円
[3] 計（[1]+[2]）※ ³	_____ 円

※¹事業所で職員に食事を提供した場合は、その費用も含めてください

※²食事提供に要した栄養士・調理員等の人件費総額（含む賞与・法定福利費）、又は、調理業務委託費。調理業務を業者に委託している事業所は自前で配置している栄養士の人件費も含めてください。

※³食事提供に係る費用が上記[1][2]にわけられない場合やすべて委託の場合、[3]に総額をご記入ください。

6. 食事提供に係る収入の状況（平成 28 年 4～6 月の 3 か月間）

[1] 3 か月間に利用者から徴収した食材料費の総額	_____ 円
[2] 3 か月間における食事提供体制加算の総額	_____ 円
[3] 3 か月間に食事提供体制加算の対象外の利用者から人件費充当分を徴収した総額	_____ 円
[4] 3 か月間の職員から徴収した食費（食材料費+調理員等人件費）の総額	_____ 円
計	_____ 円

7. 平成 27 年度 4 月から食事提供体制加算が 420 円から 300 円となったが、当該事業所の対応

<input type="checkbox"/> ①減額相当分の経費すべてを削減（コストカット） <input type="checkbox"/> ②食事提供に係る経費の一部を削減したが不足分は事業所で負担 <input type="checkbox"/> ③食事提供に係る経費を全く削減せずに、不足分はすべて事業所で負担 <input type="checkbox"/> ④減額に対しての特別な対応等はしていない <input type="checkbox"/> ⑤その他（ _____ ）
--

☆恐れ入りますが、調査票 1 ページ右下枠内の番号を転記してください。→

施設コード	_____
-------	-------

調査票 B

※この調査票は、施設入所支援、生活介護（障害者支援施設のみ）、療養介護事業、就労継続支援 A 型事業、就労継続支援 B 型事業、就労移行支援事業、自立訓練事業のみご回答ください。

全国知的障害児・者施設・事業 利用者実態調査票【事業利用単位】

(平成28年6月1日現在)

記入責任者 氏 名		職 名	
--------------	--	-----	--

《留意事項》

1. 本調査は1事業につき1調査としています。

当該事業を利用する利用者の状況について、**事業利用単位**でご作成ください。

①日中活動が「多機能型」の場合には、個々の事業ごとに各々作成してください。

例1：「多機能型」で自立訓練と生活介護の事業を実施

→ 調査票は2部作成（「自立訓練」で1部・「生活介護」で1部）

②日中活動に併せて「施設入所支援」の事業を実施する場合は、日中活動と施設入所支援を各々作成してください。

※同じ利用者が日中活動と施設入所支援の両方を利用する場合であっても各々計上してください。

例2：生活介護と施設入所支援 → 調査票は2部作成

（「生活介護」で1部・「施設入所支援」で1部）

例3：多機能型日中活動（生活介護と就労移行支援）と施設入所支援 → 調査票は3部作成

（「生活介護」で1部・「就労移行支援」で1部・「施設入所支援」で1部）

③従たる事業については、当該事業の利用者を主たる事業に含めてご回答ください。

2. 設問は特別の指示がない場合にはすべて**平成28年6月1日現在**でご回答ください。

3. 本調査の結果は、統計的に処理をするためご回答いただいた個別の内容が公表されることはありません。

☆下記の印字内容に誤り若しくは変更がございましたら、赤ペン等で修正してください。（印字がない部分をご記入ください。）

施設・事業所の名称		電 話	
上記の所在地			
経営主体の名称			
施設・事業の種類 ※1つの事業所で2つ以上の事業を実施している場合は、1事業ごとに調査票（コピー）を作成してください。	※施設・事業の種類に誤り若しくは変更がある場合には、右枠より該当の番号を選択してください。	01. 障害児入所施設（福祉型・医療型） 02. 児童発達支援センター 11. 療養介護 12. 生活介護 13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 14. 自立訓練（宿泊型） 15. 就労移行支援 16. 就労継続支援 A 型 17. 就労継続支援 B 型 18. 施設入所支援	20. 多機能型 20-11. 療養介護 20-12. 生活介護 20-13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 20-14. 自立訓練（宿泊型） 20-15. 就労移行支援 20-16. 就労継続支援 A 型 20-17. 就労継続支援 B 型

[1]定 員	人	開設年月	移行年月	
--------	---	------	------	--

☆恐れ入りますが、調査票3ページ右下枠内に番号を転記してください。→

施設コード	
-------	--

[2] 現在員 (1) (2) (4) の男女別 人員計は 一致する こと	(1) 契約・措置利用者数 (合計)						①男 ★ 人	②女 ☆ 人	計 ● 人								
	(2) 年齢別在在者数																
	年齢	2歳以下	3~5歳	6~11歳	12~14歳	15~17歳	18~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳以上	計
	1.男															★	
	2.女															☆	
	計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人	
	5歳以下児・者	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	(3) 平均年齢 ※小数点第2位を四捨五入すること																
	(4) 利用・在籍年数別在在者数 ※現事業における利用・在籍年数で計上のこと ※「18.施設入所支援」,「01.障害児入所施設(福祉型・医療型)」は旧法施設からの利用・在籍年数で計上のこと																
	在籍年数	0.5年未満	0.5~1年未満	1~2年未満	2~3年未満	3~5年未満	5~10年未満	10~15年未満	15~20年未満	20~30年未満	30~40年未満	40年以上	計				
	1.男															★	
	2.女															☆	
	計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人	
	[3] 障害支援区分別在在者数 ※「療養介護」,「生活介護」,「18.施設入所支援」のみ回答のこと ※[2]の人員計と一致すること ※「01.障害児入所施設(福祉型・医療型)」に併せて経過の施設入所支援,経過的生活介護を実施する場合は対象者のみ計上のこと						非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	不明・未判定	計		
							人	人	人	人	人	人	人	人	● 人		
[4] 週当たりの利用契約状況 ※[2]の人員計と一致すること			7日/週	6日/週	5日/週	4日/週	3日/週	2日/週	1日/週	その他	計						
														● 人			
[5] 療育手帳程度別在在者数 ※[2]の人員計と一致すること			1. 最重度・重度		2. 中軽度			3. 不所持・不明			計						
			人		人			人			● 人						
[6] 身体障害の状況 ※身体障害者手帳所持者に ついてのみ回答のこと		手帳所持者 実数	手帳に記載の 障害の内訳 ※重複計上可		1. 視覚	2. 聴覚	3. 平衡	4. 音声・言語 又は咀嚼機能	5. 肢体不自由	6. 内部障害	計						
		人			人	人	人	人	人	人	● 人						
[7] 身体障害者手帳程度別在在者数 ※[6]の手帳所持者実数と一致すること			1級	2級	3級	4級	5級	6級	計								
			人	人	人	人	人	人	○ 人								
[8] 精神障害者保健福祉手帳 所持者の状況			△			[9] 精神障害者保健福祉手帳の 程度別在在者数 ※[8]の手帳所持者実数と一致すること			1級	2級	3級	計					
			人						人	人	人	△ 人					
[10] 精神障害の状況 ※医師の診断名がついているもののみ記入すること ※てんかんとてんかん性精神病は区別し,てんかん性 精神病のみ記入のこと ※その他の欄に精神遅滞は計上しないこと			1. 自閉スペクトラム症(広範性発達障害,自閉症など)						人								
			2. 統合失調症						人								
			3. 気分障害(周期性精神病,うつ病障害など)						人								
			4. てんかん性精神病						人								
			5. その他(強迫性心因反応,神経症様反応など)						人								
			計						人								
[11] 「てんかん」の状況 ※てんかんとして現在服薬中の人数					[12] 認知症の状況 ※医師により認知症と診断されている人数					人							
[13] 平成25年度以降,矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関を退所・退院した利用者数 ※矯正施設とは,刑務所,少年刑務所,拘留所,少年院,少年鑑別所,婦人補導院をさす			1. 矯正施設	2. 更生保護施設	3. 指定入院医療機関	計											
			人	人	人	人											
[14] 執行猶予・不起訴等と なった利用者数			1. 保護観察付執行猶予		2. 執行猶予		3. 不起訴・起訴猶予		計								
			人		人		人		人								
[15] 地域生活移行個別支援特別加算の対象及び対象だった利用者数 ※「18.施設入所支援」「自立訓練(宿泊型)」のみ記入のこと											人						

[16]支援度	支援度の指標	1 級 常時全ての面で支援が必要	2 級 常時多くの面で支援が必要	3 級 時々又は一時的にあるいは一部支援が必要	4 級 点検、注意又は配慮が必要	5 級 ほとんど支援の必要がない	
[16]－A 日常生活面 ※[2]の人員計と一致すること	内容	基本的な生活習慣が形成されていないため、常時全ての面での介助が必要。それがないと生命維持も危ぶまれる。	基本的な生活習慣がほとんど形成されていないため、常時多くの面で介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分なため、一部介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分ではあるが、点検助言が必要とされる程度。	基本的な生活習慣はほとんど形成されている、自主的な生活態度の養成が必要。	計
	人員	人	人	人	人	人	● 人
[16]－B 行動面 ※[2]の人員計と一致すること	内容	多動、自他傷、拒食などの行動が顕著で常時付添い注意が必要。	多動、自閉などの行動があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し注意したり、時々指導したりすることが必要。	行動面での問題に対し多少注意する程度。	行動面にはほとんど問題がない。	計
	人員	人	人	人	人	人	● 人
[16]－C 保健面 ※[2]の人員計と一致すること	内容	身体健康に嚴重な看護が必要。生命維持の危険が常にある。	身体的健康につねに注意、看護が必要。発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的な精神変動がある等のため一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	身体的健康にはほとんど配慮を要しない。	計
	人員	人	人	人	人	人	● 人
[17]日常的に医療行為等を必要とする利用者数 ※事業所内（職員・看護師）によるもののみ計上のこと ※医療機関への通院による医療行為等は除く	1. 点滴の管理（持続的） ※1	人	7. 気管切開の管理	人	13. 洗腸（市販の物以外の座薬も含む）	人	
	2. 中心静脈栄養 ※2（ポートも含む）	人	8. 喀痰吸引（口腔・鼻腔・カニューレ内）	人	14. 摘便	人	
	3. ストーマの管理 ※3（人工肛門・人工膀胱）	人	9. 経管栄養の注入・水分補給（胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養）	人	15. じょく瘡の処置	人	
	4. 酸素療法	人	10. インシュリン療法	人	16. 疼痛の管理（がん末期のペインコントロール）	人	
	5. 吸入	人	11. 導尿	人	計	人	
	6. 人工呼吸器の管理 ※4（侵襲、非侵襲含む）	人	12. カテーテルの管理（コンドーム・留置・膀胱ろう）	人			
	※1…長時間（24時間）にわたり点滴をおこない、針の刺し直し（針刺・抜針）も含む ※2…末梢からの静脈点滴が難しい方におこなう処置 ※3…皮膚の炎症確認や汚物の廃棄 ※4…カニューレ・気管孔の異常の発見と管理						
[18]複数事業（所）利用者数 ※日中活動事業（所）・「02.児童発達支援センター」のみ回答のこと ※定期的に利用する日中活動サービスが他にある場合のみ回答のこと ※同一事業を複数個所で利用している場合も計上のこと	人		※定期的に利用する日中活動サービスとは療養介護、生活介護、自立訓練（宿泊型は除く）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の6事業及び幼稚園、保育園とする				
[19]日中活動利用者の生活の場の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※日中活動事業所のみ回答のこと	1. 家庭（親・きょうだいと同居）	人	5. 福祉ホーム	人			
	2. アパート等（主に単身・配偶者有り）	人	6. 施設入所支援	人			
	3. グループホーム・生活寮等	人	7. その他	人			
	4. 自立訓練（宿泊型）	人	計	●	人		
[20]施設入所支援利用者の日中活動の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※「18.施設入所支援」のみ回答のこと ※「01.障害児入所施設（福祉型・医療型）」に併せて実施する経過的施設入所支援は除く	1. 同一法人敷地内で活動	人					
	2. 同一法人で別の場所（敷地外）で活動	人					
	3. 他法人・他団体が運営する日中活動事業所等で活動	人					
	4. その他の日中活動の場等で活動	人					
計		●	人				

☆恐れ入りますが、調査票1ページ右下枠内の番号を転記してください。→

施設コード	
-------	--

[21]-A 入所前（利用前）の状況 ※該期間に他の事業種別に転換した事業所はすべての利用者について回答のこと				イ. 平成 27 年 6 月 1 日～平成 28 年 5 月 31 日の 1 年間に調査すること ロ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ハ. (1) と (2) の人員計が一致すること			
(1) 生活の場		(人)		(2) 活動の場		(人)	
1.家庭(親・きょうだいと同居)		13.老人福祉・保健施設		1.家庭のみ		14.老人福祉・保健施設	
2.アパート等(主に単身)		14.一般病院・老人病院		2.一般就労		15.一般病院・老人病院(入院)	
3.グループホーム・生活寮等		15.精神科病院		3.福祉作業所・小規模作業所		16.精神科病院(入院)	
4.社員寮・住み込み等		16.施設入所支援		4.職業能力開発校		17.療養介護	
5.職業能力開発校寄宿舎		17.自立訓練(宿泊型)		5.特別支援学校(高等部含む)		18.生活介護	
6.特別支援学校寄宿舎		18.少年院・刑務所等の矯正施設		6.小中学校		19.自立訓練	
7.障害児入所施設(福祉型・医療型)		19.その他・不明		7.その他の学校		20.就労移行支援	
8.児童養護施設				8.保育所・幼稚園		21.就労継続支援 A 型	
9.乳児院				9.障害児入所施設(福祉型・医療型)		22.就労継続支援 B 型	
10.児童自立支援施設				10.児童発達支援センター・児童発達支援事業等		23.地域活動支援センター等	
11.知的障害者福祉ホーム				11.児童養護施設		24.少年院・刑務所等の矯正施設	
12.救護施設				12.乳児院		25.その他・不明	
		計		13.救護施設		計	

[21]-B 退所後（契約・措置解除後）の状況				イ. 平成 27 年 6 月 1 日～平成 28 年 5 月 31 日の 1 年間に調査すること ロ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ハ. (1) と (2) の人員計が一致すること			
(1) 生活の場		(人)		(2) 活動の場		(人)	
1.家庭(親・きょうだいと同居)		14.施設入所支援		1.家庭のみ		14.一般病院・老人病院(入院)	
2.アパート等(主に単身)		15.自立訓練(宿泊型)		2.一般就労		15.精神科病院(入院)	
3.グループホーム・生活寮等		16.少年院・刑務所等の矯正施設		3.福祉作業所・小規模作業所		16.療養介護	
4.社員寮・住み込み等		17.その他・不明		4.職業能力開発校		17.生活介護	
5.職業能力開発校寄宿舎		小計		5.特別支援学校(高等部含む)		18.自立訓練	
6.特別支援学校寄宿舎		18.死亡退所		6.小中学校		19.就労移行支援	
7.障害児入所施設(福祉型・医療型)				7.その他の学校		20.就労継続支援 A 型	
8.児童養護施設				8.保育所・幼稚園		21.就労継続支援 B 型	
9.知的障害者福祉ホーム				9.障害児入所施設(福祉型・医療型)		22.地域活動支援センター等	
10.救護施設				10.児童発達支援センター・児童発達支援事業等		23.少年院・刑務所等の矯正施設	
11.老人福祉・保健施設				11.児童養護施設		24.その他・不明	
12.一般病院・老人病院				12.救護施設		小計	
13.精神科病院				13.老人福祉・保健施設		25.死亡退所	
		計				計	

[22] 就職の状況 ※「児童発達支援センター」、「自立訓練(宿泊型)」、「施設入所支援」は除く。職場適応訓練は除く。									
イ. 平成 27 年 6 月 1 日～平成 28 年 5 月 31 日の 1 年間に調査すること ロ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合も記入のこと ハ. 「事業利用(在所)年月」の欄は、 <u>現事業(所)</u> での利用(在所)期間を記入のこと ニ. 「知的障害の程度」は、児童相談所または更生相談所の判定より記入すること ホ. [21]-B、(2)活動の場、2一般就労 の人数と一致すること									
No.	就職時 年齢	性別	事業利用 (在所)年月	知的障害の程度 (別表 1 より)	年金受給の有無 (別表 2 より)	雇用先の業種	仕事の内容	就職時の給与 (月額)	就職時の生活の場 (別表 3 より)
例	20 歳	男	2 年 ヶ月	4	4	飲食店	接客・食器洗浄	¥ 80,000	1
1									
2									
3									
4									
5									
6									

[23] 介護保険サービスへの移行・併給状況 ※1 ページ目施設・事業の種類「18. 施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、両方の事業を行う場合は1 ページ目「18. 施設入所支援」と印字された調査票以外、回答のこと。 イ、平成 27 年 6 月 1 日～平成 28 年 5 月 31 日の 1 年間に新規に移行又は併給を開始した者を計上すること									
No.	移行・併給 開始 年齢	性別	知的障害の程度 (別表 1 より)	障害 支援区分	移行前の生活の場 (別表 4 より)	移行後の生活の場 (別表 5 より)	介護認定区分 (別表 6 より)	移行・併給後に利用を開始し た別表(5)のうち4～7以 外の介護保険サービス (別表 7 より) 複数選択可	移行・併給開始の 理由 (別表 8 より)
1	歳								
2									
3									
4									
5									
6									

[24] 死亡の状況 ※1 ページ目施設・事業の種類「18. 施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、両方の事業を行う場合は1 ページ目「18. 施設入所支援」と印字された調査票以外、回答のこと。
イ、平成 27 年 6 月 1 日～平成 28 年 5 月 31 日の 1 年間に調査すること
ロ、退所後 6 ヶ月程度で死亡したケースも記入すること
ハ、[21] -B、(1) 生活の場、18 死亡退所 の人数と一致すること

No.	死亡時 年齢	性別	知的障害の程度 (別表 1 より)	死亡場所 (別表 9 より)	死因 (右より選択)
1	歳				
2					1. 病気
3					2. 事故
4					3. その他
5					
6					

別表 1	1. 最重度	2. 重度	3. 中度	4. 軽度	5. 知的障害なし
別表 2	1. 有：1 級	2. 有：2 級	3. 有：その他（厚生年金・共済年金）	4. 無	
別表 3	1. 家庭 5. 自立訓練（宿泊型）	2. アパート等	3. グループホーム・生活寮等 6. 福祉ホーム	7. その他	4. 社員寮等 8. 不明
別表 4	1. 家庭（親・きょうだいと同居） 4. 社員寮・住み込み等 7. 自立訓練（宿泊型）	2. アパート等（主に単身） 5. 知的障害者福祉ホーム 8. その他・不明	3. グループホーム・生活寮等 6. 施設入所支援		
別表 5	1. 家庭 4. グループホーム（認知症対応） 7. 介護療養型医療施設	2. アパート 5. 特別養護老人ホーム 8. その他	3. グループホーム（障害福祉） 6. 介護老人保健施設		
別表 6	1. 要支援 1 4. 要介護 2 7. 要介護 5	2. 要支援 2 5. 要介護 3	3. 要介護 1 6. 要介護 4		
別表 7	1. デイサービス・デイケア 3. 短期入所（ショートステイ）	2. 訪問・居宅介護（ホームヘルプサービス） 4. 訪問看護	5. その他		
別表 8	1. 市町村等行政から 65 歳になったので移行指示があった。 2. 加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた 3. 本人の希望により 4. 家族の希望により 5. その他				
別表 9	1. 施設	2. 病院	3. 家庭	4. その他	

ご協力いただき誠にありがとうございます